

## 京都府地域防災計画（一般計画編等）の見直し概要について

## 1 見直し理由

## ア 国の防災基本計画の修正（平26. 1. 17）（災害対策基本法の改正等）

## 平26. 1. 17 防災基本計画修正

- ・防災の基本理念の明確化（減災の考え方の明示、各主体一体となった対策推進など）
- ・大規模広域災害に対する即応力の強化（応援、広域一時滞在など）
- ・住民等の円滑かつ安全な避難の確保（避難行動要支援者対策、屋内安全確保措置など）
- ・被災者保護対策の改善（指定避難所指定、罹災証明書交付、被災者台帳作成など）
- ・平素からの防災への取組強化（災害応急対策等を行う企業との協定締結促進など）
- ・大規模な災害からの円滑かつ迅速な復興（復興の基本理念、復興方針策定など）

## イ 国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定及び南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

## 平26. 3. 27 南海トラフ地震防災対策推進基本計画策定及び推進地域指定

- ・従来の東南海・南海地震防災対策推進基本計画を廃し、南海トラフ地震防災対策推進基本計画を策定
- ・基本理念の明確化（対策に優先順位、自力での災害対応、他地域への支援）
- ・地震防災対策の推進及び基本的施策、南海トラフ地震が発生した場合の対策等について規定
- ・府内の指定地域：震度6弱以上の揺れが想定される南丹市以南18市町村

## ウ 防災会議専門部会の意見等

- ・南海トラフ巨大地震市町村別被害想定
- ・京都府防災情報府民共有システムの構築
- ・京都BCP検討会議による「京都BCP行動指針（案）」の取りまとめ
- ・検討ワーキングによる公的備蓄等の基本的な考え方の取りまとめ
- ・女性視点での防災対策意見交換会の取りまとめ

## エ その他（時点修正等）

## 2 見直しの概要

## ＜一般計画編、震災対策計画編＞

項目	該当	見直しの概要
計画の基本理念	ア	○被害の最小化とともに被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を明示 ○多様な主体の自発的な防災活動の推進、連携を明示
防災機関	ア、エ	○指定公共機関の追加の反映（内閣府告示）など
気象等観測・予報	エ	○特別警報が運用開始されたことに伴う発表基準等の規定整備等
内水対策	エ	○下水道に係る内水排除の現況を追加
資材器材等整備	ウ、エ	○公的備蓄整備の考え方や備蓄倉庫に係る検討内容を修正

項目	該当	見直しの概要
企業等防災対策	ア、ウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新たに章を新設し、企業等の防災対策を集約 <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害応急対策等を行う企業との連携</li> <li>・BCPの促進、事業所等の自主防災体制整備</li> <li>・京都BCPの普及</li> </ul> </li> </ul>
自主防災組織整備	ア、ウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○企業等防災対策の集約に伴う規定整備</li> <li>○地区防災計画制度について災害対策基本法の改正内容を反映</li> </ul>
医療助産	エ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○京都府災害拠点病院等連絡協議会の設置、災害医療コーディネーターの委嘱、広域医療搬送拠点の整備を追記</li> </ul>
要配慮者等支援	ア	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難行動要支援者名簿、安否確認等を追記</li> </ul>
避難に関する計画	ア、ウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自助の原則を明記</li> <li>○屋内待避等の適切な安全確保措置を明記</li> <li>○指定緊急避難場所・指定避難所、避難行動要支援者支援などについて災害対策基本法、防災基本計画の改正内容を反映</li> <li>○要配慮者ごとに必要な携帯品配慮を明記</li> <li>○広域一時滞在に係る内容を追記</li> </ul>
被災者支援対策	ア	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安否情報の収集・提供</li> <li>○被災者台帳・罹災証明書などについて災害対策基本法の改正内容を反映</li> </ul>
行政機能維持対策	ウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対応に当たる要員の活動支援等のための備蓄に係る内容を追記</li> </ul>
ボランティアの登録・支援等	ウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害ボランティアセンターの常設化、初動支援チームの編成等を追記</li> </ul>
広域防災活動拠点	オ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○京都御苑を広域防災拠点に追加</li> </ul>
災害対策本部等の運用	エ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対策要員の動員体制等の拡充 <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策支部の活動充実</li> <li>・府の退職者等による予備的な体制の確保</li> <li>・府職員による災害応援隊の組織</li> </ul> </li> </ul>
通信情報連絡	ウ、エ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○京都府防災情報府民共有システム（WebEOC）導入に係る内容の修正</li> <li>○移動通信機器の貸与（近畿総合通信局）</li> </ul>
災害復興対策	ア	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模災害復興法成立に伴う見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>・復興の基本方針</li> <li>・復興に向けた体制整備 など</li> </ul> </li> </ul>
南海トラフ地震防災対策推進計画等	イ、ウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地震防災対策推進地域の指定の反映</li> <li>○従来の東南海・南海地震防災対策推進計画を改正し南海トラフ地震防災対策推進計画の策定</li> <li>○南海トラフ巨大地震市町村別被害想定との反映</li> </ul>

区分	京都府地域防災計画 一般計画編
----	-----------------

頁	現 行
1	<p><b>第1編 総則</b></p> <p><b>第2章 計画の理念</b> この計画に基づく防災対策は、次のような理念のもとに推進する。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害に対しては、防災施設・設備整備（ハード）と情報・教育・訓練（ソフト）の両面から総合防災システムの整備を図り、<u>被害を最小限にとどめるよう努める。</u></p> <p><u>3～6</u> (略)</p> <p><b>第8章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p>第1 京都府</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 避難の勧告又は指示</p> <p>(8)～(20) (略)</p> <p>第2 市町村</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7)～(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)～(18)</u> (略)</p> <p><u>(19)</u> (略)</p> <p>第3 指定地方行政機関</p> <p>6 近畿経済産業局</p> <p><u>(1) 災害時における物資の供給及び物価の安定</u></p>

	修 正 案	修 正 理 由
	<p><b>第1編 総則</b></p> <p><b>第2章 計画の理念</b> この計画に基づく防災対策は、次のような理念のもとに推進する。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害に対しては、<u>被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、</u>防災施設・設備整備（ハード）と情報・教育・訓練（ソフト）の両面から総合防災システムの整備を図り、<u>さまざまな対策を組み合わせ、災害時の社会経済活動への影響を最小化にとどめるよう努める。</u></p> <p><u>3 災害対策は、各関係機関がそれぞれ果たすべき役割を的確に実施し、相互に密接な連携を図るとともに、府民、事業者等と一体となって最善の対策をとるよう努める。</u></p> <p><u>4～7</u> (略)</p> <p><b>第8章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p>第1 京都府</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等に係る助言</p> <p>(8)～(20) (略)</p> <p>第2 市町村</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定</u></p> <p><u>(8)～(10)</u> (略)</p> <p><u>(11) 避難所における良好な生活環境の確保</u></p> <p><u>(12)～(20)</u> (略)</p> <p><u>(21) 被災者の援護を図るための措置</u></p> <p><u>(8)～(20)</u> (略)</p> <p>第3 指定地方行政機関</p> <p>6 近畿経済産業局</p> <p><u>(1) 災害対策用物資の調達に関する情報の収集及び伝達</u></p>	<p>防災基本計画修正（防災原子力安全課）</p> <p>防災基本計画修正（防災原子力安全課）</p> <p>局内防災関係規程見直しによる（近畿経済産業局）</p>

5	<p>(2) <u>被災商工業、鉱業の事業者に対する融資のあっせん</u></p> <p>(3) <u>電気・ガス事業に関する復旧支援対策</u></p> <p>13 近畿総合通信局</p> <p>(1) <u>電波の統制管理</u></p> <p>(2) <u>災害時における電気通信の確保及び非常無線通信の運用管理</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>(2) <u>災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達</u></p> <p>(3) <u>被災中小企業の事業再開に関する相談、支援</u></p> <p>(4) <u>電力・ガスの供給の確保及び復旧支援</u></p> <p>13 近畿総合通信局</p> <p>(1) <u>電波及び有線電気通信の監理</u></p> <p>(2) <u>非常時における重要通信の確保</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>文言の適正化（近畿総合通信局）</p>
5～7	<p>第5 指定公共機関</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(項目追加)</p> <p><u>4 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 (略)</u></p> <p>(項目追加)</p> <p><u>5～14 (略)</u></p> <p>(項目追加)</p> <p>(項目追加)</p> <p>(項目追加)</p> <p>(項目追加)</p> <p><u>15～17 (略)</u></p>	<p>第5 指定公共機関</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>4 ソフトバンクモバイル株式会社</u></p> <p>(1)～(5) (同上)</p> <p><u>5 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 (略)</u></p> <p><u>6 ソフトバンクテレコム株式会社</u></p> <p>(1)～(5) (同上)</p> <p><u>7～16 (略)</u></p> <p><u>17 福山通運株式会社</u></p> <p>(1) (同上)</p> <p><u>18 佐川急便株式会社</u></p> <p>(1) (同上)</p> <p><u>19 ヤマト運輸株式会社</u></p> <p>(1) (同上)</p> <p><u>20 西濃運輸株式会社</u></p> <p>(1) (同上)</p> <p><u>21～23 (略)</u></p>	<p>指定公共機関追加 (H25. 10月)</p>
8	<p>第6 指定地方公共機関</p> <p>18 社団法人京都府歯科医師会</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 遺体の検視、身元確認及び処理に関する協力</p>	<p>第6 指定地方公共機関</p> <p>18 一般社団法人京都府歯科医師会</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 遺体の検視、<u>死体調査</u>、身元確認及び処理に関する協力</p>	<p>関係法令改正（警察本部）</p>
16	<p><b>第2編 災害予防計画</b></p> <p>第1章 気象等観測・予報計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第1 一般の利用に適合する予報及び警報</p> <p>1 予報区 (略)</p> <p>(項目追加)</p>	<p><b>第2編 災害予防計画</b></p> <p>第1章 気象等観測・予報計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第1 一般の利用に適合する予報及び警報</p> <p>1 予報区 (略)</p> <p><u>2 特別警報</u></p> <p>(1) <u>特別警報の種類</u></p>	<p>特別警報運用開始 (H25. 8. 30) による（京都地方気象台）</p>

18～19	<p><u>2～5</u> (略)</p> <p>6 気象情報  (4) 土砂災害警戒情報  イ 内容  土砂災害警戒情報は、<u>情報文、今後の土砂災害危険度及び数時間内の最大1時間雨量の推移、</u>文章を補足する図を報ずる。</p>	<p><u>特別警報の種類は次の通りとする。</u>  <u>ア 気象特別警報（暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報、大雪特別警報）</u>  <u>暴風、暴風雪、大雨又は大雪による重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合の警報</u>  <u>イ 高潮特別警報</u>  <u>高潮による重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合の警報</u>  <u>ウ 波浪特別警報</u>  <u>波浪、うねり等による重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合の警報</u>  (2) 気象警報に含めて行う特別警報  <u>地面現象特別警報（大雨、大雪等により山崩れ、地すべり等地面現象による重大な災害が予想される場合の特別警報）については、警報事項を気象特別警報に含めて行う。”</u>  (3) 特別警報の発表基準  <u>特別警報の発表基準を「特別警報基準表」に示す。</u></p> <p><u>3～6</u> (略)</p> <p><u>7</u> 気象情報  (4) 土砂災害警戒情報  イ 内容  土砂災害警戒情報は、<u>警戒対象地域、警戒文、</u>文章を補足する図を報ずる。</p>	<p>番号繰り下げ</p> <p>発表文の変更（建設交通部）</p> <p>特別警報運用開始(H25. 8. 30)による（京都地方気象台）</p> <p>組織改正による（京都地方気象台）</p> <p>情報文言の変更（京都地方気象台）</p>
22	<p>&lt;図&gt;京都府予報警報区域細分図  (表を追加)</p>	<p>&lt;図&gt;京都府予報警報区域細分図  <u>&lt;表&gt;特別警報基準表（表 省略）</u></p>	<p>特別警報運用開始(H25. 8. 30)による（京都地方気象台）</p>
23	<p>&lt;表&gt;警報・注意報基準表</p>	<p>&lt;表&gt;警報・注意報基準表</p>	
33	<p>●土砂災害警戒情報発表例（例文5）  075-841-3008（京都地方気象台<u>技術課</u>）</p>	<p>●土砂災害警戒情報発表例（例文5）  075-841-3008（京都地方気象台）</p>	<p>組織改正による（京都地方気象台）</p>
34	<p>●竜巻注意情報発表例（例文6）  (本文)</p> <p>京都府では<u>竜巻発生のおそれがあります。</u>  <u>竜巻は積乱雲に伴って発生します。雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。</u></p>	<p>●竜巻注意情報発表例（例文6）  (本文)</p> <p>京都府では、<u>竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。</u></p>	<p>情報文言の変更（京都地方気象台）</p>

	この情報は、〇〇日〇〇時〇〇分まで有効です。		この情報は、〇〇日〇〇時〇〇分まで有効です。	
34	<表>京都地方気象台所属地域気象観測所（アメダス）一覧表		<表>京都地方気象台所属地域気象観測所（アメダス）一覧表 <u>（最新状況に差替え）</u>	組織改正による、移設等（京都地方気象台）
35	<図>京都地方気象台所属地域気象観測所（アメダス）配置図		<図>京都地方気象台所属地域気象観測所（アメダス）配置図 <u>（最新状況に差替え）</u>	組織改正による、移設等（京都地方気象台）
40	第2 指定河川に対する洪水注意報、警報及び水防警報 4 知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知 (2) 避難判断水位（特別警戒水位）に係る水位情報の通知・周知等 水防法第13条第2項の規定により、河川において洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、避難判断水位（特別警戒水位）に達したとき関係水防管理者等に通知するとともに、インターネット（京都府ホームページ）等により一般に周知する。  なお、避難判断水位（特別警戒水位）及び浸水想定区域については、水位情報の通知・周知を実施する河川について順次設定又は指定を行う。		第2 指定河川に対する洪水注意報、警報及び水防警報 4 知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知 (2) 避難判断水位（特別警戒水位）に係る水位情報の通知・周知等 水防法第13条第2項の規定により、河川において洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、避難判断水位（特別警戒水位）に達したとき関係水防管理者等に通知するとともに、インターネット（京都府ホームページ）等により一般に周知する。 <u>また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。</u> なお、避難判断水位（特別警戒水位）及び浸水想定区域については、水位情報の通知・周知を実施する河川について順次設定又は指定を行う。	水防法改正による（建設交通部）
41～44	<表>知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区間等（略）		<表>知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区間等 <u>（最新状況に差替え）</u> <u>・水防警報河川追加</u> <u>西高瀬川、弥陀次郎川、長谷川、青谷川、手原川、天津神川、馬坂川、防賀川、南谷川、玉川、渡川、鳴子川、天神川、不動川、新川、七谷川、三俣川、米田川、弘法川、宮川</u> <u>・水位周知河川追加</u> <u>土師川、牧川、和久川、宮川、川上谷川</u>	水防警報等河川の追加（建設交通部）
45	第3 水防活動の利用に適合する予報及び警報 1 予報区 水防活動用予報警報の予報区については、一般予報警報の場合に準じて京都地方気象台と舞鶴海洋気象台が府内の区域を分割して担当する。		第3 水防活動の利用に適合する予報及び警報 1 予報区 水防活動用予報警報の予報区については、一般予報警報の場合に準じて京都地方気象台が担当する。	気象庁組織改正による（建設交通部）
47	第4 各種の気象通報 5 漁業無線気象通報		第4 各種の気象通報 5 漁業無線気象通報	組織改正による（京都地方気象台）

気象官署から、最寄りの漁業用海岸局に対して行う気象及び水象に関する「漁業無線気象通報」は、舞鶴海洋気象台から宮津漁業無線局、第八管区海上保安本部並びに舞鶴海上保安部に通知し、これらと交信している海域の漁船に伝達する。

47 第5 津波警報等

1 津波警報及び津波注意報は、地震が海底のごく浅いところで発生し、津波の起こるおそれがある場合及び津波の発生について外国からの通報があった場合に、津波の来襲する地域とその高さを予測して行う注意報及び警報であって、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表する。

2 津波警報及び津波注意報の予報区  
(略)

3 津波警報等の種類と内容  
(1) 種類

(項目追加)

ア～ウ (略)

4 津波警報及び津波注意報の伝達

(1) 津波警報及び津波注意報は、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表される電文に頭書きを付加して伝達する。伝達の際、電文に「京都府」以外の沿岸の津波警報等が含まれることがある。

(2) 津波警報及び津波注意報の伝達手段及び経路を「津波警報及び津波注意報伝達経路図」に示す。

第7 地震及び津波に関する情報

50 <表>地震及び津波に関する情報の種類と内容

気象官署から、最寄りの漁業用海岸局に対して行う気象及び水象に関する「漁業無線気象通報」は、京都地方気象台から宮津漁業無線局、第八管区海上保安本部並びに舞鶴海上保安部に通知し、これらと交信している海域の漁船に伝達する。

第5 津波警報等

1 大津波警報、津波警報及び津波注意報は、地震が海底のごく浅いところで発生し、津波の起こるおそれがある場合及び津波の発生について外国からの通報があった場合に、津波の来襲する地域とその高さを予測して行う注意報及び警報であって、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表する

2 津波警報等の予報区  
(略)

3 津波警報等の種類と内容  
(1) 種類

ア 大津波警報：担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれが著しく大きいと予想されるとき発表する。

イ～エ (略)

4 津波警報等の伝達

(1) 大津波警報、津波警報及び津波注意報は、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表される電文に頭書きを付加して伝達する。伝達の際、電文に「京都府」以外の沿岸の津波警報等が含まれることがある。

(2) 大津波警報、津波警報及び津波注意報の伝達手段及び経路を「津波警報等伝達経路図」に示す。

第7 地震及び津波に関する情報

<表>地震及び津波に関する情報の種類と内容

表現の適正化（京都地方気象台）

表現の統一（京都地方気象台）

大津波警報に係る情報を追加（京都地方気象台）

表現の統一、適正化（京都地方気象台）

地震情報の種類	発表基準	発表内容
(略)	(略)	(略)
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表。
(略)	(略)	(略)
その他の情報	(略)	(略)
(項目追加)		

津波情報の種類	発表内容
(略)	(略)
津波観測に関する情報	(略)
(項目追加)	
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

51 第10 予報警報等の伝達及び周知

1 周知徹底の方法

予報警報の通報を担当する各機関は、あらかじめ定めた方法により関係者及び住民に対し周知徹底を図るものとする。

(1)～(2) (略)

(項目追加)

(3)～(7) (略)

第12 京都府土砂災害警戒情報システム(土砂災害監視システム)による監視

54 1 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報の支援資料として、府管理の102雨量局から集約された降雨データを気象庁へ提供し、気象庁が解析雨量、降水短時間予報、土壌雨量指数、土砂災害判定メッシュなどの作成に利用し、京都府へ還元する。

55～57 <表>京都府雨量観測所(テレメータ)

102箇所(平成24年11月30日現在)

地震情報の種類	発表基準	発表内容
(略)	(略)	(略)
震源に関する情報	・震度3以上 ( <u>大津波警報</u> 、津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ( <u>大津波警報</u> 、津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表。
(略)	(略)	(略)
その他の情報	(略)	(略)
<u>推計震度分布図</u>	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表

津波情報の種類	発表内容
(略)	(略)
津波観測に関する情報	(略)
<u>沖合の津波観測に関する情報</u>	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測地から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

第10 予報警報等の伝達及び周知

1 周知徹底の方法

予報警報の通報を担当する各機関は、あらかじめ定めた方法により関係者及び住民に対し周知徹底を図るものとする。

(1)～(2) (略)

(3) 防災・防犯情報メールによる方法

(4)～(8) (略)

第12 京都府土砂災害警戒情報システム(土砂災害監視システム)による監視

1 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報の支援資料として、府管理の108雨量局から集約された降雨データを気象庁へ提供し、気象庁が解析雨量、降水短時間予報、土壌雨量指数、土砂災害判定メッシュなどの作成に利用し、京都府へ還元する。

<表>京都府雨量観測所(テレメータ)

108箇所(平成25年11月30日現在 に差替え)

・追加観測所

表現の適正化、情報種類の追加(京都地方気象台)

情報伝達手段として電子メールによる周知が有効(近畿総合通信局)

雨量局増設(建設交通部)

雨量観測所増設(建設交通部)



58～59	<p>&lt;表&gt;京都府水位観測所（テレメータ）</p> <p><u>89箇所（平成24年11月30日現在）</u></p>	<p>菟道新池、甘南備、芦原、七谷川(上流)、三俣橋、於与岐</p> <p>&lt;表&gt;京都府水位観測所（テレメータ）</p> <p><u>109箇所（平成25年11月30日現在 に差替え）</u></p> <p>・追加観測所（前回修正時設置予定箇所含む）</p> <p>長代川、御室川、衣笠荒見(天神川)、犬川、久保川、弥陀次郎川、興戸(防賀川)、手原川、馬坂川、天津神川、長谷川(城陽市)、青谷川(山城)、南谷川、渋川、木幡池(堂ノ川)、戦川、志津川、小倉(井川)、伊勢田(井川)、名木川、近鉄橋下流(古川)、禅定寺川、天神川(木津川市)、不動川、新川(木津川市)、七谷川、三俣橋、千々川、西川、米田川、祖母谷川、額田(牧川)、真名井川、鳥取川、大橋川、俵野川</p>	水位観測所増設（建設交通部）
60～61	<p>&lt;表&gt;京都府河川防災カメラ</p> <p><u>53箇所（平成25年5月24日現在）</u></p>	<p>&lt;表&gt;京都府河川防災カメラ</p> <p><u>70箇所（平成25年11月30日現在 に差替え）</u></p> <p>・追加設置場所</p> <p>弥陀次郎川、興戸(防賀川)、手原川、馬坂川、天津神川、長谷川(城陽市)、青谷川(山城)、南谷川、渋川、天神川(木津川市)、鳴子川、不動川、新川(木津川市)、七谷川、三俣川、米田川、真名井川</p>	河川カメラ増設（建設交通部）
63	<p>&lt;図&gt;京都府雨量水位観測所配置図 (略)</p>	<p>&lt;図&gt;京都府雨量水位観測所配置図 (平成25年11月30日現在に差替え)</p>	雨量水位観測所増設（建設交通部）
64	<p>&lt;図&gt;京都府河川防災カメラ配置図 (略)</p>	<p>&lt;図&gt;京都府河川防災カメラ配置図 (平成25年11月30日現在に差替え)</p>	河川防災カメラ増設（建設交通部）
67	<p>第13 積雪の観測・通報</p> <p>2 京都府の積雪観測通報</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 観測の結果</p> <p>京都府の観測結果は京都地方気象台、<u>舞鶴海洋気象台</u>及び近畿地方整備局との間に相互に資料の交換を行う。</p>	<p>第13 積雪の観測・通報</p> <p>2 京都府の積雪観測通報</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 観測の結果</p> <p>京都府の観測結果は京都地方気象台及び近畿地方整備局との間に相互に資料の交換を行う</p>	組織改正による（京都地方気象台）
67	<p>第14 風の観測</p> <p>京都府内の気象官署及び京都地方気象台所属地域気象観測所における風の観測は、次の箇所で行う。</p> <p>(略)</p> <p><u>舞鶴海洋気象台</u></p> <p>(略)</p>	<p>第14 風の観測</p> <p>京都府内の気象官署及び京都地方気象台所属地域気象観測所における風の観測は、次の箇所で行う。</p> <p>(略)</p> <p><u>舞鶴特別地域気象観測所</u></p> <p>(略)</p>	組織改正による（京都地方気象台）

67 第15 潮位観測（舞鶴海洋气象台）  
 1 京都府の地域における潮位観測は次により実施する。  
 舞鶴検潮所（舞鶴港舞鶴海洋气象台管理）ホームページによる情報提供

70 <図>京都府予報警報等伝達経路図  
舞鶴海洋气象台→各機関  
 京都地方气象台→各機関

京都府防災・原子力安全課→各機関

71 <図>淀川水系（淀川幹川・淀川支川木津川・淀川支川桂川下流）洪水予報の連絡系統  
 （略）

72 <図>由良川（下流・中流）洪水予報の連絡系統  
 （略）

宮津与謝消防組合  
 河川課・砂防課→各機関

74 <図>由良川幹川水防警報の連絡系統  
 （略）

宮津与謝消防組合  
 河川課・砂防課→各機関

76 <図>桂川中流・園部川洪水予報の連絡系統  
 南丹土木事務所→京都市・…京都中部広域消防組合・京都中部広域消防組合（園部消防署）・…・嵯峨野観光鉄道(株)

77 <図>桂川（保津橋、鳥羽）水防警報の連絡系統  
 南丹土木事務所→河川課・砂防課

∴  
（保津橋、鳥羽）中部広域消防組合（亀岡）  
（鳥羽）中部広域消防組合（園部）  
 ∴  
 （鳥羽） 南丹警察署

78 <図>天神川水防警報の連絡系統  
 （略）

第15 潮位観測（京都地方气象台）  
 1 京都府の地域における潮位観測は次により実施する。  
 舞鶴検潮所（舞鶴港京都地方气象台管理）ホームページによる情報提供

<図>京都府予報警報等伝達経路図  
 （舞鶴海洋气象台→各機関 削除）  
 伝達先に「福知山河川国道事務所，第八管区海上保安本部，海上自衛隊舞鶴地方総監部」を追加  
 伝達先に「陸上自衛隊第4施設団」を追加

<図>淀川水系（淀川幹川・淀川支川木津川・淀川支川桂川下流）洪水予報の連絡系統  
 （最新連絡系統図に差替え）

<図>由良川（下流・中流）洪水予報の連絡系統  
 （最新連絡系統図に差替え）  
 宮津与謝消防組合 消防本部  
 伝達先に「京都中部広域消防組合消防本部」を追加等

<図>由良川幹川水防警報の連絡系統  
 （最新連絡系統図に差替え）  
 宮津与謝消防組合 消防本部  
 伝達先に「京都中部広域消防組合消防本部」を追加等

<図>桂川中流・園部川洪水予報の連絡系統  
 南丹土木事務所→京都市・…京都中部広域消防組合 消防本部 ・…・嵯峨野観光鉄道(株)

<図>桂川（保津橋、鳥羽）水防警報の連絡系統  
 南丹土木事務所→河川課・砂防課  
 ∴  
 （保津橋、鳥羽）京都中部広域消防組合消防本部  
 （削除）  
 ∴  
 （鳥羽） 南丹警察署

<図>天神川・西高瀬川水防警報の連絡系統  
 （最新連絡系統図に差替え）

組織改正による（京都地方气象台）

組織改正，システム更新による（京都地方气象台）

実態と整合（陸自第4施設団）

水防法改正による（建設交通部）

組織名称改正（建設交通部）  
 名称統一（丹後広域振興局）  
 実態と整合（京都中部消防）

連絡先追加（建設交通部）  
 名称統一（丹後広域振興局）  
 実態と整合（京都中部消防）

名称統一，連絡先削除（京都中部消防）

名称統一，連絡先削除（京都中部消防）

水防警報河川追加（建設交通部）

	(図追加)		下記河川の水防警報の連絡系統図を追加（系統図は略） <u>弥陀次郎川、長谷川、青谷川、手原川、天津神川、馬坂川、防賀川、南谷川、玉川、渋川</u>	水防警報河川追加（建設交通部）
81	<図>井関川、赤田川水防警報・水位情報の連絡系統 (略)	<図>井関川、赤田川、 <u>鳴子川、天神川、不動川、新川</u> 水防警報・水位情報の連絡系統 (略)		水防警報河川追加（建設交通部）
81	<図>年谷川、曾我谷川、犬飼川水防警報の連絡系統 (略) 京都中部広域消防組合 <u>（亀岡）</u>	<図>年谷川、曾我谷川、犬飼川、 <u>七谷川</u> 水防警報の連絡系統 (最新連絡系統図に差替え) 京都中部広域消防組合 <u>消防本部</u>		水防警報河川追加（建設交通部） 名称統一（京都中部消防）
82	<図>園部川、田原川（南丹市）水防警報の連絡系統 (略) 京都中部広域消防組合	<図>園部川、田原川（南丹市）水防警報の連絡系統 (最新連絡系統図に差替え) 京都中部広域消防組合 <u>消防本部</u>		連絡先追加（建設交通部） 名称統一（京都中部消防）
82	<図>棚野川水防警報の連絡系統 (略) 京都中部広域消防組合	<図>棚野川水防警報の連絡系統 (最新連絡系統図に差替え) 京都中部広域消防組合 <u>消防本部</u>		連絡先追加（建設交通部） 名称統一（京都中部消防）
82	<図>高屋川水防警報の連絡系統 (略) 京都中部広域消防組合	<図>高屋川水防警報の連絡系統 (最新連絡系統図に差替え) 京都中部広域消防組合 <u>消防本部</u>		連絡先追加（建設交通部） 名称統一（京都中部消防）
	(図追加)		<図>三俣川水防警報の連絡系統図 (系統図 略)	水防警報河川追加（建設交通部）
83	<図>伊佐津川、志楽川、与保呂川水防警報・水位情報の連絡系統 (略) * 1 与保呂川の水位情報は、避難判断水位（特別警戒水位）の設定以降とする。 <図>土師川、和久川、牧川、 <u>宮川</u> *1、弘法川*1水防警報・水位情報の連絡系統 (略) <u>* 1 宮川、弘法川の水防警報は、水防団待機水位（指定水位）はん濫注意水位（警戒水位）の設定以降とする。</u> * 2 <u>土師川、和久川、牧川、宮川、弘法川</u> の水位情報は、避難判断水位（特別警戒水位）の設定以降とする。	<図>伊佐津川、志楽川、与保呂川、 <u>米田川</u> 水防警報・水位情報の連絡系統 (略) * 1 与保呂川、 <u>米田川</u> の水位情報は、避難判断水位（特別警戒水位）の設定以降とする。 <図>土師川、和久川、牧川、 <u>宮川</u> 、弘法川*1水防警報・水位情報の連絡系統 (略) * 1 <u>弘法川</u> の水位情報は、避難判断水位（特別警戒水位）の設定以降とする。		水防警報河川追加（建設交通部） 時点修正（建設交通部）

	<p>* 3 「関係事務所等」とは学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。</p>	<p>* <u>2</u> 「関係事務所等」とは学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。</p>	
83	<p>&lt;図&gt;大手川、野田川水防警報・水位情報の連絡系統 宮津与謝消防組合</p>	<p>&lt;図&gt;大手川、野田川水防警報・水位情報の連絡系統 宮津与謝消防組合 <b>消防本部</b></p>	<p>名称統一（丹後広域振興局）</p>
84	<p>&lt;図&gt;福田川、竹野川、佐濃谷川、宇川、川上谷川水防警報・水位情報の連絡系統 (略) <u>* 1 川上谷川の水位情報は、避難判断水位（特別警戒水位）の設定以降とする。</u> <u>* 2 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。</u></p>	<p>&lt;図&gt;福田川、竹野川、佐濃谷川、宇川、川上谷川水防警報・水位情報の連絡系統 (略)</p> <p>* 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。</p>	<p>時点修正（建設交通部）</p>
84	<p>&lt;図&gt;筒川水防警報の連絡系統 (略) 宮津与謝消防組合</p>	<p>&lt;図&gt;筒川水防警報の連絡系統 (略) 宮津与謝消防組合 <b>消防本部</b></p>	<p>水位情報周知河川追加（建設交通部） 名称統一（丹後広域振興局）</p>
87	<p>&lt;図&gt;津波警報等伝達経路図 大阪管区気象台→京都地方気象台・<u>舞鶴海洋気象台</u></p>	<p>&lt;図&gt;津波警報等伝達経路図 大阪管区気象台→京都地方気象台</p>	<p>組織改正による（京都地方気象台）</p>
88	<p>&lt;図&gt;地震及び津波に関する情報伝達経路図 大阪管区気象台→京都地方気象台・<u>舞鶴海洋気象台</u> 相楽<u>広域</u>消防組合消防本部</p>	<p>&lt;図&gt;地震及び津波に関する情報伝達経路図 大阪管区気象台→京都地方気象台 相楽 <b>中部</b> 消防組合消防本部</p>	<p>組織改正による（京都地方気象台） 名称誤り</p>
89	<p>&lt;図&gt;噴火警報に関する情報伝達経路図 大阪管区気象台→京都地方気象台・<u>舞鶴海洋気象台</u> 宮津与謝消防組合</p>	<p>&lt;図&gt;<u>火山現象警報等</u>に関する情報伝達経路図 大阪管区気象台→京都地方気象台 宮津与謝消防組合 <b>消防本部</b></p>	<p>他記述と整合，組織改正による（京都地方気象台） 名称統一（丹後広域振興局）</p>
	<p><b>第2章 情報連絡通信網の整備計画</b> 第1節 情報連絡通信網の整備</p>	<p><b>第2章 情報連絡通信網の整備計画</b> 第1節 情報連絡通信網の整備</p>	
90	<p>第1 整備計画の方針 (略)</p>	<p>第1 整備計画の方針 (略) <u>なお、非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所へ設置等を図る。</u></p>	<p>防災基本計画修正（防災原子力安全課）</p>
91	<p>第7 庁内システムの業務継続性の確保 ・自治体クラウドの推進 <u>「戦略的情報化政策研究会」において、自治体クラウドを活用し</u></p>	<p>第7 庁内システムの業務継続性の確保 ・自治体クラウドの推進 自治体クラウドを活用した業務継続性の確保 <u>に努める。</u></p>	<p>H23研究会終了（政策企画部）</p>

た業務継続性の確保を検討

### 第3章 河川防災計画

#### 第1節 河川の現況

府内の一級河川及び二級河川は、合わせて393河川、延長約2,045kmであり、このうち一級河川は304河川で、大阪湾に注ぐ淀川水系と日本海に注ぐ由良川水系に大別され、二級河川は日本海に注ぐ36水系89河川となっている。

また、国土交通大臣が管理する河川は、26河川、延長約194km、知事が管理する河川は、375河川、延長約1,851kmとなっている。(なお、同一河川で両者の管理区間がある河川が8河川ある)

#### 第2節 河川改修計画

##### 第1 国土交通省の改修計画

##### 2 由良川水系河川整備基本方針と河川整備計画

由良川水系の治水事業については、平成9年の河川法改正を踏まえ、平成11年12月に河川整備計画基本方針が、(略)平成15年8月には河川整備計画が策定された。

#### 第2 京都府の河川整備

(略)しかし、府管理河川の河川整備率(=改修済延長/要改修延長)は全体で約35%、都市河川(市街化区域等を貫流する河川)においても約52%と低い状況にある中で、未整備区間について直ちに河川整備を図ることは、予算的、時間的な制約もあり困難であるため、緊急性や実現性等を踏まえ、重点的な整備を行っている。

(略)また、東日本大震災及び府南部豪雨を教訓に、天井河川などでは、一旦破堤し氾濫すれば広域かつ甚大な被害を及ぼすことが予想されるため、堤防や水路橋など河川構造物について補強耐震化を検討し対策を実施する。

1 (略)

2 美しい河川環境を次世代に引き継ぐ

(1) (略)

(2) 多自然型川づくりの推進

(3) (略)

#### 第3節 ダムの現状と洪水調節

##### 第6 日吉ダム (略)

### 第3章 河川防災計画

#### 第1節 河川の現況

府内の一級河川及び二級河川は、合わせて394河川、延長約2,046kmであり、このうち一級河川は305河川で、大阪湾に注ぐ淀川水系と日本海に注ぐ由良川水系に大別され、二級河川は日本海に注ぐ36水系89河川となっている。

また、国土交通大臣が管理する河川は、25河川、延長約195km、知事が管理する河川は、377河川、延長約1,851kmとなっている。(なお、同一河川で両者の管理区間がある河川が8河川ある)

#### 第2節 河川改修計画

##### 第1 国土交通省の改修計画

##### 2 由良川水系河川整備基本方針と河川整備計画

由良川水系の治水事業については、平成9年の河川法改正を踏まえ、平成11年12月に河川整備計画基本方針が、(略)平成15年8月には河川整備計画が策定された。その翌年の平成16年10月台風23号による被害状況を踏まえ、由良川のさらなる治水安全度向上を目指し整備内容を追加するなど、新たな由良川水系河川整備計画が平成25年6月に策定された。

#### 第2 京都府の河川整備

(略)しかし、府管理河川の河川整備率(=改修済延長/要改修延長)は全体で約36%、都市河川(市街化区域等を貫流する河川)においても約53%と低い状況にある中で、未整備区間について直ちに河川整備を図ることは、予算的、時間的な制約もあり困難であるため、緊急性や実現性等を踏まえ、重点的な整備を行っている。

(略)また、東日本大震災、府南部豪雨及び平成25年9月の台風18号災害を教訓に、天井河川などでは、一旦破堤し氾濫すれば広域かつ甚大な被害を及ぼすことが予想されるため、堤防や水路橋など河川構造物について補強耐震化を検討し対策を実施する。

1 (略)

2 美しい河川環境を次世代に引き継ぐ

(1) (略)

(2) 多自然型川づくりの推進

(3) (略)

#### 第3節 ダムの現状と洪水調節

##### 第6 日吉ダム (略)

時点修正 (建設交通部)

由良川水系河川整備計画見直し(H25.6月)による追記 (建設交通部)

時点修正 (建設交通部)

最新の出水を追記 (建設交通部)

多自然川づくり基本方針(H18年10月)による (建設交通部)

	(項目追加)	<p><u>第7 畑川ダム</u></p> <p><u>1 ダムの現状</u></p> <p>(1)目的 <u>洪水調節、水道用水、流水の正常な機能の維持</u></p> <p>(2)管理者 <u>京都府</u></p> <p>(3)位置 <u>船井郡京丹波町下山</u></p> <p>(4)河川名 <u>由良川水系高屋川支川 畑川</u></p> <p>(5)規模 型式 <u>重力式コンクリート</u></p> <p>堤高 <u>34.0m</u></p> <p>総貯水容量 <u>1,960,000m<sup>3</sup></u></p> <p>計画高水量 <u>200m<sup>3</sup>/s</u></p> <p><u>2 洪水調節</u></p> <p>洪水調節は、30年に1回発生すると予想される降雨で生じる洪水において、ダム地点の計画高水流量200m<sup>3</sup>/sを110m<sup>3</sup>/sに調節する。</p> <p><u>3 放流通報の連絡系統</u></p> <p><u>放流通報の連絡系統を「畑川ダム放流通報の連絡系統」に示す。</u></p>	畑川ダム供用開始（建設交通部）
99	<図>天ヶ瀬ダム放流通報の連絡系統 (略)	<図>天ヶ瀬ダム放流通報の連絡系統 (実態に合わせて修正)	実態と整合（宇治市）
100	<図>大野ダム放流通報の連絡系統 京都中部広域消防組合 宮津与謝消防組合	<図>大野ダム放流通報の連絡系統 京都中部広域消防組合 <u>消防本部</u> 宮津与謝消防組合 <u>消防本部</u>	名称統一（京都中部消防・丹後広域振興局）
101	<図>高山ダム放流通報の連絡系統 相楽中部消防組合消防組合→相楽中部消防署・相楽東部消防署	<図>高山ダム放流通報の連絡系統 相楽中部消防組合消防組合→相楽中部消防署	組織改正による廃止（相楽中部消防）
102	<図>和知ダム放流通報の連絡系統 京都中部広域消防組合 宮津与謝消防組合	<図>和知ダム放流通報の連絡系統 京都中部広域消防組合 <u>消防本部</u> 宮津与謝消防組合 <u>消防本部</u>	名称統一（京都中部消防・丹後広域振興局）
103	<図>布目ダム放流通報の連絡系統 相楽中部消防本部	<図>布目ダム放流通報の連絡系統 相楽中部 <u>消防組合</u> 消防本部	名称変更（相楽中部消防）
104	<図>日吉ダム放流通報の連絡系統 京都中部広域消防組合	<図>日吉ダム放流通報の連絡系統 京都中部広域消防組合 <u>消防本部</u>	名称変更（相楽中部消防）
	(図追加)	<u>&lt;図&gt;畑川ダム放流通報の連絡系統</u> (略)	畑川ダム供用開始（建設交通部）

	<p><b>第5章 砂防関係事業計画</b></p>	<p><b>第5章 砂防関係事業計画</b></p>	
107	<p>第3節 土砂災害に関連する情報、被害状況の収集伝達 (略) <u>平成24年11月</u>現在における府内の指定区域は下表のとおりである。 &lt;表&gt; (<u>平成24年11月</u>現在)</p>	<p>第3節 土砂災害に関連する情報、被害状況の収集伝達 (略) <u>平成26年1月</u>現在における府内の指定区域は下表のとおりである。 &lt;表&gt; (<u>平成26年1月</u>現在 に差替え)</p>	<p>時点修正 (建設交通部)</p>
111	<p>第7節 砂防対策計画 第1 現状 箇所数<u>1,424</u>箇所 (<u>平成24年11月1日</u>現在)</p>	<p>第7節 砂防対策計画 第1 現状 箇所数<u>1,431</u>箇所 (<u>平成26年2月1日</u>現在)</p>	<p>時点修正 (建設交通部)</p>
113	<p>第10節 急傾斜地崩壊対策計画 第1 現状 (略) 急傾斜地崩壊危険区域が指定されている箇所は「急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧表」のとおりであり、<u>308</u>箇所となっている。 (略)</p>	<p>第10節 急傾斜地崩壊対策計画 第1 現状 (略) 急傾斜地崩壊危険区域が指定されている箇所は「急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧表」のとおりであり、<u>310</u>箇所となっている。 (略)</p>	<p>時点修正 (建設交通部)</p>
116	<p>&lt;表&gt;土砂災害危険箇所等一覧表 (その2) (<u>平成24年11月1日</u>現在)</p>	<p>&lt;表&gt;土砂災害危険箇所等一覧表 (その2) (<u>平成26年2月1日</u>現在 に差替え)</p>	<p>時点修正 (建設交通部)</p>
120 ~124	<p><b>第7章 内水防排除計画</b> (近畿地方整備局, 府農林水産部) <u>(節新設)</u></p> <p><b>第1節 内水問題河川の現状</b> 第1 古川 近年の淀川流域の発展は著しいものがあり、特に当該地区は大阪京</p>	<p><b>第7章 内水対策計画</b> (近畿地方整備局, <u>府文化環境部</u>, 府農林水産部, <u>府建設交通部</u>) <b>第1節 内水対策の現況</b> <u>府内の大河川である宇治川・木津川・桂川・由良川は、いずれも中流・下流域においては縦断勾配の緩やかな築堤河川となっている。大河川沿いの低平地には古くから水田が開けて農村集落が形成されていたが、戦後の高度成長期には大都市近郊の新興住宅地として急速に市街化が進んだ地域もある。</u> <u>これら低平地の多くは、大河川の増水時には地盤高が河川水位よりも低く、内水による浸水被害を軽減するためポンプによる防排除を含めた総合的な内水対策が必要である。このため、大河川を管理する国土交通省や支川(内水河川)を管理する京都府(京都市)により設置された排水機場のほか、耕地・農村集落を中心とした地域は土地改良区等(一部は農林水産省・京都市)が、市街地を中心とした地域は下水道管理者としての市町(一部は京都府)がポンプ場を設けて内水の排除を行っている。また、ポンプ場の整備と併せて土地改良区等と下水道管理者はポンプ場に至るまでの開水路や管渠の整備も行っており、更に近年では下水道で貯留施設を整備する事例も増えてきている。</u></p> <p><b>第2節 内水河川における対策</b> 第1 古川 近年の淀川流域の発展は著しいものがあり、特に当該地区は大阪京</p>	<p>下水道に係る内水対策追加、章全体の内容・表記方法を整理 (防災原子力安全課)</p> <p>節番号繰り下げ</p>

都間の交通機関等重要な地域となっており、昭和41年度より建設省において流域の内水排除施設計画の検討を進め久御山排水機場を既設巨椋池排水機場横に設置したものである。

久御山排水機場は、平成4年度にポンプ3台、能力90m<sup>3</sup>/sとなり、巨椋池排水機場の約80m<sup>3</sup>/sと合わせて約170m<sup>3</sup>/sの宇治川への排水が可能である。

また、城陽排水機場は、平成9年3月にポンプ3台となり、15m<sup>3</sup>/sの木津川への排水が可能である。

第2～第6（略）

## 第2節 土地改良区等の内水排除現状

### 第1 洛西地区

本地区は京都市の西南部に位置し、名勝嵐山に設置されている一の井堰によりかんがいされている1,630haの耕地をもっているが、地区内下流650haの耕地は南部地域の南区（久世）、伏見区（久我、羽束師）、長岡京市、大山崎町で地表勾配も緩く、底湿地である。

また、桂川、宇治川、木津川の三川合流地点に近いため、排水本川である桂川も、降雨時には水位が上昇し自然排水は全く不可能となり、現在次のような排水機が設置され内水を排水している。

<表>（略）

第2～第4（略）

## 第3節 計画の内容

### 第1 管理団体

- 1 管理のための組織（略）
- 2 運用の方法（略）
- 3 維持管理の方法（略）

都間の交通機関等重要な地域となっており、昭和41年度より建設省において流域の内水排除施設計画の検討を進め久御山排水機場を既設巨椋池排水機場横に設置したものである。

施設名	久御山排水機場
施設管理者	国土交通省
総能力	90m <sup>3</sup> /s
排水先	宇治川

第2～第6（第1と同様の記載方法に変更）

## 第3節 土地改良区等の対策

### 第1 洛西地区

本地区は京都市の西南部に位置し、名勝嵐山に設置されている一の井堰によりかんがいされている1,630haの耕地をもっているが、地区内下流650haの耕地は南部地域の南区（久世）、伏見区（久我、羽束師）、長岡京市、大山崎町で地表勾配も緩く、底湿地である。

また、桂川、宇治川、木津川の三川合流地点に近いため、排水本川である桂川も、降雨時には水位が上昇し自然排水は全く不可能となり、現在次のような排水機が設置され内水を排水している。

<表>（略）

第2～第4（略）

### 第5 土地改良区等の管理体制

- 1 管理のための組織（略）
- 2 運用の方法（略）
- 3 維持管理の方法（略）

## 第4節 下水道による対策

### 第1 流域下水道

京都府は、高度成長期に急激に市街化の進行した京都市（西京区、南区）、向日市及び長岡京市の一部を対象として、浸水を防除するために流域下水道（いろは呑（どん）龍（りゅう）トンネル）の整備を進めており、平成23年10月までに貯留管である北幹線第1号～第3号管渠を供用開始している。施設の管理は下水道管理者である京都府が行うが、第1号管渠の管理については、向日市に委託している。

なお、流入の様子及び管渠の貯留状況について、京都府ホームページでリアルタイムに情報提供している。

<http://www.pref.kyoto.jp/donryu/index.html>

携帯電話用 <http://www.pref.kyoto.jp/donryu/m/index.html>

排水機場機能記載を表形式に変更（第2～第6も同様）  
城陽排水機場は内水対策目的ではないため削除

節番号繰り下げ

記載項目名を統一

土地改良区の管理体制のため前節の項目に変更

下水道による対策を追加



125

### 第8章 港湾海岸施設防災計画

#### 第1節 海岸の現況

(略) 京都府内の海岸は日本海にのみ存在し、その総延長は315.2kmであって、そのうち107.1kmを海岸保全区域として防災上の諸施策が進められている。

<表> (略)

### 第13章 文化財災害予防計画

#### 第1節 現状

153

##### 第1 建造物

(略) 国指定建造物は府内に614棟あるが、国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられている577棟のうち、未設置のものは23棟である。また、自火報設備、消火設備、避雷針等を備えた総合的な防災設備が完備されているものは約半数である。

一方、府指定・登録文化財建造物は440棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の300棟のうち約75%に設置されているが、登録建造物では約半数である。また、総合的な防災設備については、設置され始めたところである。(略)

### 第14章 危険物等保安計画

#### 第2節 計画の内容

##### 第3 毒物、劇物予防対策

158

(略) 府保健所及び健康福祉部薬務課(京都市所管以外の京都市内)及び京都市の毒物劇物監視員は、その取扱状況について保健衛生上の見地から随時報告を求め、立入検査を実施して指導取締を行っている。

排水面積	約1,124ha
所在地	向日市物集女町～京都市南区久世上久世町～向日市鶏冠井町
延長	約4.9km
貯留容量	約10.7万m <sup>3</sup>

#### 第2 公共下水道・都市下水路

府内26市町村のうち、20市町が市街地の浸水を防除するために公共下水道又は都市下水路を整備している。施設は排水あるいは貯留のために管渠又はポンプ場等で構成されて、ポンプ場の運転等、施設の管理は下水道管理者である各市町が行う。現在供用中の主なポンプ場は次のとおりである。

市町村名	ポンプ場名	現有能力(m <sup>3</sup> /s)	排水先
京都市	住吉ポンプ場	17.6	東高瀬川(宇治川支川)
(略)	(略)	(略)	(略)

### 第8章 港湾海岸施設防災計画

#### 第1節 海岸の現況

(略) 京都府内の海岸は日本海にのみ存在し、その総延長は315.2kmであって、そのうち107.2kmを海岸保全区域として防災上の諸施策が進められている。

<表> (時点修正)

### 第13章 文化財災害予防計画

#### 第1節 現状

##### 第1 建造物

(略) 国指定建造物は府内に623棟あるが、国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられている577棟のうち、未設置のものは23棟である。また、自火報設備、消火設備、避雷針等を備えた総合的な防災設備が完備されているものは約半数である。

一方、府指定・登録文化財建造物は446棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の305棟のうち約75%に設置されているが、登録建造物では約半数である。また、総合的な防災設備については、設置され始めたところである。(略)

### 第14章 危険物等保安計画

#### 第2節 計画の内容

##### 第3 毒物、劇物予防対策

(略) 府保健所及び健康福祉部薬務課(京都市所管以外の京都市内)並びに京都市の毒物劇物監視員は、その取扱状況について保健衛生上の見地から随時報告を求め、立入検査を実施して指導取締を行っている。

H25年度版海岸統計に基づく  
時点修正(建設交通部)

時点修正(教育庁)

文言修正(健康福祉部)

160	<p>&lt;図&gt;火薬類施設 府中丹広域振興局（電話番号） （社）日本煙火協会京滋支部</p>	<p>&lt;図&gt;火薬類施設 府中丹広域振興局（番号修正） （公社）日本煙火協会京滋支部</p>	<p>担当部署変更（消防安全課） 正式名称（消防安全課）</p>
161	<p>&lt;図&gt;危険物等関係保安団体 ○火薬類関係 北桑田火薬類保安協会（電話番号） （社）京都府建設業協会 （社）日本煙火協会京滋支部</p>	<p>&lt;図&gt;危険物等関係保安団体 ○火薬類関係 北桑田火薬類保安協会（番号修正） （一社）京都府建設業協会 （公社）日本煙火協会京滋支部</p>	<p>修正もれ（消防安全課） 正式名称（消防安全課） 正式名称（消防安全課）</p>
	<p><b>第15章 消防組織整備計画</b> 第2節 計画の内容</p>	<p><b>第15章 消防組織整備計画</b> 第2節 計画の内容</p>	
162	<p>第2 消防意識の啓発 3 住宅用火災警報機設置の啓発 5 その他次の関係団体と協力して消防意識の啓発と火災予防の徹底を図る。 （財）京都府消防協会、（社）京都府危険物安全協会連合会、（社）京都消防設備協会等</p>	<p>第2 消防意識の啓発 3 住宅用火災警報器設置の啓発 5 その他次の関係団体と協力して消防意識の啓発と火災予防の徹底を図る。 （公財）京都府消防協会、（一社）京都府危険物安全協会連合会、（一社）京都消防設備協会等</p>	<p>誤字 正式名称（消防安全課）</p>
166 ～167	<p>&lt;表&gt;市町村相互応援協定締結状況一覧 （平成24年4月1日）</p>	<p>&lt;表&gt;市町村相互応援協定締結状況一覧 （平成25年4月1日） に差替え</p>	<p>時点修正（消防安全課）</p>
168	<p>&lt;図&gt;防災機関へのヘリ等の支援要請するときの連絡系統 府防災・原子力安全課→要請先各機関</p>	<p>&lt;図&gt;防災機関へのヘリ等の支援要請するときの連絡系統 要請先に「<u>陸上自衛隊第4施設団</u>」を追加（府南部における災害であることを注記）</p>	<p>府山城中部・南部地域は第4施設団担当区域（陸自第4施設団）</p>
174	<p><b>第16章 鉄道施設防災計画</b> 第6節 近畿日本鉄道株式会社の計画 <u>災害警備体制の確立</u> 1 気象観測機器の整備 2 災害時の連絡体制、配備体制の確立 3 各施設の警備計画、要注意箇所の警備方法、列車運転規制計画等の周知徹底 4 災害応急対策用資機材の備蓄及び調達計画の確立 5 防災訓練の実施</p>	<p><b>第16章 鉄道施設防災計画</b> 第6節 近畿日本鉄道株式会社の計画 <u>第1 鉄道土木施設の防災対策</u> 1 橋梁、トンネル、法面等の土木構造物を適切に検査し、必要に応じ補修または改良工事を実施する。 2 駅舎、待合室等の建築物を適切に点検し、必要に応じ維持、修繕を実施する。 3 災害発生のおそれがある場合は、警戒を実施する。 <u>第2 鉄道電気施設の防災対策</u> 1 電路、変電、電機、信号、通信等の鉄道電気施設を適切に検査し、必要に応じ補修または改良工事を実施する。 2 災害に備え気象観測機器を整備し、また災害が発生した場合の通信手段の確保に努める。</p>	<p>方針・内容・行政との連携に構成変更，具体記載（近鉄（株））</p>

		<p><u>3 災害発生のおそれがある場合は、警戒を実施する。</u></p> <p><u>第3 行政との連携</u></p> <p><u>1 自動車等の踏切事故、橋桁衝突事故、線路内転落事故を防止するため、道路管理者との協議を行う。</u></p> <p><u>2 線路周辺の環境変化に伴う防災強化について行政との連携を密にする。</u></p> <p><u>3 万一災害が発生した場合、行政と連携して迅速な復旧に努め、地域の足を確保する。</u></p>	
179	<p><b>第17章 通信放送施設防災計画</b></p> <p>(西日本電信電話株式会社, KDDI株式会社(関西総支社), 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西支社, エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社, 日本放送協会京都放送局)</p>	<p><b>第17章 通信放送施設防災計画</b></p> <p>(西日本電信電話株式会社, KDDI株式会社(関西総支社), 株式会社NTTドコモ関西支社, <u>ソフトバンクモバイル株式会社</u>, エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社, <u>ソフトバンクテレコム株式会社</u>, 日本放送協会京都放送局)</p>	指定公共機関追加(H25.10)追加による(防災原子力安全課)
181	<p><b>第18章 電気ガス施設防災計画</b></p> <p><b>第1節 電気施設防災計画</b></p> <p><b>第1 現状</b></p> <p>(略) 台風、暴風雨等により災害の発生が予想される場合は、関西電力株式会社京都支店防災計画に基づき非常災害対策本部を設置(舞鶴発電所および宮津エネルギー研究所にあっては<u>火力センター</u>に設置)し、各担当部門ごとに重点的に巡視点検を行い、災害発生を防止するとともに、災害発生時の応急復旧に必要な態勢を整える。</p>	<p><b>第18章 電気ガス施設防災計画</b></p> <p><b>第1節 電気施設防災計画</b></p> <p><b>第1 現状</b></p> <p>(略) 台風、暴風雨等により災害の発生が予想される場合は、関西電力株式会社京都支店防災計画に基づき非常災害対策本部を設置(舞鶴発電所および宮津エネルギー研究所にあっては<u>火力事業本部</u>に設置)し、各担当部門ごとに重点的に巡視点検を行い、災害発生を防止するとともに、災害発生時の応急復旧に必要な態勢を整える。</p>	組織改正による(関西電力(株))
181	<p><b>第3 計画の内容</b></p> <p><b>4 地震対策</b></p> <p>(1) 水力発電設備</p> <p>ア ダム設計基準による設計</p> <p>イ <u>耐震強度等は次のとおりとする。</u></p> <p>○屋外用変圧器</p> <p><u>ブッシング: 水平加速度 5 m/s<sup>2</sup>、共振正弦3波</u></p> <p><u>変圧器本体: 静的水平加速度 5 m/s<sup>2</sup></u></p> <p>○屋外用機器</p> <p><u>水平加速度 3 m/s<sup>2</sup>、共振正弦3波</u></p> <p>ウ 建物は建築基準法による。</p> <p>(2) 変電設備</p> <p><u>水力発電設備に準ずる。</u></p> <p>(3)~(4) (略)</p> <p>(5) 通信設備</p>	<p><b>第3 計画の内容</b></p> <p><b>4 地震対策</b></p> <p>(1) 水力発電設備</p> <p>ア ダム設計基準による設計</p> <p>イ <u>JEAG5003 変電所等における電気設備の耐震設計指針等による設計</u></p> <p>ウ 建物は建築基準法による。</p> <p>(2) 変電設備</p> <p><u>ア ダム設計基準による設計</u></p> <p><u>イ JEAG5003 変電所等における電気設備の耐震設計指針等による設計</u></p> <p>(3)~(4) (略)</p> <p>(5) 通信設備</p>	社内基準名に変更(関西電力(株))

	<p>マイクロ回線用反射板、空中線、鉄塔の巡視点検の維持継続、通信機器に対する倒壊防止対策の維持継続 (6) (略)</p>	<p>マイクロ回線用反射板、空中線、鉄塔の耐震設計基準による設計と巡視点検による維持管理、通信機器の倒壊防止対策の実施管理 (6) (略)</p>	<p>基準明記（関西電力(株)）</p>
183	<p>第2節 ガス施設防災計画 第2 予防計画の内容 1 防災体制 <u>保安規程に基づき、「災害対策規程」及び「ガス漏洩及び導管事故等処理要領」等により、当社及び関係工事会社等に対し、保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。</u></p>	<p>第2節 ガス施設防災計画 第2 予防計画の内容 1 防災体制 <u>防災業務計画</u>により、当社及び関係工事会社等に対し、保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。</p>	<p>諸規程まとめて防災業務計画呼称に変更（大阪ガス(株)）</p>
185	<p>第19章 資材器材等整備計画（各機関） 第1節 計画の方針 災害時における応急対策を円滑に実施するために必要な資材器材を平常時から十分検討整備し、各資材器材の機能を有効に発揮できるようにする。 必要物資の確保は、原則として調達によることとし、<u>流通在庫方式で調達が困難なもの及び災害発生当初、緊急に必要なものは備蓄によることとする。</u> また、関西広域連合の広域の備蓄計画との整合を図り、適宜見直しを行うものとする。（観光客及び帰宅困難者については、第34章観光客保護・帰宅困難者対策計画参照）</p>	<p>第19章 資材器材等整備計画（各機関） 第1節 計画の方針 災害時における応急対策を円滑に実施するために必要な資材器材を平常時から十分検討整備し、各資材器材の機能を有効に発揮できるようにする。 必要物資の確保は、原則として調達によることとし、<u>災害発生当初、緊急に必要なもの及び他地域からの支援又は流通在庫方式で調達が困難なものは備蓄によるものとする。</u> また、関西広域連合の広域の備蓄計画との整合を図り、適宜見直しを行うものとする。（<u>事業所等の従業員については第23章企業等防災対策促進計画、観光客及び帰宅困難者については第35章観光客保護・帰宅困難者対策計画参照</u>）</p>	<p>備蓄の基本的な考え方を取りまとめ（防災原子力安全課）</p>
187	<p>第3節 食料及び生活必需品の確保計画 第1 物資の備蓄  <u>1 府及び市町村は、府民に対し3日分の食料や日用品等の非常持出品の備蓄に努めるよう広報啓発する。</u></p>	<p>第3節 食料及び生活必需品の確保計画 第1 生活物資の備蓄 <u>1 基本的な考え方</u> <u>災害時の生活物資の確保については、自助・共助により行われる物資の確保を基本としつつ、府及び市町村はそれを補完するために、生命・健康維持の観点での重点備蓄品目を中心とした備蓄を計画的に実施するものとする。</u> <u>そのため、府は、物資確保に係る基本的な考え方を明らかにした指針を策定する。なお、この指針については、関西広域連合の広域的な備蓄計画の議論との整合性を図り、随時、内容等を点検する。</u> <u>2 備蓄意識の高揚</u> 府及び市町村は、<u>日常生活で使用するものを少し多めに確保し、使用するたびに補充する取組（ローリングストック）等を活用するなどして、家庭等において3日分（7日分以上が望ましい）の食料、飲料水その他必要な生活物資の備蓄に努めるよう広報啓発する。</u> <u>3 備蓄物資の活用</u></p>	

2 府及び市町村は、備蓄倉庫を設け、災害発生当初緊急に必要となる乾パン等の応急食料や被服、寝具等の生活必需品を備蓄する。また、要配慮者が必要とするこれらのものを備蓄する。

(1) 府の備蓄は、次の5箇所の倉庫での備蓄の他、分散備蓄に配慮することとし、物資の品目及び数量は別に定める。

京都倉庫：京都市上京区中立売通小川東入三丁目  
田辺倉庫：京田辺市興戸

亀岡倉庫：亀岡市荒塚町 府亀岡総合庁舎内  
福知山倉庫：福知山市字篠尾 府福知山総合庁舎内  
宮津倉庫：宮津市字吉原 府宮津総合庁舎内

(2) 市町村は、避難所に必要な物資を提供できるよう、避難所の数や位置を考慮して物資の分散備蓄に努める。

3 府及び市町村は、広域的な関西広域連合の備蓄計画の議論も踏まえ、府・市町村の役割分担、備蓄内容等の連携体制を検討する。

188 <表>別表：炊飯センター  
三彩食品：(電話番号)

<図>生活必需物品の調達系統

190 (1) 災害救助法により府が調達及び給貸与する場合  
入札課 (電話番号)

190 (3) 国又は他府県に物資斡旋を要請する場合  
被災市町村長 → 広域振興局 → 府消費生活安全センター  
→ [ 近畿経済産業局産業部産業課 ] → 業者  
[ 他府県生活物資相当課 ]

191 <図>自衛隊、警察等の支援又は協力による炊出し連絡系統  
陸上自衛隊第4施設団 当直司令室 (内線番号)

第20章 防災知識普及計画  
第1節 計画の方針

192

備蓄物資は、全壊・焼失等により家庭等における備蓄が活用できなかった避難者を中心に供与するほか、災害対応に当たる要員の活動支援その他の用途に充てるものとする。

#### 4 備蓄物資の保管

府及び市町村は、備蓄倉庫を設け、災害発生当初緊急に必要となる食料、飲料水その他の必要な生活物資を備蓄する。また、要配慮者が必要とするこれらのものを備蓄する。

(1) 府の備蓄は、次の6箇所の倉庫での備蓄の他、分散備蓄に配慮することとし、物資の品目及び数量は別に定める。また、今後の大規模公共施設の建設に当たっては、備蓄物資の保管及び荷捌きの機能を付与することを検討し、府域全体での効率的な備蓄体制の構築に努める。

京都倉庫：京都市上京区中立売通小川東入三丁目  
田辺倉庫：京田辺市興戸

木津倉庫：木津川市木津上戸 府木津総合庁舎内  
亀岡倉庫：亀岡市荒塚町 府亀岡総合庁舎内  
福知山倉庫：福知山市字篠尾 府福知山総合庁舎内  
宮津倉庫：宮津市字吉原 府宮津総合庁舎内

(2) 市町村は、避難所に必要な物資を提供できるよう、避難所の数や位置を考慮して物資の分散備蓄に努める。

(3) 削除

<表>別表：炊飯センター  
三彩食品：(番号修正)

<図>生活必需物品の調達系統

(1) 災害救助法により府が調達及び給貸与する場合  
入札課 (番号修正)

(3) 国又は他府県に物資斡旋を要請する場合  
被災市町村長 → 広域振興局 → 府消費生活安全センター  
→ [ 近畿経済産業局産業部産業課 → 経済産業本省 ] → 業者  
[ 他府県生活物資相当課 ]

<図>自衛隊、警察等の支援又は協力による炊出し連絡系統  
陸上自衛隊第4施設団 当直司令室 (番号修正)

第20章 防災知識普及計画  
第1節 計画の方針

木津倉庫設置(H25.6月)(健康福祉部)

電話番号修正

適正な番号に修正(総務部)

省内防災系計画で物資調達を本省、情報連絡を地方局とする役割分担が明確化されたことによる(近畿経済産業局)

番号整合(陸自第4施設団)

193	<p>(略) その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第3 一般住民に対する啓発</p> <p>5 普及の内容</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 災害発生時における的確な行動</p> <p>ア 場所別、状況別</p> <p>イ 出火防止及び初期消火</p> <p>ウ 避難の心得</p> <p>エ 「災害用伝言ダイヤル171」、「災害用伝言板サービス」など安否情報伝達手段の確保</p> <p>オ 帰宅困難者支援ステーションの活用 <u>(項目追加)</u></p> <p>(4)～(5) (略) <u>(項目追加)</u></p> <p>第21章 自主防災組織整備計画 (各機関)</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>2 近畿府県合同防災訓練 <u>近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定第9条の規定により、毎年合同して災害応急活動に関する訓練を実施するものとする。</u></p> <p>第22章 自主防災組織整備計画 (各機関)</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>第3 事業所等における自主防災体制の整備 <u>事業所等は、災害時に果たすことができる役割 (従業員及び顧客の安全、事業継続の維持、地域住民との連携) を十分に認識し、各事業所等において防災体制の整備、防災訓練の実施、災害時行動マニュアルの作成、事業継続計画の策定などの防災活動の推進に努めるものとする。</u> <u>そのため京都府は、総合防災訓練への参加の呼びかけや啓発事業の実施、情報提供等を行うものとする。</u></p>	<p>(略) <u>また、男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定し、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第3 一般住民に対する啓発</p> <p>5 普及の内容</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 災害発生時における的確な行動</p> <p>ア 場所別、状況別</p> <p>イ 出火防止及び初期消火</p> <p>ウ 避難の心得</p> <p>エ 「災害用伝言ダイヤル171」、「災害用伝言板サービス」など安否情報伝達手段の確保</p> <p>オ 帰宅困難者支援ステーションの活用</p> <p><u>カ 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加</u></p> <p><u>キ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力</u></p> <p><u>ク 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買い占めの自粛等の協力要請があった場合の協力</u></p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 地震保険、火災保険の加入の必要性</u></p> <p>第21章 自主防災組織整備計画 (各機関)</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>2 近畿府県合同防災訓練 <u>近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定第12条の規定により、毎年合同して災害応急活動に関する訓練を実施するものとする。</u></p> <p>第22章 自主防災組織整備計画 (各機関)</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p><u>(第3 削除)</u></p>	<p>ガイドの活用 (府民生活部)</p> <p>防災基本計画修正 (防災原子力安全課)</p> <p>協定変更(防災原子力安全課)</p> <p>第23章 企業等防災対策促進計画に移管 (防災原子力安全課)</p>
197			
197			

第3節 事業所等における取組

大地震が発生した場合、中高層建築物、地下街、学校、劇場、病院等多数の者が出入りし、又は利用する施設、危険物等を製造保管する施設、多人数が従事する工場、事業所においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害発生が予想されるのでこれらの被害の防止と軽減を図るため、施設の管理者は、自衛消防組織等を編成し、あらかじめ消防計画、災害時行動マニュアル等を作成するとともに、防災訓練を定期的に行う。

第1 対象施設

- 1 中高層建築物、地下街、劇場、百貨店、学校、旅館、病院等多数の者が利用又は出入りする施設
- 2 危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物等を製造、保管及び取り扱う施設
- 3 多人数が従事する工場、事務所等で、自主的に防災組織を設け災害防止にあたるのが効果的であると認められる施設
- 4 複合用途施設  
利用（入居）事業所が共同である施設
- 5 自衛消防組織等の取組が事業者や地域の防災に貢献するものと考えられる施設

第2 組織活動要領

- 1 対象施設を管理する権原を有する者は、事業所の規模、形態により、自衛消防組織等を置き、消防計画等作成する。
  - (1) 役員
    - ア 統括管理者及びその任務
    - イ 班長及びその任務
  - (2) 会議
    - ア 総会
    - イ 役員会
    - ウ 班長会等
- 2 消防計画等

災害を予防し、又は災害による被害を軽減するため、効果的な活動ができるよう、あらかじめ消防計画、災害時行動マニュアル等を定めおくものとし、この計画には次の事項を記載する。

なお、既に消防計画が作成されている事業所においては、同計画と災害時行動マニュアル等との整合を図るものとする。

  - (1) 事業所の従業員にそれぞれ任務を分担させること。
  - (2) 自主的に防災訓練ができるようその時期、内容等について、あらかじめ計画をたて、かつ市町村、消防機関等が行う訓練にも積極的

(第3節 削除)

第23章 企業等防災対策促進計画に移管（防災・原子力安全課）

に参加すること。

(3) 消防機関、本部、各事業所ごとの体系的な連絡方法、情報交換等を行うこと。

(4) 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備に関すること。

(5) 負傷者の救出、搬送方法、救護班に関すること。

(6) 避難場所、避難経路、避難の伝達方法、避難時の非常持出し等に関すること。

(7) 地域住民との協力に関すること。

(8) その他防災に関すること。

### 第3 事業継続計画

企業は、被災しても重要事業を中断させず、中断しても可能な限り短期間で再開させ、中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るため、「事業継続計画」を策定・運用し、継続的に改善するよう努めるとともに防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。

なお、「事業継続計画」の策定に当たっては、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献、地域との共生に配慮する。

さらに、京都経済全体の事業継続計画の検討を進める。

(節新設)

(章新設)

### 第3節 地区防災計画の作成

市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行う。

市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

### 第23章 企業等防災対策促進計画（各機関）

#### 第1節 計画の方針

災害の多いわが国では、府や市町村はもちろん、企業、住民が協力して災害に強い京都府を作ることは、被害軽減につながり、社会秩序の維持と府民福祉の確保に大きく寄与するものである。企業等は災害時に果

防災基本計画修正（防災原子力安全課）

企業防災に係る章新設統合（防災原子力安全課）



たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう努めるとともに、自ら防災組織を結成するなどして、地域と連携した防災の取組を実施し、地域防災力の向上に寄与する。

## 第2節 計画の内容

### 第1 企業等における防災対策

#### 1 事業所等における防災活動の推進

事業所等は、直接の防災関係機関ではないが、災害時に果たすことができる役割（従業員及び顧客の安全、事業継続の維持、地域住民との連携）を十分に認識し、各事業所等において防災体制の整備、防災訓練の実施、災害時行動マニュアルの作成、事業継続計画の策定などの防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、災害時応援協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

そのため府は、総合防災訓練への参加の呼びかけや啓発事業の実施、情報提供・収集等を行うものとする。

#### 2 事業所等における自主防災体制の整備

大地震が発生した場合、中高層建築物、地下街、学校、劇場、病院等多数の者が出入りし、又は利用する施設、危険物等を製造保管する施設、多人数が従事する工場、事業所においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害発生が予想されるのでこれらの被害の防止と軽減を図るため、施設の管理者は、自衛消防組織等を編成し、あらかじめ消防計画、災害時行動マニュアル等を作成するとともに、防災訓練を定期的に行うものとする。

##### (1) 対象施設

ア 中高層建築物、地下街、劇場、百貨店、学校、旅館、病院等多数の者が利用又は出入りする施設

イ 危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物等を製造、保管及び取り扱う施設

ウ 多人数が従事する工場、事務所等で、自主的に防災組織を設け災害防止にあたる効果が効果的であると認められる施設

エ 複合用途施設

利用（入居）事業所が共同である施設

オ 自衛消防組織等の取組が事業者や地域の防災に貢献するものと考えられる施設

##### (2) 組織活動要領

対象施設を管理する権原を有する者は、事業所の規模、形態により、自衛消防組織等を置き、消防計画等を作成する。

## ア 役員

(7) 統括管理者及びその任務

(イ) 班長及びその任務

## イ 会議

(7) 総会

(イ) 役員会

(ウ) 班長会等

## (3) 消防計画等

災害を予防し、又は災害による被害を軽減するため、効果的な活動ができるよう、あらかじめ消防計画、災害時行動マニュアル等を定めておくものとし、この計画には次の事項を記載する。なお、既に消防計画が作成されている事業所においては、同計画と災害時行動マニュアル等との整合を図るものとする。

ア 事業所の職員にそれぞれ任務を分担させること

イ 自主的に防災訓練ができるようその時期、内容等について、あらかじめ計画をたて、かつ市町村、消防機関等が行う訓練にも積極的に参加すること

ウ 消防機関、本部、各事業所ごとの体系的な連絡方法、情報交換等を行うこと

エ 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備に関すること

オ 負傷者の救出、搬送の方法、救護班に関すること

カ 避難場所、避難経路、避難の伝達方法、避難時の非常持出し等に関すること

キ 地域住民との協力に関すること

ク その他防災に関すること

## 3 事業所等における備蓄

事業所等は、重要業務の継続や早急な復旧を図るとともに、発災直後における一斉帰宅の抑制を図るため、従業員等に必要な食料、飲料水、毛布等の防寒用具等の備蓄に努めるものとする。

また、中高層建築物、地下街、劇場、百貨店、学校、旅館、病院等多数の者が利用又は出入りする施設においては、来訪者で帰宅困難になる者のために必要となる物資等の備蓄を検討する。

## 4 災害時の企業等の事業継続

### (1) 事業継続の必要性

経済の国際化が進み企業活動の停止が世界的に影響を及ぼしかねない状況下では、企業等も、災害時に事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行う必要がある。

また、被災地の雇用や供給者から消費者までの流過程における

企業等のつながりを確保する上でも「災害に強い企業」が望まれる。

## (2) 事業継続計画の策定

企業等は、被災しても重要事業を中断させず、中断しても可能な限り短期間で再開させ、中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るため、「事業継続計画」を策定・運用し、継続的に改善するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

なお、「事業継続計画」の策定にあたっては、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献、地域との共生に配慮するとともに、「事業継続計画策定・運用促進方策に関する検討会」（内閣府）が示した「事業継続ガイドライン」、「京都BCP検討会議」（京都府防災会議）が示した「事業継続計画モデルプラン（入門編）」等を参考として、計画策定に努める。

## (3) 事業継続計画の普及啓発

府及び市町村は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画策定支援及び事業継続マネジメント構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる条件整備に取り組むものとする。また、国や関係団体等と連携し、事業継続計画策定に関するセミナーの開催等を行い、企業等の事業継続計画の普及啓発に努めるものとする。

## 第2 京都BCPの普及

### 1 京都BCPの趣旨

京都BCPは、大規模広域災害等の危機事象発生時において、企業等が早期に立ち直ることが、地域社会全体の活力の維持・向上につながるという観点から、事業継続計画（BCP）の考え方を「京都」全体に適用し、地域全体で連携した対応により「京都の活力」を維持・向上させる新たな防災の取組である。そのため、企業等のBCP策定支援と連携型BCPの取組を車の両輪として、地域全体で連携した対応により「京都」の活力を守るための取組を実施し、地域の総合的な防災力の向上に寄与することを目指す。

### 2 京都BCP行動指針

府は、京都BCPの取組を促進するため、関係団体等がとるべき行動の指針（京都BCP行動指針）を作成し、関係団体等と連携して、その周知を図るとともに、京都BCPの取組を推進する組織の立上げを進めるものとする。

	<p>第23章 (略)</p> <p>第24章交通対策及び輸送計画</p> <p>第1節 交通規制対策</p> <p>第3 緊急交通路候補路線の整備</p> <p>1 警察本部の対策</p> <p>緊急交通路候補路線について、平素から自動起動型信号機電源付加装置、交通情報板、交通監視カメラ等の交通安全施設の整備及び保守管理を行う。</p> <p>第2節 緊急通行車両</p> <p>第1 確認を行う車両</p> <p>3 被害者の救難、救助その他保護に関する事項</p> <p>第2 緊急通行車両の事前届出制度 (略)</p> <p>(項目追加)</p> <p>204 &lt;表&gt;緊急交通路候補路線一覧表</p> <p>○有料道路</p> <p>綾部宮津道路：宮津天橋立IC～綾部JCT</p> <p>丹波綾部道路：綾部安国寺IC～綾部JCT</p> <p>京都丹波道路：沓掛IC～丹波IC</p> <p>京奈和自動車道：城陽IC～木津IC</p> <p>(追加)</p> <p>○一般国道</p> <p>(追加)</p> <p>○京都市道</p> <p>(追加)</p>	<p>また、企業等や関係団体等に対して、BCP策定企業の実態調査の実施、セミナー・意見交換会の実施、情報共有体制の確立、経済団体や金融関係機関との連携強化、地域内の協力協定の見直しなど、京都BCPの取組の普及啓発に努めるものとする。</p> <p>第24章 (略)</p> <p>第25章交通対策及び輸送計画</p> <p>第1節 交通規制対策</p> <p>第3 緊急交通路候補路線の整備</p> <p>1 警察本部の対策</p> <p>緊急交通路候補路線について、平素からリチウムイオンバッテリー搭載信号機等、交通情報板、交通監視カメラ等の交通安全施設の整備及び保守管理を行う。</p> <p>第2節 緊急通行車両等</p> <p>第1 確認を行う車両</p> <p>3 被災者の救難、救助その他保護に関する事項</p> <p>第2 緊急通行車両の事前届出制度 (略)</p> <p>第3 規制除外車両の事前届出に係る手続の教示</p> <p>規制除外車両についての問い合わせを受けた場合、京都府警察本部の定める規制除外車両事前届書で、車両の使用本拠地を管轄する警察署へ届け出るよう教示する。</p> <p>なお、規制除外車両の取扱いについては、被災地の復興状況に応じて対象が拡大していく可能性があることから、詳細については必要の都度、警察署に問い合わせるよう教示する。</p> <p>204 &lt;表&gt;緊急交通路候補路線一覧表</p> <p>○有料道路</p> <p>京都縦貫自動車道：宮津天橋立IC～京丹波わちIC</p> <p>丹波IC～大山崎ICT</p> <p>宮津与謝道路：与謝天野橋立IC～宮津天橋立IC</p> <p>京奈自動車道：城陽IC～木津IC</p> <p>阪神高速京都線：山科出入口～巨椋池IC</p> <p>○一般国道</p> <p>国道426号：兵庫県境～国道9号</p> <p>○京都市道</p> <p>御池通：川端通～堀川通</p>	<p>章番号繰り下げ</p> <p>章番号繰り下げ</p> <p>用語修正 (警察本部)</p> <p>関係法令等改正 (府警本部)</p> <p>関係法令との整合 (府警本部)</p> <p>関係法令等改正による追加 (警察本部)</p> <p>候補路線の変更・追加 (警察本部)</p>
--	---	---	---

	<p>第25章 医療助産計画 第2節 計画の内容 206 第3 基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院</p> <p>1～2 (略) (項目追加)</p> <p>207 &lt;表&gt; (資料) 災害拠点病院等 京都府立与謝の海病院 公立山城病院</p> <p>(資料の追加)</p> <p>207 第4 (略) (項目追加)</p> <p>第5～第11 (略)</p>	<p>第26章 医療助産計画 第2節 計画の内容 第3 基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院及び京都府災害拠点病院等 連絡協議会</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 京都府災害拠点病院等連絡協議会 府は、京都府災害拠点病院等連絡協議会を設置し、次に掲げる事項 について、検討・協議する。</p> <p>(1) 府内の災害医療体制の整備・活動方策に関すること (2) 災害拠点病院等関係機関相互間の連携体制に関すること (3) 各二次医療圏における災害医療体制の構築・充実に関すること (4) 災害医療の研修、訓練に関すること (5) 災害医療関係情報の収集・提供に関すること (6) その他、災害医療体制に関すること</p> <p>&lt;表&gt; (資料) 災害拠点病院等 京都府立医科大学附属北部医療センター 京都山城総合医療センター</p> <p>○京都府災害拠点病院等連絡協議会構成機関 京都第一赤十字病院、京都府立医科大学附属病院、京都大学医学部附属病院、京都市立病院、国立病院機構京都医療センター、済生会京都府病院、第二岡本総合病院、京都山城総合医療センター、公立南丹病院、市立福知山市民病院、京都府立医科大学附属北部医療センター、京都府医師会、京都私立病院協会、京都府病院協会、日本赤十字社京都府支部、京都市保健福祉局、京都府乙訓保健所、京都府山城北保健所、京都府山城南保健所、京都府南丹保健所、京都府中丹西保健所、京都府中丹東保健所、京都府丹後保健所、京都府健康福祉部</p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 災害医療コーディネーターの委嘱 1 府は、災害の発生時において、必要な医療を迅速かつ的確に提供できる体制を構築するため、災害医療に精通し、かつ京都府の医療の現状を熟知している者を、災害医療コーディネーターに委嘱する。 2 府は、委嘱された者から、原則として災害対策本部において活動する本部災害医療コーディネーターを指名し、また二次医療圏毎に災害拠点病院、保健所等で活動する地域災害医療コーディネーターを指名する。</p> <p>第6～第12 (略)</p>	<p>章番号繰り下げ</p> <p>H25.11月協議会設置 (健康福祉部)</p> <p>名称変更 (健康福祉部)</p> <p>H25年度コーディネータ設置 (健康福祉部)</p>
--	--	---	--

208	(項目追加)		
209 ～210	<p>第26章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第2 要配慮者に係る支援体制の整備</p> <p>2 市町村における支援体制の整備</p> <p>市町村は、保健福祉部局をはじめ関係部局の連携のもとに、支援体制を整備するものとし、災害時の職員体制や業務分担について定める。</p> <p>第3 要配慮者避難支援プランの作成</p> <p>市町村は、要配慮者に関する情報をあらかじめ把握し、要配慮者名簿を作成・管理・共有するとともに、一人ひとりの要配慮者に対して複数の避難支援者を定める等、避難支援プランの策定に努める。</p> <p>府は、市町村に対し情報提供を行うなど、必要な協力・支援を行う。</p>	<p>第13 広域医療搬送拠点の整備</p> <p>府は、大規模災害時に被災地では対応困難な重症患者等を被災地外の医療施設に搬送する拠点となる広域医療搬送拠点（SCU：StagingCareUnit）を定め、次のような機能を確保できるよう整備する。</p> <p><u>「広域医療搬送拠点の機能」</u></p> <p>①重症患者等を収容する臨時医療施設機能 ②ヘリポート機能 ③広域医療搬送拠点調整本部機能 ④広域医療搬送拠点活動維持・継続のための機能</p> <p>第27章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第2 要配慮者に係る支援体制の整備</p> <p>2 市町村における支援体制の整備</p> <p>市町村は、保健福祉部局をはじめ関係部局の連携のもとに、支援体制を整備するものとし、災害時の職員体制や業務分担について定める。</p> <p>特に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）については、避難行動要支援者名簿を作成し、情報の把握に努める。</p> <p>第3 避難行動要支援者対策</p> <p>1 地域防災計画等における規定</p> <p>市町村は、避難行動要支援者の避難支援に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については市町村防災計画に定めるとともに、細目的な部分も含め、下位計画として全体計画を定めるものとする。（平成25年8月内閣府（防災担当）「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」参照）</p> <p>2 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>市町村は、市町村防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。</p> <p>また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。</p> <p>3 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認</p> <p>市町村は、市町村防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。</p> <p>また、避難支援等に携わる関係者として市町村防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災</p>	<p>H26度中に整備予定（健康福祉部）</p> <p>防災基本計画修正（防災原子力安全課）</p>

組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等について一層努める。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じる。

#### 第4 要配慮者の安全確保

- 1 市町村は、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、発災時に迅速、適切に行動できるよう、避難誘導、搬送・介護等に係るマニュアル（点字版を含む。）の作成、配布に努め、避難誘導時における安全確保に努める。
- 2 市町村は、社会福祉協議会等の関係機関や地域の自主防災組織等と連携し、発災時の安否確認及び情報伝達に係るシステムの構築に努める。

#### 第5 要配慮者の生活確保

- 3 市町村は、避難所において要配慮者のニーズに適切に対応できるように、平常時から防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、要配慮者に関する情報を把握し、要配慮者名簿の作成に努める。また、避難所をユニバーサルデザインにするための取組や要配慮者の避難スペース、要配慮者のニーズに対応できる福祉避難コーナーの設置及び要配慮者に適切に対応できる人材の確保、または社会福祉施設や宿泊施設との協定締結等により福祉避難所を事前指定する等、要配慮者の避難生活の支援に努める。

災害時要配慮者避難支援指針（H25度）を反映（健康福祉部）

福祉避難コーナーガイドライン（H25度）を反映（健康福祉部）

#### 第28章（略）

#### 第29章 行政機能維持対策計画

##### 第2節 防災中枢機能等の確保、充実

市町村及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

また、災害対応に当たる要員の活動支援その他の用途に充てるため、第19章資材機材等整備計画に定める食料及び生活必需品の備蓄の活用を

章番号繰り下げ

章番号繰り下げ

職員備蓄の充実（防災原子力安全課）

#### 第4 要配慮者の安全確保のために

- 1 市町村は、発災時に要配慮者が迅速、適切に行動できるように、避難誘導、搬送・介護等に係るマニュアル（点字版を含む。）の作成、配布に努め、避難誘導時における要配慮者に対する特段の安全確保に努める。
- 2 市町村は、社会福祉協議会等の関係機関や地域の自主防災組織等と連携し、発災時の要配慮者の安否確認及び情報伝達に係るシステムの構築に努める。

#### 第5 要配慮者の生活確保のために

- 3 市町村は、避難所のユニバーサルデザイン化や要配慮者の避難スペース及び介助に必要な人員の確保、または社会福祉施設や宿泊施設との協定締結等により福祉避難所を事前指定する等、要配慮者の避難生活の支援に努める。

#### 第27章（略）

#### 第28章 行政機能維持対策計画

##### 第2節 防災中枢機能等の確保、充実

市町村及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

212

		<u>含め、食料、飲料水及び毛布等の防寒用具を確保するよう努めるものとする。</u>	
212	第3節 各種データの整備保全 府、市町村は、災害復旧・復興への備え復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な保全について整備しておくものとする。	第3節 各種データの整備保全 府、市町村は、災害復旧・復興への備え <u>及び</u> 復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な保全について整備しておくものとする。	脱字（防災原子力安全課）
213	第29章 ボランティアの登録・支援等計画 第2節 計画の内容 第2 一般ボランティア(特に資格、技術を必要としない業務に従事するボランティア) 1 受入体制の整備 (1)～(2) (略)	第30章 ボランティアの登録・支援等計画 第2節 計画の内容 第2 一般ボランティア(特に資格、技術を必要としない業務に従事するボランティア) 1 受入体制の整備 (1)～(2) (略) <u>(3) 府及び市町村は、京都府社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会と協力し、府内市町村すべてに常設災害ボランティアセンターの設置を進めるものとする。</u>	章番号繰り下げ  常設災害ボランティアセンターを全市町村設置（～H27度）(健康福祉部)
214	第30章 広域応援体制の整備 第2節 計画の内容 第5 広域緊急援助隊の編成 府警察本部は、大規模災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、広域的な災害警備活動にあたる <u>広域緊急援助隊</u> を編成し、広域応援体制の整備を図る <u>こと</u> とする。	第31章 広域応援体制の整備 第2節 計画の内容 第5 <u>警察災害派遣隊</u> の編成 府警察本部は、大規模災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、広域的な災害警備活動にあたる <u>警察災害派遣隊</u> を編成し、広域応援体制の整備を図る <u>もの</u> とする。	章番号繰り下げ  広域緊急援助隊関係規程改正（警察本部）
215	<表>緊急消防援助隊登録申請一覧（平成24年4月1日登録）	<表>緊急消防援助隊登録申請一覧（直近版に差替）	時点修正
216	第31章 上下水道施設防災計画 第2 下水道施設防災計画 1 計画の方針 (略) 府は、下水道管理者が行う防災対策に関し、必要な指導・助言その他の支援を行うと <u>とも</u> 、下水道管理者間の連携に関する調整を行う	第32章 上下水道施設防災計画 第2 下水道施設防災計画 1 計画の方針 (略) 府は、下水道管理者が行う防災対策に関し、必要な指導・助言その他の支援を行うと <u>ともに</u> 、下水道管理者間の連携に関する調整を行う。 <u>。</u>	章番号繰り下げ  脱字
219	第32章 学校等の防災計画 第2節 計画の内容 第1～第3 (略) (項目追加)	第33章 学校等の防災計画 第2節 計画の内容 第1～第3 (略) <u>第4 教育活動への配慮</u> <u>1 避難所としての活用</u> <u>市町村は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は</u>	防災基本計画修正（防災原子力安全課）



第4 (略)

第33章 避難に関する計画

第1節 計画の方針

市町村等は、災害により危険区域にある府民を安全な場所に避難させるため、あらかじめ広域避難場所等の選定、避難計画の策定を行い、府民の安全の確保に努める。

第2節 避難の周知徹底

第1 事前措置

市町村長、水防管理者等関係機関は、避難のため立ち退きの万全を図るため、火災・河川・地すべり・なだれ等の危険の予想される地域内の住民に避難場所、避難経路等についてあらかじめ徹底させておく。

また、市町村長は、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にした「市町村の避難勧告等の発令・伝達マニュアル」を作成する。

第2 避難指示等の信号

市町村等は、災害により危険区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるための警鐘、サイレン等による周知方法をあらかじめ周知しておく。

応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

2 敷地の活用

府及び市町村は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

第5 (略)

第34章 避難に関する計画

第1節 計画の方針

災害発生時には、府民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

府民は、災害種別毎に自宅等が、立退き避難が必要な場所なのか、上階への移動等で命の危険を脅かされる可能性がないか、また要配慮者をどのように支援するのか、必要な携帯品は何かなどについて、あらかじめ確認・認識し、避難行動を決めておく必要がある。

このため、市町村等は、災害により危険区域にある府民が命を守るための避難行動をさせるため、あらかじめ府民一人ひとりが避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供するとともに、指定緊急避難場所及び指定避難所等、避難計画の策定を行い、府民の安全の確保に努める。

第2節 避難の周知徹底

第1 事前措置

市町村長、水防管理者等関係機関は、指定緊急避難場所等へ移動する立退き避難や屋内に留まる屋内安全確保の万全を図るため、火災・河川の氾濫・崖崩れ・土石流・地すべり・なだれ・高潮・津波等の危険の予想される地域内の住民に、避難勧告等の意味、適切な避難行動のあり方や、指定緊急避難場所、避難経路等についてあらかじめ徹底させておく。

また、市町村長は、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にした「市町村の避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成する。

第2 避難指示等の周知

市町村等は、災害により危険区域内の居住者に避難すべきことを知らせる伝達手段をあらかじめ周知しておく。

また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

防災基本計画修正、女性視点での防災対策意見交換会の意見反映（防災原子力安全課）

### 第3節 避難場所及び避難経路の選定と確保

#### 第1 避難場所の選定と確保

延焼火災や浸水被害等が発生した場合、府民の生命及び身体の安全を確保するため、市町村長は次の基準により、あらかじめ広域避難場所を選定しておく。

1 (略)

2 避難場所としての適格性の判断に際しては、避難者等の安全を確保するため液状化の危険性、火災の延焼によって生じる輻射熱、熱気流、浸水被害が発生した場合の浸水深、土砂災害危険箇所（土砂災害警戒区域等）等について考慮することとする。

3～5 (略)

#### 第2 避難地区分けの実施

広域避難地を選定した市町村は、次の事項を勘案して避難地の区分けを実施し、住民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。

1 避難地の区分けの境界線は地区単位を原則とするが、主要道路・鉄道・河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる。

2 避難地の区分けに当っては、各地区の実情に応じて、避難に要する時間、避難経路の安全性を十分考慮する。

### 第3節 指定緊急避難場所の指定等及び避難経路の選定

#### 第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

1 指定緊急避難場所については、市町村は、想定される災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大震火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

2 指定避難所については、市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は兼ねることができる。

3 市町村は、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

#### 第2 広域避難場所の選定

地震等による延焼火災等が発生した場合、府民の生命及び身体の安全を確保するため、市町村長は次の基準により、あらかじめ広域避難場所を選定しておくことができる。

1 (略)

2 避難場所としての適格性の判断に際しては、避難者等の安全を確保するため液状化の危険性、火災の延焼によって生じる輻射熱、熱気流等について考慮するものとする。

3～5 (略)

#### 第3 避難場所区分けの実施

指定緊急避難場所の指定等をした市町村は、次の事項を勘案して避難場所の区分けを実施し、住民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。

1 避難場所の区分けの境界線は地区単位を原則とするが、主要道路・鉄道・河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる。

2 避難場所の区分けに当っては、各地区の実情に応じて、避難に要する時間、避難経路の安全性を十分考慮する。

3 避難人口は夜間人口に基づくが、避難地収容力に余裕をもたせる。  
第3 避難道路の選定と確保

市町村職員、警察官、消防吏員、道路管理者等避難措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為や障害物を除去し、避難道路の通行確保に努める。

広域避難地を指定した市町村は、市街地の状況に応じて、次の基準により避難道路を選定し、これを確保する。

1～5 (略)

6 避難誘導を円滑に行うため、避難地周辺に避難地標識及び避難誘導の標識を設置すること。

#### 第4節 避難の実施に必要な施設・設備等の整備

##### 第1 施設・設備・物資の備蓄

避難所において、災害時要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、必要な物資の備蓄に努める。

(節新設)

#### 第6節 市町村の避難計画

市町村及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅

3 避難人口は夜間人口に基づくが、避難場所収容力に余裕をもたせる。  
第4 避難道路の選定と確保

市町村職員、警察官、消防吏員、道路管理者等避難措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為や障害物を除去し、避難道路の通行確保に努める。

指定緊急避難場所の指定等をした市町村は、市街地の状況に応じて、次の基準により避難道路を選定し、これを確保する。

1～5 (略)

6 避難誘導を円滑に行うため、避難場所周辺に避難場所標識及び避難誘導の標識を設置するよう努めること。

#### 第4節 避難の実施に必要な施設・設備等の整備

##### 第1 施設・設備・物資の備蓄

避難所において、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、必要な物資の備蓄に努める。

#### 第6節 広域一時滞在

##### 第1 市町村

1 市町村は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞用の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。

2 市町村は、指定避難所が広域一時滞用の用にも供する避難所にもなることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。

3 市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、府その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

##### 第2 府

1 府は、市町村から、府有施設(指定管理施設を含む。)を広域一時滞用の用にも供する避難所として指定したい旨の申し出があったときは、協力するよう努める。

2 府は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、関西広域連合、関係府県その他関係機関と連携し、他の都道府県との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

#### 第7節 市町村の避難計画

市町村及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅

関西広域連合通知(防災原子力安全課)

防災基本計画修正(防災原子力安全課)

速な避難・誘導を行うことができるようあらかじめ避難計画を作成しておく。

#### 第1 市町村地域防災計画で定める事項

避難計画は、住民の身体生命に対し特に影響を及ぼす重要な計画であるので十分検討し、以下の事項を具体的に定める。

また、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人等の災害時要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、災害時要配慮者に関する情報の把握・共有、避難者支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

1～3 (略)

4 避難場所開設に伴う被災者救護措置に関する事項

5 避難場所の管理に関する事項

6 広域避難場所等の整備に関する事項

7 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

(1) 平常時における広報

ア 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行

イ 住民に対する巡回指導

ウ 防災訓練等

エ ハザードマップ（防災マップ）の利活用

(2) 災害時における広報

ア 広報車による周知

イ 避難誘導員による現地広報

ウ 住民組織を通じた広報

8～10 (略)

#### 第2 市町村の避難勧告等の判断・伝達マニュアル

市町村長は、避難勧告等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難勧告等を発令すべきか等の判断基準について取りまとめたマニュアルを作成する。

速な避難・誘導を行うことができるようあらかじめ避難計画を作成しておく。

#### 第1 市町村地域防災計画で定める事項

避難計画は、住民の身体生命に対し特に影響を及ぼす重要な計画であるので十分検討し、以下の事項を具体的に定める。

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動要支援者の同意を得た上で、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難に関する全体計画及び個別計画の策定等の避難誘導體制の整備について定めるものとする。

1～3 (略)

4 避難所開設に伴う被災者救護措置に関する事項

5 避難所の管理に関する事項

6 避難所の整備に関する事項

7 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

(1) 平常時における広報

ア 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行

イ ホームページ

ウ 住民に対する巡回指導

エ 防災訓練等

オ ハザードマップ（防災マップ）の利活用

(2) 災害時における広報

ア テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能や事前登録によるメール機能を含む。）による周知

イ ホームページによる周知

ウ 広報無線、消防無線による周知

エ 広報車による周知

オ 避難誘導員による現地広報

カ 住民組織を通じた広報

8～10 (略)

#### 第2 市町村の避難勧告等の判断・伝達マニュアル

市町村長は、避難勧告等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難勧告等を発令すべきか等の判断基準について取りまとめたマニュアルを作成する。

また、避難勧告等の対象区域、判断時期等について、府に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

第7節～第8節（略）

第34章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

第1節 計画の方針

府は、大規模広域災害が発生し、鉄道やバスの交通機関の運行が停止した際に、観光客及び帰宅困難者を支援するため、平常時から関西広域連合や市町村などの行政機関、輸送機関や観光協会等と連携を図り、災害時に適切かつ迅速な対応がとれるよう体制整備を図る。

第35章（略）

第36章 都市公園施設防災計画

第1節 現況

府立都市公園は、現在11箇所、404.8ヘクタールある。（略）

<表>京都府立都市公園（平成24年4月1日現在）

：

鴨川公園－京都市－34.3ha

：

丹後海と星の見える丘公園

（追加）

関西文化学術研究都市記念公園

丹波自然運動公園

（仮称）木津川右岸運動公園－城陽市－（未供用）

合計 404.8ha

第3節 計画の内容

第1 府立都市公園の防災機能整備

各府立都市公園の特性に応じた災害時の役割を検討の上、必要に応じ次の整備を順次行う。

なお、山城総合運動公園、丹波自然運動公園及び（仮称）木津川右岸運動公園については、その役割に応じ防災施設の整備を行う。

第37章 広域防災活動拠点計画

第2節 広域防災活動拠点とする施設

<表>広域防災活動拠点施設

（略）

第8節～第9節（略）

第35章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

第1節 計画の方針

府は、大規模広域災害が発生し、鉄道やバスの交通機関の運行が停止した際に、観光客及び帰宅困難者を支援するため、平常時から関西広域連合や市町村などの行政機関、輸送機関や観光協会等と連携を図り、災害時に適切かつ迅速な対応がとれるよう体制整備を図る。

また、必要に応じて、帰宅支援拠点の確保等を行うとともに、拠点の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努める。

第36章（略）

第37章 都市公園施設防災計画

第1節 現況

府立都市公園は、現在12箇所、417.1ヘクタールある。（略）

<表>京都府立都市公園（平成26年4月1日現在）

：

鴨川公園－京都市－35.7ha

：

丹後海と星の見える丘公園

木津川運動公園－城陽市－10.9ha

関西文化学術研究都市記念公園

丹波自然運動公園

（削除）

合計 417.1ha

第3節 計画の内容

第1 府立都市公園の防災機能整備

各府立都市公園の特性に応じた災害時の役割を検討の上、必要に応じ次の整備を順次行う。

特に、山城総合運動公園、丹波自然運動公園及び木津川運動公園については、その役割に応じ防災施設の整備を行う。

第38章 広域防災活動拠点計画

第2節 広域防災活動拠点とする施設

<表>広域防災活動拠点施設

地域	名称	住所	面積

章番号繰り下げ

防災基本計画修正（府民生活部）

章番号繰り下げ

木津川運動公園H26.3月供用開始（建設交通部）

震災対策計画編と整合（建設交通部）

章番号繰り下げ

拠点追加（防災原子力安全課）

		(略)	(略)	(略)	(略)
		京都市	京都御苑	京都市上京区京都御苑	65ha
235	<p><b>第3編 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第1章 災害対策本部等運用計画</b></p> <p>第2節 府の活動体制</p> <p>第2 災害警戒本部の設置等</p> <p>1 (略)</p> <p>ただし、府の地域に大雨注意報、洪水注意報、暴風警報若しくは大雨警報、震度4、5弱若しくは5強の地震又は津波注意報、津波警報若しくは大津波警報が発表されたときは、直ちに設置する。</p> <p>2 災害警戒本部の職員配備体制は、次の基準による。</p> <p>ただし、地震等の場合は別に「震災対策計画編」等で定める。</p> <p>(1) 災害警戒本部基本体制</p> <p>大雨注意報、洪水注意報又は暴風警報が、府内全域又は一部の地域に発表されたとき。</p>	<p><b>第3編 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第1章 災害対策本部等運用計画</b></p> <p>第2節 府の活動体制</p> <p>第2 災害警戒本部の設置等</p> <p>1 (略)</p> <p>ただし、府の地域に大雨注意報、洪水注意報、暴風警報、<u>暴風雪警報</u>若しくは大雨警報、震度4、5弱若しくは5強の地震又は津波注意報、津波警報若しくは大津波警報が発表されたときは、直ちに設置する。</p> <p>2 災害警戒本部の職員配備体制は、次の基準による。</p> <p>ただし、地震等の場合は別に「震災対策計画編」等で定める。</p> <p>(1) 災害警戒本部基本<u>配備</u></p> <p>大雨注意報、洪水注意報、<u>又は暴風警報又は暴風雪警報</u>が、府内全域又は一部の地域に発表されたとき。</p>	規定整備 (防災・原子力安全課)		
242	<p>第6節 広域応援協力計画</p> <p>第1 国に対する応援要請</p> <p><u>3 (略)</u></p>	<p>第6節 広域応援協力計画</p> <p>第1 国に対する応援要請</p> <p><u>3 そのほか、知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災対法第74条の3に基づき指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</u></p> <p><u>4 (略)</u></p>	文言修正 (近畿地方整備局)		
243	<p>第2 他の都道府県に対する応援要請</p> <p>2 知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「<u>近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定</u>」に基づき、<u>応援主管府県</u>の大阪府又は応援副主管府県の福井県に応援要請する。</p> <p>第4 広域的応援体制</p> <p>2 府警察本部は大規模災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、広域的な災害警備活動にあたる<u>広域緊急援助隊</u>を編成し、広域応援体制の整備を図る。</p>	<p>第2 他の都道府県に対する応援要請</p> <p>2 知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「<u>近畿圏危機発生等の相互応援に関する協定</u>」に基づき、<u>関西広域連合</u>に応援要請する。</p> <p>第4 広域的応援体制</p> <p>2 府警察本部は大規模災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、広域的な災害警備活動にあたる<u>警察災害派遣隊</u>を編成し、広域応援体制の整備を図る。</p>	広域緊急援助隊関係規程改正 (警察本部)		
244	<p>第6 近畿地方整備局</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(4) 応援要請によらない応援</p> <p>近畿地方整備局は災害が発生した場合、その事態に照らし特に緊急を要し、応援要請を待ついとまがないと認められるときは、被害</p>	<p>第6 近畿地方整備局</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(4) 応援要請によらない応援</p> <p>近畿地方整備局は災害が発生した場合、その事態に照らし特に緊急を要し、応援要請を待ついとまがないと認められるときは、被害</p>	文言修正 (近畿地方整備局)		

情報の収集・伝達に関し独自の判断で応援を行う。

## 第7節 災害対策本部の設置及び閉鎖

### 第1 状況判断

#### 5 近畿地方各府県の防災体制

災害警戒本部によって収集された上記に掲げる情報等が、深刻化した場合は、危機管理監、次の機関の長及び防災監が集まり、災害対策本部の設置について協議する。

京都府府民生活部

(略)

〃 警察本部警備部

## 第8節 災害対策本部の組織等

### 第2 災害対策本部会議

本部長（知事）は、府の災害応急対策を推進するため、本部長、副本部長及び本部員等で構成する災害対策本部会議を開催し、災害の予防及び応急対策の総合的な基本方針を決定し、次の事項について具体化するものとする。

- 1 本部の非常配備態勢に関すること。
- 2 災害救助法の適用に関すること。
- 3 国、他府県及び市町村の応援に関すること。
- 4 自衛隊に対する災害派遣要請に関すること。
- 5 部長及び支部長に対する事務の委任に関すること。
- 6 その他重要な災害対策に関すること。

災害対策本部の各部各班は、災害対策本部会議の決定した方針に基づき、災害対策業務の実施にあたる。

### 第3 災害対策支部

3 災害対策支部の組織及び編成は、各地域の実情に応じ、対策支部長があらかじめ定めるものとする。

4 災害対策支部の活動に必要な事項は、別に対策支部活動計画により定めるものとする。

245

246

<図>京都府災害対策本部組織図  
(略)

情報の収集・伝達に関し独自の判断で応援を行う。

## 第7節 災害対策本部の設置及び閉鎖

### 第1 状況判断

#### 5 近畿地方各府県の防災体制

災害警戒本部によって収集された上記に掲げる情報等が、深刻化した場合は、危機管理監、次の機関の長及び防災監が集まり、災害対策本部の設置について協議する。

京都府府民生活部

(略)

〃 警察本部

## 第8節 災害対策本部の組織等

### 第2 災害対策本部会議

1 本部長（知事）は、府の災害応急対策を推進するため、本部長、副本部長及び本部員等で構成する災害対策本部会議を開催し、災害の予防及び応急対策の総合的な基本方針を決定し、次の事項について具体化するものとする。

- (1) 本部の非常配備態勢に関すること。
- (2) 災害救助法の適用に関すること。
- (3) 国、他府県及び市町村の応援に関すること。
- (4) 自衛隊に対する災害派遣要請に関すること。
- (5) 部長及び支部長に対する事務の委任に関すること。
- (6) その他重要な災害対策に関すること。

2 本部長は、必要に応じて、自衛隊、気象台、その他関係機関に災害対策本部会議への出席を求めるものとする。

3 災害対策本部の各部各班は、災害対策本部会議の決定した方針に基づき、災害対策業務の実施にあたる。

### 第3 災害対策支部

3 災害対策支部の組織及び編成は、各地域の実情に応じ、対策支部長があらかじめ定めるものとする。その際、初動期における被害状況の迅速な把握、連絡調整、助言等を行う職員の派遣など、市町村との連携強化を図るよう配慮するものとする。

4 災害対策支部の活動に必要な事項は、別に対策支部活動計画により定めるものとする。その際、迅速かつ適切な住民対応を図るものとして、被災地域への訪問、被害への相談対応、市町村が行う住民支援活動のバックアップなどが行われるよう配慮するものとする。

他項目との記載整合（警察本部）

災害対策本部会議の機能強化（防災原子力安全課）

災害対策支部の機能充実（防災原子力安全課）

<図>京都府災害対策本部組織図  
組織変更等による修正（政策企画部）

247 ～252	<p>&lt;表&gt;災害対策本部の事務分掌 (略)</p>	<p>&lt;表&gt;災害対策本部の事務分掌 組織変更等による修正 (政策企画部, 府民生活部, 健康福祉部, 警察本部)</p>	
257 ～258	<p><b>第2章 動員計画</b> 第3節 災害対策本部の動員 第2 動員要請 1～4 (略) (項目追加)</p>	<p><b>第2章 動員計画</b> 第3節 災害対策本部の動員 第2 動員要請 1～4 (略) <u>5 府の退職者等の協力</u> <u>(1) 府退職者等協力制度</u> 大規模災害時における災害応急対策のため、府の退職者並びに京都府の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例に定める団体及び府大学法人に勤務する者のうち、府からの事前の要請に応じ、府の指揮下で災害応急対策に従事することをあらかじめ承諾した者により予備的な体制を確保する。 <u>(2) 活動の実施</u> 全動員により対応する場合であって、さらに体制を拡充する必要があるときは、府退職者等協力制度に登録された者を、その都度、意向を確認した上で動員し、災害対策本部各班及び支部業務の人的サポート、居住地周辺における現地情報の報告、市町村業務の支援、専門知識を活かした業務支援その他必要な災害応急対策に従事させることができる。</p>	<p>災害対策本部動員体制の拡充 (防災原子力安全課)</p>
259 ～260  261	<p>&lt;表&gt;災害対策本部要員動員計画表 (略)</p> <p><b>第3章 通信情報連絡活動計画</b> 第2節 災害規模の早期把握のための活動 第2 早期の被害状況の収集 早期に被害状況を把握するため、必要に応じヘリコプター等からの画像を災害対策本部に伝送し又は災害現場において災害対策支部が撮影した被害状況写真を携帯電話及び<u>防災行政無線</u>を通じて災害対策本部に伝送し、情報収集するものとする。</p> <p>第3節 災害情報、被害状況等の収集伝達 第3 責務 1 市町村 (1)～(2) (略)</p>	<p>&lt;表&gt;災害対策本部要員動員計画表 組織変更等による修正 (政策企画部, 健康福祉部)</p> <p><b>第3章 通信情報連絡活動計画</b> 第2節 災害規模の早期把握のための活動 第2 早期の被害状況の収集 早期に被害状況を把握するため、必要に応じヘリコプター等からの画像を災害対策本部に伝送し又は災害現場において災害対策支部が撮影した被害状況写真を携帯電話等を通じて災害対策本部に伝送し、情報収集するものとする。</p> <p>第3節 災害情報、被害状況等の収集伝達 第3 責務 1 市町村 (1)～(2) (略)</p>	<p>防災行政無線での写真伝送はないため(防災原子力安全課)</p>



## (3) 報告の方法

報告は、最終報告を除き、原則として電話（ファクシミリ）、京都府防災情報システム等をもって行うこととし、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次報告する。

通信設備利用に際しては、次の事項に留意すること。

## ア 電話による場合

「非常電話」、「緊急電話」を利用するものとし、場合によっては「定時通話」により一定間隔によって報告を行う。

## イ 電報による場合

「非常電報」、「緊急電報」を利用する。

## ウ 防災行政無線による場合

次の通信優先順位により防災行政無線を利用する。

なお、この他無線の取扱いについては、別に定める取扱要綱による。

(ア) 緊急要請

(イ) 予警報の伝達

(ウ) 災害対策本部指令及び指示

(エ) 応急対策報告

(オ) 被害状況報告

(カ) その他災害に関する連絡

## エ 西日本旅客鉄道株式会社の通信設備の利用

警報の伝達及び応急措置の実施に必要な連絡等緊急を要するもので、かつ一般の公衆電話が途絶した場合は最寄りのJR駅の通信設備を利用する。

## オ (略)

## 2 府

## (1) 情報の収集

## ア 被害報告の集計

支部は、管内区域内の市町村の被害状況を取りまとめて本部に報告し、本部は、各支部の報告を取りまとめて、これを報告する。

イ～ウ (略)

(2) (略)

## (3) 報告の方法

報告は、原則として京都府防災情報システム等をもって行うこととし、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次報告する。

なお、京都府防災情報システム等により報告を行った場合は、様式-1～3により報告したものと見なす。

また、京都府防災情報システム以外の通信設備を利用する際には、次の事項に留意すること。

## ア 電話による場合

「災害時優先電話」を利用するものとし、場合によっては衛星携帯電話を利用する。必要に応じて「定時通話」により一定間隔によって報告を行う。

## イ 防災行政無線による場合

次の通信優先順位により防災行政無線を利用する。

なお、この他無線の取扱いについては、別に定める取扱要綱による。

(ア) 緊急要請

(イ) 災害対策本部指令及び指示

(ウ) 応急対策報告

(エ) 被害状況報告

(オ) その他災害に関する連絡

## ウ 西日本旅客鉄道株式会社の通信設備等の利用

警報の伝達及び応急措置の実施に必要な連絡等緊急を要するもので、かつ一般の公衆電話が途絶した場合は最寄りのJR駅、警察署及び消防署の通信設備を利用する。

## エ (略)

## 2 府

## (1) 情報の収集

## ア 被害報告の集計

支部は、管内区域内の市町村の被害状況を取りまとめて本部に報告し、本部は、各支部の報告を取りまとめて、これを報告する。  
(京都府防災情報システム等により被害報告を集計する場合を除く。)

イ～ウ (略)

(2) (略)

被害状況等の報告は原則防災情報システムで行うため（防災原子力安全課）

市町村も災害時優先電話指定あり（防災原子力安全課）

電報報告はなし（防災原子力安全課）

予警報伝達はなし（防災原子力安全課）

警察、消防施設も利用（防災原子力安全課）

防災情報システムによる報告は直接本部に入るため（防災原子力安全課）

264 ～266	<p>第4節 通信手段の確保</p> <p>第1 災害時の通信連絡</p> <p>(略) また、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての電話がつながりにくい状況(ふくそう)になっている場合には、西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は「災害用伝言ダイヤル171」を提供し、西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西支社及びKDDI株式会社(関西総支社)は「災害用伝言板サービス」を提供する。(略)</p> <p>第2～第4 (略)</p> <p>(項目追加)</p> <p>第6 (略)</p>	<p>第4節 通信手段の確保</p> <p>第1 災害時の通信連絡</p> <p>(略) また、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての電話がつながりにくい状況(ふくそう)になっている場合には、西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は「災害用伝言ダイヤル171」を提供し、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ関西支社、KDDI株式会社(関西総支社)及びソフトバンクモバイル株式会社は「災害用伝言板サービス」を提供する。(略)</p> <p>第2～第4 (略)</p> <p><u>第5 移動通信機器の貸与</u></p> <p><u>災害応急対策のため必要とする無線機器が不足する場合は、府は国や通信事業者へ移動通信機器(衛星携帯電話、MCA無線、簡易無線)の貸与申請等を行い通信手段の確保を図るものとする。</u></p> <p>第6 (略)</p>	<p>指定公共機関追加(H25.10)追加による(防災原子力安全課)</p> <p>総務省で機器の無償貸与体制を整えているため(近畿総合通信局)</p>
268	<p>&lt;図&gt;被災市町村長からの災害情報等の伝達系統 福知山市 危機管理室(直 <b>電話番号</b>)</p>	<p>&lt;図&gt;被災市町村長からの災害情報等の伝達系統 福知山市 危機管理室(直 <b>番号修正</b>)</p>	<p>電話番号変更(福知山市)</p>
271	<p>&lt;表&gt;防災関係機関と災害対策本部各部の分担 関係機関：大阪ガス株式会社(<b>京滋事業本部</b>)</p> <p>大阪管区气象台(京都地方气象台) <u>(舞鶴海洋气象台)</u></p>	<p>&lt;表&gt;防災関係機関と災害対策本部各部の分担 関係機関：大阪ガス株式会社(<b>京滋導管部</b>)</p> <p>大阪管区气象台(京都地方气象台)</p>	<p>組織変更による(大阪ガス(株))</p> <p>組織改正による(京都地方气象台)</p>
276	<p>第4章 災害広報広聴計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第3 関係機関の相互協力</p>	<p>第4章 災害広報広聴計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第3 関係機関の相互協力</p>	<p>関係機関への情報提供として公共情報コモンズの活用が有効(近畿総合通信局)</p>
276	<p>災害の広報にあたって必要があるときは、他の関係機関に対し情報の提供を求め、相互に資料の交換を行う。</p>	<p>災害の広報にあたって必要があるときは、他の関係機関に対し情報の提供を求めるとともに、<u>公共情報コモンズを利用した被害の状況や応急復旧等に関する情報の提供を行うなど</u>、相互に資料の交換を行う。</p>	<p>関係機関への情報提供として公共情報コモンズの活用が有効(近畿総合通信局)</p>
276 ～277	<p>第5 広聴活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>災害に関して、被災者、住民、近隣府県等からの各種の問い合わせに対しては、防災各機関において、それぞれ担当者を明らかにして対応する。</u></p>	<p>第5 広聴活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>各機関は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行うものとする。</u></p> <p>3 <u>府及び市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつ</u></p>	<p>防災基本計画に合わせた記載に修正(防災原子力安全課)</p> <p>防災基本計画修正(防災原子力安全課)</p>

つ消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、府及び市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、府警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

## 第5章 災害救助法の適用計画

### 第1節 災害救助法の適用基準

#### 第1 災害救助法の適用基準

- 4 災害が隔離した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したものであること。
- 5 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

### 第3節 活動計画

#### 第3 府

- 1 災害救助法適用の要請を受けた知事は、京都府災害対策本部会議を開き、災害救助法を適用すべきか否かを判断し、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに法に基づく救助の実施について、当該市長村長に事務の内容及び期間を通知するとともに、内閣総理大臣あて報告する

## 第7章 水防計画

### 第2節 計画の内容

#### 第4 水防活動

##### 1 水防体制

###### (1) 府庁における水防体制

- ア 気象業務法第14定の2第1項の規定による大雨、洪水及び津波の注意報、大雨、洪水、高潮及び津波の警報が発表され、災害警戒本部が設置された場合、建設交通部河川課及び砂防課は水防大成に移り、予警報が解除されるまでの間、情報連絡等の事務を処理する。

###### (2) 土木事務所の水防体制

災害救助法は内閣府へ移管（健康福祉部）

府災害警戒本部体制の見直しによる（建設交通部）

## 第5章 災害救助法の適用計画

### 第1節 災害救助法の適用基準

#### 第1 災害救助法の適用基準

- 279 4 災害が隔離した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生省令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したものであること。
- 5 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当すること。

### 第3節 活動計画

#### 第3 府

- 280 1 災害救助法適用の要請を受けた知事は、京都府災害対策本部会議を開き、災害救助法を適用すべきか否かを判断し、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに法に基づく救助の実施について、当該市長村長に事務の内容及び期間を通知するとともに、厚生労働大臣あて報告する。

## 第7章 水防計画

### 第2節 計画の内容

#### 第4 水防活動

##### 1 水防体制

###### (1) 府庁における水防体制

- 286 ア 気象業務法第14条の2第1項の規定による大雨、洪水及び津波の注意報、大雨、洪水、高潮及び津波の警報、水防法第10条第2項の規定による洪水予報又は水防法第16条第2項の規定による水防警報の通知を受けたとき、及び水防法第11条第1項の規定による洪水予報、又は水防法第16条第1項の規定による水防警報をしたときは、必要に応じて建設交通部河川課及び砂防課は水防体制に移り、予警報が解除されるまでの間、情報連絡等の事務を処理する。

###### (2) 土木事務所の水防体制

287

府庁における水防体制が執られる予警報、洪水予報及び水防警報の通知を受けたとき、又はこれらの通知がなくても、気象、水位及び雨量等によって洪水のおそれがあると認めるときは、土木事務所を水防体制に移し、必要に応じて所轄区域内の水防管理者及び河川課・砂防課あるいは災害対策本部河川・砂防班に連絡し、職員を現地に派遣して水防の指導等にあたらせるものとする。

### (3) 広域振興局の水防体制

府庁における水防体制が執られる予警報、洪水予報及び水防警報の通知を受けたとき、またはこれらの通知がなくても、水防担当区域内の気象、水位、雨量等によって洪水のおそれがあると認めるときは、広域振興局を水防体制に移し、あらかじめ定めておいた担当員を現地に派遣して、情報収集やため池等の水防指導にあたらせるものとする。

### (4) 大野ダム管理事務所の水防体制

ア 京都地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられた時は大野ダム操作規則第13条の規定に基づき洪水警戒体制に入るものとする。

イ 洪水警戒体制時においては、操作規則第14条各号の規定に基づき、災害対策本部河川・砂防班（河川課及び砂防課）、関係災害対策支部、その他関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にし、必要な措置をとるものとする。

府庁における水防体制が執られる予警報が発表されたとき、又は気象、水位及び雨量によって洪水のおそれがあると認めるときは、土木事務所を水防体制に移し、必要に応じて所轄区域内の水防管理者及び河川課・砂防課あるいは災害対策本部河川・砂防班に連絡し、職員を現地に派遣して水防の指導等にあたらせるものとする。

### (3) 広域振興局の水防体制

府庁における水防体制が執られる予警報が発表されたとき、又は水防担当区域内の気象、水位、雨量等によって洪水のおそれがあると認めるときは、広域振興局を水防体制に移し、あらかじめ定めておいた担当員を現地に派遣して、情報収集やため池等の水防指導にあたらせるものとする。

### (4) 大野ダム総合管理事務所の水防体制

ア 京都地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられた時は大野ダム操作規則第13条及び畑川ダム操作規則第10条の規定に基づき洪水警戒体制に入るものとする。

イ 洪水警戒体制時においては、大野ダム操作規則第14条各号の規定及び畑川ダム操作規則第11条各号の規定に基づき、災害対策本部河川・砂防班（河川課及び砂防課）、関係災害対策支部、その他関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にし、必要な措置をとるものとする。

府災害警戒本部体制の見直しによる（建設交通部）

府災害警戒本部体制の見直しによる（建設交通部）

畑川ダムに関する事項を追加（建設交通部）

291  
～299

## 第8章 避難に関する計画 (節新設)

### 第1節 避難勧告等

#### 第2 避難勧告等

##### 1 市町村長の避難準備情報、避難勧告、避難指示

災害による被害発生の恐れがあり、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要がある時は、市町村長は避難準備情報を発令する。

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、人命の保護、その

## 第8章 避難に関する計画

### 第1節 計画の方針

災害発生時には、府民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

府民は、気象予警報に注意を払い、特に要配慮者及びその支援者は避難行動を早めに開始する必要がある。また、市町村から避難勧告が発令された場合、速やかにあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要がある。

このため、市町村は、府民が自ら避難行動の判断ができるよう、適切に避難準備情報等を発令し、周知を徹底することとする。

### 第2節 避難勧告等

#### 第2 避難勧告等

##### 1 市町村長の避難準備情報、避難勧告、避難指示

災害による被害発生の恐れがあり、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要がある時は、市町村長は避難準備情報を発令する。

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、人命の保護、その

防災基本計画修正、女性視点での防災対策意見交換会の意見反映（防災原子力安全課）

他災害の拡大防止等のため特に必要があるときは、危険区域の住民に対し、避難のための立退きを勧告し、急を要すると認めるときは避難のための立退きを指示する。また、必要なときは立退き先も指示する。

市町村長は、避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令したときは速やかに知事に報告する。報告を受けた知事は国及び関係市町村へ情報伝達する。

また、市町村長による避難の勧告・指示ができないとき又は市町村長から要請があったときには、警察官、海上保安官は必要と認める地域の住居者等に対して避難の指示をする。(略)

### 3 警察官の指示（災対法第61条）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要性が認められる事態において市町村長が指示できないと認めるとき又は市町村長から要求があったときは、警察官は自ら立退きを指示する。この場合、警察官は直ちにその旨市町村長に通知する。

### 4 海上保安官の指示（災対法第61条）

(1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要性が認められる事態において市町村長が指示できないと認めるとき又は市町村長から要求があったときは、海上保安官は自ら立ち退きを指示する。

(2)～(3) (略)

### 7 地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条）

災害に伴う地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命をうけた職員は必要と認める区域内の居住者に対し、避難の立退きを指示する。この場合、当該地区を管轄する警察署長にその旨を通知する。

## 第2節 避難の周知徹底

### 第1 避難の勧告等の伝達方法

1 避難の勧告、指示をする者は、次の内容を明示して実施する。

(1) (略)

(項目追加)

(2)～(5) (略)

他災害の拡大防止等のため特に必要があるときは、危険区域の住民に対し、避難のための立退きを勧告し、急を要すると認めるときは避難のための立退きを指示する。必要なときは立退き先も指示する。また、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示する。

なお、府、指定行政機関、指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言する。

市町村長は、避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令したときは速やかに知事に報告する。報告を受けた知事は国及び関係市町村へ情報伝達する。

また、市町村長による避難の勧告・指示ができないとき又は市町村長から要請があったときには、警察官、海上保安官は必要と認める地域の住居者等に対して避難の指示をする。(略)

### 3 警察官の指示（災対法第61条）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要性が認められる事態において市町村長が指示できないと認めるとき又は市町村長から要求があったときは、警察官は自ら避難を指示する。この場合、警察官は直ちにその旨市町村長に通知する。

### 4 海上保安官の指示（災対法第61条）

(1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要性が認められる事態において市町村長が指示できないと認めるとき又は市町村長から要求があったときは、海上保安官は自ら避難を指示する。

(2)～(3) (略)

### 7 地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条）

災害に伴う地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命をうけた職員は必要と認める区域内の居住者に対し、避難を指示する。この場合、当該地区を管轄する警察署長にその旨を通知する。

## 第3節 避難の周知徹底

### 第1 避難の勧告等の伝達方法

1 避難の勧告、指示をする者は、次の内容を明示して実施する。

(1) (略)

(2) 適切な避難行動のあり方（立ち退き避難又は屋内安全確保）

(3)～(6) (略)

屋内退避も含むため（防災原子力安全課）

### 第3節 避難の誘導及び移送等

警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。

#### 第1 避難の順序

1 避難、立ち退きの誘導に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦及び病傷人等を優先して行う。

#### 第3 携帯品の制限

避難、立退きに当たっての携帯品は、必要最小限度（貴重品、食糧、飲料水、日用品等）に制限し、円滑な移動ができるよう指導する。

### 第4節（略）

### 第5節 避難所の開設等

#### 第1 避難所の開設

（略）なお、避難所の開設に当たっては、災害の状況に応じ、土砂災害や浸水被害の恐れのない場所を選定する。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。

また、避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難場所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

#### 第2 避難所の運営管理

##### 1（略）

2 避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。（略）

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

さらに、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペース

### 第4節 避難の誘導及び移送等

避難行動は住民が自らの判断で行うことが原則であるが、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。

市町村は、災害時には避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、市町村防災計画に定めた避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

#### 第1 避難の順序

1 避難、立退きの誘導に当たっては、避難行動要支援者及び病傷人等を優先して行う。

#### 第3 携帯品の制限等

避難、立退きに当たっての携帯品は、必要最小限度（貴重品、食糧、飲料水、日用品等）に制限し、円滑な移動ができるよう指導する。

ただし、要配慮者ごとに必要な携帯品については十分配慮する。

### 第5節（略）

### 第6節 避難所の開設等

#### 第1 避難所の開設

（略）なお、避難所の開設に当たっては、指定避難所のほか、災害の状況に応じ、土砂災害や浸水被害の恐れのない場所の施設を選定する。

さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

#### 第2 避難所の運営管理等

##### 1（略）

2 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。（略）

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

さらに、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペース

文言修正

女性視点での防災対策意見交換会の意見反映（防災原子力安全課）

の確保に努める。

3 避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

(項目追加)

#### 4 (略)

### 第6節 避難者健康対策

#### 第3 支援活動体制及び活動内容

##### 1 災害発生から概ね2週間

(1) (略)

(2) 避難所の被災者への保健活動

ア～ウ (略)

(項目追加)

(3) 支援体制の企画・調整活動

ア～ウ (略)

エ 職員の健康管理として、心身の疲労状況を把握し必要に応じて対処する。

オ (略)

### 第7節 広域避難収容

府、市町村は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて国の非常本部等を通じて、若しくは避難収容関係省庁〔警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁〕又は都道府県に広域避難収容に関する支援を要請する。

の確保に努める。

3 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。また、男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定し、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

4 府及び市町村は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

#### 5 (略)

### 第7節 避難者健康対策

#### 第3 支援活動体制及び活動内容

##### 1 災害発生から概ね2週間

(1) (略)

(2) 避難所の被災者への保健活動

ア～ウ (略)

エ 衛生管理、栄養管理を行い、感染症予防や疾病の発症、重症化の予防に努める。

(3) 支援体制の企画・調整活動

ア～ウ (略)

エ 支援者の健康管理として、心身の疲労状況を把握し必要に応じて対処する。

オ (略)

### 第8節 広域一時滞在

#### 第1 府内における広域一時滞在

##### 1 被災市町村

(1) 被災市町村は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、府内他市町村における広域一時滞在中の必要があると認めるときは、府に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、府内他市町村に被災住民の受入れについて協議することができる。

(2) 被災市町村は、府に対し、広域一時滞在中の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在中の事項について助言を求めることができる。

##### 2 協議先市町村

ガイドの活用（府民生活部）

防災基本計画修正（防災原子力安全課）

計画内容精査（健康福祉部）

関西広域連合通知（防災原子力安全課）

(1) 協議を受けた市町村は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供する。

### 3 府

(1) 府は、被災市町村から、広域一時滞在の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在に関する事項について助言等を求められたときは、助言を行う等必要な協力をを行うよう努める。

## 第2 府外における広域一時滞在

### 1 被災市町村

(1) 被災市町村は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、府と協議の上、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、府に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入れについて協議するよう求めることができる。

### 2 府

(1) 府は、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、関西広域連合に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、広域一時滞在の協議先とすべき都道府県について調整を求めることができる。

(2) 府は、他の都道府県に被災住民の受入れについて協議しようとするときは、内閣総理大臣に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して協議する。

## 第3 他の都道府県から協議を受けた場合

### 1 府

(1) 府は、他の都道府県から被災住民の受入れについて協議を受けたときは、府内の被災状況を勘案の上、受入れが可能と考えられる市町村に協議する。

### 2 市町村

(1) 市町村は、府から1の協議を受けたときは、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供する。

## 第4 被災住民に対する情報提供と支援

1 被災市町村は、広域一時滞在を受け入れた市町村の協力を得て、広域一時滞在を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。

2 広域一時滞在を受け入れた市町村は、被災市町村と連携し、受け入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。



第8節 (略)

第9節 駅、地下街における避難計画

第1 発災時の応急体制の整備

1 府の活動体制

第3編第1章第2節第1「災害警戒本部の設置」に基づき、災害警戒に当たるとともに、災害の規模に応じて、同編同章第6節「災害対策本部の設置及び閉鎖」、緊急消防援助隊又は広域緊急援助隊の派遣要請、同計画編第31章「職員派遣要請計画」に基づく指定行政機関、指定地方行政機関又は他府県の職員の派遣要請を行うものとする。

第9章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

第2節 計画の内容

第2 交通情報の提供・一時収容施設等の提供

2 帰宅支援拠点等の提供

(1) 帰宅支援拠点は、市町村と連携し公共施設や民間事業所を問わず安全な施設を確保する。

(2) 帰宅支援拠点の収容能力には限りがあるため、災害時要配慮者（高齢者・乳幼児・障害者・妊産婦）の受入を優先する。

第10章 食料供給計画

第1節 計画の方針

(略)

被災地の実情を考慮するとともに、災害時要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第11章 生活必需品等供給計画

第1節 計画の方針

(略)

被災地の実情を考慮するとともに、災害時要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第8節 市町村地域防災計画で定める事項

第1 実施責任者

災害救助法を適用した場合の物資輸送は知事が行い、被災者に対する支給は、法第30条第2項の規定に基づき、知事の補助執行者として市町村長が行うことになるので、受領、配分の責任者を明確に定める。

第9節 (略)

第10節 駅、地下街における避難計画

第1 発災時の応急体制の整備

1 府の活動体制

第3編第1章第2節第1「災害警戒本部の設置」に基づき、災害警戒に当たるとともに、災害の規模に応じて、同編同章第6節「災害対策本部の設置及び閉鎖」、緊急消防援助隊又は警察災害派遣隊の派遣要請、同計画編第31章「職員派遣要請計画」に基づく指定行政機関、指定地方行政機関又は他府県の職員の派遣要請を行うものとする。

第9章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

第2節 計画の内容

第2 交通情報の提供・一時収容施設等の提供

2 帰宅支援拠点等の提供

(1) 帰宅支援拠点は、市町村と連携し公共施設や民間事業所を問わず安全な施設を確保する。拠点の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努めるものとする。

(2) 帰宅支援拠点の収容能力には限りがあるため、要配慮者（高齢者・乳幼児・障害者・妊産婦）の受入を優先する。

第10章 食料供給計画

第1節 計画の方針

(略)

被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第11章 生活必需品等供給計画

第1節 計画の方針

(略)

被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第8節 市町村地域防災計画で定める事項

第1 実施責任者

被災者に対する支給は、市町村長が行うことになるので、受領、配分の責任者を明確に定める。

広域緊急援助隊関係規程改正  
(警察本部)

防災基本計画修正(H26.1月)  
による(府民生活部)

市町村集配地から避難所等への輸送等は市町村が行う。(健康福祉部)

312	<p>第12章 給水計画 第2節 計画の内容 〈図〉給水の連絡系統 府災害対策本部・公営企画課→各機関</p>	<p>第12章 給水計画 第2節 計画の内容 〈図〉給水の連絡系統 府災害対策本部・公営企画課→各機関 応援要請先に「<u>陸上自衛隊第4施設団</u>」を追加（府南部における災害であることを注記）</p>	府山城中部・南部地域は第4施設団担当区域（陸自第4施設団）
316 ～318	<p>第14章 医療助産計画 第3節 計画の方法及び内容 第1～第3（略） <b>（項目追加）</b></p> <p>第4～第6（略） <b>（項目追加）</b></p> <p>第7～第10（略）</p>	<p>第14章 医療助産計画 第3節 計画の方法及び内容 第1～第3（略） <u>第4 災害医療コーディネーターの活動要請</u> <u>災害医療コーディネーターは、府から要請があった場合、又は自ら必要と判断したときは、府災害対策本部や市町村等に対する災害医療体制の確保についての助言、被災地外への患者搬送及び受入医療機関の確保のための調整、被災地内外から派遣される医療救護班等の配置の調整、関係機関に対する医療の復旧のために必要な調査、その他災害時における医療提供体制の確保に関すること等を行うものとする。</u> 第5～第7（略） <u>第8 広域医療搬送拠点の設置</u> <u>府は、自ら必要と認める場合又は災害医療コーディネーター等から要請があった場合は、緊急災害医療チーム等の協力を得て、あらかじめ定めた広域医療搬送拠点の中から、被災地の状況、交通状況等を考慮して、当該災害に係る広域医療搬送拠点を設置する。</u> 第9～第12（略）</p>	H25年度コーディネータ設置（健康福祉部）  H26度中に整備予定（健康福祉部）
319	〈図〉市町村から府に救護班の応援要請をする場合の連絡系統 <u>府立与謝の海病院</u>	〈図〉市町村から府に救護班の応援要請をする場合の連絡系統 <u>京都府立医科大学附属北部医療センター</u>	名称変更（健康福祉部）
319	〈図〉市町村から府を通じて国公立病院等に応援要請する場合の連絡系統 <u>公立山城病院</u>	〈図〉市町村から府を通じて国公立病院等に応援要請する場合の連絡系統 <u>京都山城総合医療センター</u>	名称変更（健康福祉部）
320	〈図〉空輸のための応援要請をする場合の連絡系統 陸上自衛隊第4施設団（内線番号）	〈図〉空輸のための応援要請をする場合の連絡系統 陸上自衛隊第4施設団（ <u>番号修正</u> ）（府南部における災害であることを注記）	番号修正（陸自第4施設団）
333	<p>第19章 文教応急対策計画 第5節 教育に関する応急措置 第6 学校給食の対策 学校給食物資の確保及び応急的な給食の実施については、<u>財団法人</u>京都府学校給食会等と協議し、必要な措置を講じる。</p>	<p>第19章 文教応急対策計画 第5節 教育に関する応急措置 第6 学校給食の対策 学校給食物資の確保及び応急的な給食の実施については、<u>公益財団法人</u>京都府学校給食会等と協議し、必要な措置を講じる。</p>	公益財団法人移行（教育庁）

	<p>第20章 輸送計画</p> <p>第5節 緊急通行車両の取扱い</p> <p>第2 確認に関する手続</p> <p>337 1 確認の申請</p> <p>交通規制課長等は、車両の使用者等から、緊急通行車両の確認申請があった場合は、緊急通行<u>車両</u>確認申請書（別記第1号様式。以下この節において「確認申請書」という。）及び輸送協定書等の当該車両を使用して行う事務又は業務内容を疎明する書類を提出させるものとする。</p> <p>第3 緊急通行車両として通行を認める区間・期間及び指導事項</p> <p>337 2 通行を認める期間</p> <p>緊急通行車両として通行を認める期間は、当該災害の規模、態様、被災状況、道路の復旧状況等を勘案して弾力的に運用することとなるが、反復継続して同一の区間を通行するものについては、<u>5日</u>を限度とすること。</p> <p>第7節 人員及び救助物資等の輸送</p> <p>338 第1 人員輸送</p> <p>被災者を避難させる必要が生じた場合は、原則として市町村が実施する。</p> <p>第8節 市町村地域防災計画で定める事項</p> <p>338 第2 車両等の確保</p> <p>3 人力による輸送</p> <p><u>へん地</u>あるいは孤立予想地域に対する物資等の輸送については人力による輸送方法を定める。</p> <p>&lt;図&gt;輸送計画の連絡系統</p> <p>339 3 ヘリコプターによる空輸を要請する場合</p> <p>陸上自衛隊第4施設団（内線番号）</p>	<p>第20章 輸送計画</p> <p>第5節 緊急通行車両の取扱い</p> <p>第2 確認に関する手続</p> <p>1 確認の申請</p> <p>交通規制課長等は、車両の使用者等から、緊急通行車両の確認申請があった場合は、緊急通行<u>車両等</u>確認申請書（別記第1号様式。以下この節において「確認申請書」という。）及び輸送協定書等の当該車両を使用して行う事務又は業務内容を疎明する書類を提出させるものとする。</p> <p>第3 緊急通行車両として通行を認める区間・期間及び指導事項</p> <p>2 通行を認める期間</p> <p>緊急通行車両として通行を認める期間は、当該災害の規模、態様、被災状況、道路の復旧状況等を勘案して弾力的に運用することとなるが、反復継続して同一の区間を通行するものについては、<u>1箇月</u>を限度とすること。</p> <p>第7節 人員及び救助物資等の輸送</p> <p>第1 人員輸送</p> <p>被災者を避難させる必要が生じた場合は、原則として市町村が実施する。</p> <p><u>府は被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。</u></p> <p><u>なお、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無く、要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要がある認めるときに限り、当該運送を行うべきことを指示する。</u></p> <p>第8節 市町村地域防災計画で定める事項</p> <p>第2 車両等の確保</p> <p>3 人力による輸送</p> <p><u>辺地</u>あるいは孤立予想地域に対する物資等の輸送については人力による輸送方法を定める。</p> <p>&lt;図&gt;輸送計画の連絡系統</p> <p>3 ヘリコプターによる空輸を要請する場合</p> <p>陸上自衛隊第4施設団（<u>番号修正</u>）（府南部における災害であるこ</p>	<p>関係法令等改正（警察本部）</p> <p>関係法令等改正（警察本部）</p> <p>防災基本計画修正（防災原子力安全課）</p> <p>語句修正（警察本部）</p> <p>番号修正（陸自第4施設団）</p>
--	---	--	--

		とを注記)	
344	<p>&lt;様式&gt;別記第5号様式：緊急通行車両等事前届出書 (略)</p>	<p>&lt;様式&gt;別記第5号様式：緊急通行車両等事前届出書 (略 <b>様式変更</b>)</p>	<p>様式変更 (警察本部)</p>
	<p><b>第21章 交通規制に関する計画</b></p>	<p><b>第21章 交通規制に関する計画</b></p>	
	<p>第2節 交通規制対策</p>	<p>第2節 交通規制対策</p>	
	<p>第1 関係機関の対策</p>	<p>第1 関係機関の対策</p>	
	<p>1 府警察本部等の対策</p>	<p>1 府警察本部等の対策</p>	
	<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>	
345	<p>(2) 高速道路交通警察隊長及び被災地域に隣接し、又は近接する地域を管轄する警察署長(以下この項において「高速隊長等」という。)は、災害の発生を認知した場合は、法に基づく交通規制が実施されるまでの間、<u>被災地を中心とした概ね半径20km範囲の被災地に通じる道路に道路交通法に基づく交通規制</u>(以下この項において「<u>第1次交通規制</u>」という。)を実施するとともに、当該道路の主要交差点等に必要な人員を配置して一般車両(法第76条第1項に規定する緊急通行車両以外の車両をいう。以下この節において同じ。)の被災地域内への流入抑制措置をとる。</p> <p>高速隊長等は、<u>第1次交通規制の実施後において、</u>災害の規模、事態の推移を勘案して、さらに規制区域を拡大する必要があると認められた場合は、速やかに、<u>被災地を中心として概ね40km範囲の被災地を通じる道路に道路交通法に基づく交通規制(第2次交通規制)</u>を実施するとともに、当該道路の主要交差点等に人員を配置して一般車両の被災地域内への流入抑制措置をとる。</p>	<p>(2) 高速道路交通警察隊長及び被災地域に隣接し、又は近接する地域を管轄する警察署長(以下この項において「高速隊長等」という。)は、災害の発生を認知した場合は、法に基づく交通規制が実施されるまでの間、道路交通法に基づく交通規制を実施するとともに、当該道路の主要交差点等に必要な人員を配置して一般車両(法第76条第1項に規定する緊急通行車両以外の車両をいう。以下この節において同じ。)の被災地域内への流入抑制措置をとる。</p> <p>高速隊長等は、災害の規模、事態の推移を勘案して、さらに規制区域を拡大する必要があると認められた場合は、速やかに、道路交通法に基づく交通規制を実施するとともに、当該道路の主要交差点等に人員を配置して一般車両の被災地域内への流入抑制措置をとる。</p>	<p>警備計画修正による整合 (警察本部)</p>
	<p>(3)～(8) (略)</p>	<p>(3)～(8) (略)</p>	
	<p>2 府建設交通部</p>	<p>2 府建設交通部</p>	
346	<p>災害による道路の破損欠壊、その理由により道路交通が危険であると認められる場合、知事管理道路については、土木事務所長が<u>通行の禁止及び規制を行う。</u>(略)</p>	<p>災害による道路の破損欠壊、その理由により道路交通が危険であると認められる場合、知事管理道路については、土木事務所長が<u>道路の通行を禁止し、又は制限する。</u>(略)</p>	<p>道路法との整合 (警察本部)</p>
	<p>第2 交通処理</p>	<p>第2 交通処理</p>	
	<p>2 交通量の少ない場合</p>	<p>2 交通量の少ない場合</p>	
	<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>	
346	<p>(2) <u>できるだけ多くの照明具を用いて、必要な広報を積極的に行う。</u></p>	<p>(2) <u>情報板等の資機材を活用し、必要な広報を積極的に行う。</u></p>	<p>適切な表現に修正(警察本部)</p>
～347	<p>(3) (略)</p>	<p>(3) (略)</p>	
	<p>第4節 交通情報の収集及び提供</p>	<p>第4節 交通情報の収集及び提供</p>	
	<p>第1 府警察本部の対策</p>	<p>第1 府警察本部の対策</p>	
347			

	<p>1 交通情報の収集</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 交通管制センターにおいては現地警察又は道路管理者等から、定時又は不定時に道路交通の状況等の道路交通情報を収集する。</p> <p>(3) <u>管下</u>各警察署、高速道路交通警察隊から道路交通の状況及びとられた対策並びに道路の復旧工事の見通しについて報告させること。</p> <p>(4) 近畿管区警察局交通担当課（高速道路管理室を含む。）隣接府県警察本部交通規制担当課（交通管制担当課を含む。）一般国道・府道・<u>京都市道</u>・<u>高速道路自動車道</u>等の道路管理者・日本道路交通情報センター並びに各新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関と相互連絡を密にして情報の交換に努めること。</p> <p>(5) (略)</p>	<p>1 交通情報の収集</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 交通管制センターにおいては、<u>現</u>地警察又は道路管理者等から、定時又は不定時に道路交通の状況等の道路交通情報を収集する。</p> <p>(3) <u>府下</u>各警察署、高速道路交通警察隊から道路交通の状況及びとられた対策並びに道路の復旧工事の見通しについて報告させること。</p> <p>(4) 近畿管区警察局交通担当課（高速道路管理室を含む。）<u>隣</u>接府県警察本部交通規制担当課（交通管制担当課を含む。）<u>一般国道・府道・京都市道・高速道路自動車道</u>等の道路管理者、<u>日本</u>道路交通情報センター並びに各新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関と相互連絡を密にして情報の交換に努めること。</p> <p>(5) (略)</p>	<p>文章構成適正化（警察本部）</p> <p>語句修正（警察本部）</p> <p>文章構成適正化（警察本部）</p>
348	<p>第2 府建設交通部の対策</p> <p>土木事務所長は管内道路の被害状況について道路パトロールの強化による情報の収集及び市町村あるいは学校等<u>よりの</u>情報により、ただちに災害対策本部（道路管理課）に報告するとともにその被害の程度を確認のうえ、その詳細を報告する。(略)</p>	<p>第2 府建設交通部の対策</p> <p>土木事務所長は管内道路の被害状況について道路パトロールの強化による情報の収集及び市町村あるいは学校等<u>からの</u>情報により、ただちに災害対策本部（道路管理課）に報告するとともにその被害の程度を確認のうえ、その詳細を報告する。(略)</p>	<p>文言適正化（警察本部）</p>
370	<p>第22章 災害警備計画</p> <p>第1節 警察の警備計画</p> <p>第2 災害警備活動の概要</p> <p>5 遺体の検視、<u>見分及びその身元確認</u>を行う。</p>	<p>第22章 災害警備計画</p> <p>第1節 警察の警備計画</p> <p>第2 災害警備活動の概要</p> <p>5 遺体の検視、<u>死体調査、身元確認</u>を行う。</p>	<p>関係法令改正（警察本部）</p>
382	<p>第25章 鉄道施設応急対策計画</p> <p>第5節 近畿日本鉄道株式会社の計画</p> <p>第1 災害対策基本方針</p> <p>災害が発生した場合には、お客様の救護を最優先に行い、他の機関と連携協力を密にし、被害の拡大防止、適切な情報開示、早期復旧に全力を挙げる。</p> <p>第2 災害応急対策</p> <p>1 異例事態対策本部等の設置</p> <p><u>災害により非常事態が発生した場合、社内の「異例事態対応規程」・「災害救助規程」に基づき、必要により本社に異常事態対策本部または非常支部、輸送統括部に現地対策本部または非常支部を設置し、現地に復旧本部を設置して対処する。</u></p> <p>2 配備態勢及び動員数</p>	<p>第25章 鉄道施設応急対策計画</p> <p>第5節 近畿日本鉄道株式会社の計画</p> <p>第1 災害対策基本方針</p> <p>災害が発生した場合には、<u>当社「安全方針」に規定するとおり、お客様の救護を最優先に行い、他の機関と連携協力を密にし、被害の拡大防止、適切な情報開示、早期復旧に全力を挙げる。また、大地震などの大規模自然災害などの異例事態が発生した場合、全社体制をとることにより死傷者の救護を迅速に行うとともに、早期の復旧および事業再開を図る。</u></p> <p>第2 災害応急対策</p> <p>1 異例事態対策本部等の設置</p> <p><u>被災の規模等</u>により非常事態が発生した場合、<u>当社「異例事態対応規程」等</u>に基づき、必要に<u>応じて</u>、本社に異例事態対策本部、輸送統括部に<u>現地対策本部</u>を設置して対処する。</p> <p>2 配備態勢及び動員数</p>	<p>社内規定，体制と整合（近鉄（株））</p>

	<p>「異例事態対応規程」・「災害救助規程」により、<u>災害の程度に応じた業務担当班</u>を設置して、班員を動員する。</p> <p>3 通信連絡体制</p> <p>(1) <u>鉄道電話、NTT加入電話及び携帯電話を活用し、所定の緊急通信連絡を行う。</u></p> <p>(2) <u>必要に応じて、携帯用無線機を所持した係員を急派し、本部との通信連絡にあたらせる。</u></p> <p>(3) <u>必要に応じて、各地点に連絡用電話を架設し、可搬型電話機により通信連絡の確保にあたらせる。</u></p> <p>(4) <u>列車無線を活用して、連絡、情報の収集に努める。</u></p>		
387	<p><b>第27章 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画</b></p> <p>第1節 行政機関応急対策計画</p> <p>第1 電力について災害により大幅な供給力不足等の事態が発生した場合に、<u>迅速かつ円滑な電力融通を行えるような体制を電力会社間で整備しておくよう指導するとともに、災害が発生した場合には、事故発生</u>の把握に努め、<u>必要がある場合には他の経済産業局と緊密な連絡を行ったうえ電力の円滑な融通を推進するよう地域電力協議を指導するものとする。</u></p> <p>第2 ガスについて災害時におけるガス原料の需給状況、事故発生状況等の把握に努めるとともに<u>必要があると認めるときはガス事業者相互間において原料、復旧資材等の融通を促進するよう指導するものとする。</u></p>	<p><u>当社「異例事態対応規程」等により、本社内に対応を行う班</u>を設置して、班員を動員する。</p> <p>3 通信連絡体制</p> <p>(1) <u>列車については列車無線を活用する。</u></p> <p>(2) <u>異例事態対策本部、現地対策本部、現地間の通信には鉄道電話、NTT加入電話、携帯電話、MCA無線等を活用する。</u></p>	
387	<p>第2節 電気施設応急対策計画</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>3 復旧応援</p> <p>被害が大きく、京都支店もしくは<u>火力センター</u>のみの要員で早期復旧が困難な場合は他支店・支社又は協力会社等の応援を要請する。(略)</p>	<p><b>第27章 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画</b></p> <p>第1節 行政機関応急対策計画</p> <p>第1 電力については、災害により大幅な供給力不足等の事態が発生した場合に、事故発生<u>状況等</u>の把握に努めるとともに、<u>供給の確保及び復旧支援に努める。</u></p> <p>第2 ガスについては、災害時におけるガス原料の需給状況、事故発生状況等の把握に<u>努めるとともにガスの供給の確保及び復旧支援に努める。</u></p> <p>第2節 電気施設応急対策計画</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>3 復旧応援</p> <p>被害が大きく、京都支店もしくは<u>火力事業本部</u>のみの要員で早期復旧が困難な場合は他支店・支社又は協力会社等の応援を要請する。(略)</p>	<p>本省所管事項と混在していたため、局の対応を明確化（近畿経済産業局）</p>
388	<p>第3節 ガス施設応急対策計画</p> <p>第2 応急対策</p> <p>災害発生時には、「<u>災害対策規程</u>」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに<u>応急対策を実施する。</u></p>	<p>第3節 ガス施設応急対策計画</p> <p>第2 応急対策</p> <p>災害発生時には、「<u>防災業務計画</u>」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに<u>応急対策を実施する。</u></p>	<p>組織改正による（関西電力(株)）</p> <p>諸規程まとめて防災業務計画呼称に変更（大阪ガス(株)）</p>
415 ～415	<p><b>第30章 自衛隊災害派遣計画</b></p> <p>第5節 災害派遣要請手続</p> <p>第4 災害派遣要請等のあて先</p> <p>1 知事が要請する場合（第1の場合）</p>	<p><b>第30章 自衛隊災害派遣計画</b></p> <p>第5節 災害派遣要請手続</p> <p>第4 災害派遣要請等のあて先</p> <p>1 知事が要請する場合（第1の場合）</p>	

- (2) 陸上自衛隊第4施設団長  
連絡先（内線番号）
- 2 市町村長が直接自衛隊に通知する場合（第2の場合）
  - (2) 陸上自衛隊第4施設団長  
連絡先（内線番号）

**第31章 職員派遣要請計画**

421 第2節 計画の内容

422 第4 広域的応援体制

2 府警察本部は大規模災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、広域的な災害警備活動にあたる広域緊急援助隊を編成し、広域応援体制の整備を図る。

422 第5 職員の派遣

他府県又は市町村から職員の派遣の要請又はあっ旋要求があったときは、所掌事務の遂行に支障がない限り適任と認める職員の派遣について協力するものとする。

(節新設)

- (2) 陸上自衛隊第4施設団長  
連絡先（**番号修正**）
- 2 市町村長が直接自衛隊に通知する場合（第2の場合）
  - (2) 陸上自衛隊第4施設団長  
連絡先（**番号修正**）

**第31章 職員の派遣要請及び府職員の応援計画**

第2節 **応援要請等**

第4 広域的応援体制

2 府警察本部は大規模災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、広域的な災害警備活動にあたる警察災害派遣隊を編成し、広域応援体制の整備を図る。

(第5 削除)

**第3節 府職員の応援**

**第1 府職員の派遣についての協力**

府内市町村、他の都道府県、関西広域連合等から職員の派遣の要請又はあっ旋要求があったときは、所掌事務の遂行に支障がない限り適任と認める職員の派遣について協力するものとする。

**第2 京都府職員災害応援隊の派遣**

**1 概要**

大規模な災害等の発生時に、府内市町村又は他の都道府県等が行う災害応急・復旧活動の支援を円滑に進めるため、府職員の迅速な応援派遣を行うとともに、現地の状況に応じた的確な初動活動を行う要員を確保するため、あらかじめ応援出動可能な府職員を登録し、必要な訓練・研修を施した上であらかじめ京都府職員災害応援隊を組織する。

**2 応援の実施**

府内市町村、他の都道府県、関西広域連合等の長からの要請があった場合又は特に必要と認めた場合に知事が派遣決定し、概ね1週間以内の期間で、府内市町村又は他府県等の行う被災者の救出、障害物の除去、屋根のシート張りその他必要な災害応急・復旧応援活動及び現地における情報収集活動を行う。

節名変更(防災原子力安全課)

広域緊急援助隊関係規程改正  
(警察本部)

第3節へ移行（防災原子力安全課）

応援体制の強化（防災原子力安全課）

429	<p>第34章 京都府災害支援対策本部運用計画</p> <p>&lt;図&gt;京都府災害支援対策本部組織図 (略)</p>	<p>第34章 京都府災害支援対策本部運用計画</p> <p>&lt;図&gt;京都府災害支援対策本部組織図 <b>組織変更等による修正 (政策企画部)</b></p>	
430 ~433	<p>&lt;表&gt;京都府災害支援対策本部事務分掌 (略)</p>	<p>&lt;表&gt;京都府災害支援対策本部事務分掌 <b>組織変更等による修正 (政策企画部, 商工労働観光部, 健康福祉部, 警察本部)</b></p>	
434	<p>第35章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第2 災害発生時の要配慮者の安否確認等</p> <p>1 被害が予想される場合、市町村は府との連携のもとに、迅速に、社会福祉協議会、自主防災組織やボランティア等の協力も得て、<u>地域の要配慮者名簿に基づき各戸を訪問することにより、要配慮者の安否確認を行う。</u></p> <p>また、避難所の調査を実施し、<u>要配慮者の所在確認を行う。</u></p> <p>2 在宅の要配慮者に対しては、必要に応じ、福祉避難所への誘導、社会福祉施設等への緊急入所等の対策を講ずる。</p>	<p>第35章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第2 災害発生時の<b>避難行動要支援者</b>の安否確認等</p> <p>1 被害が予想される場合、市町村は府との連携のもとに、<b>避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、市町村防災計画に定めた避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿を提供し、</b>迅速に、社会福祉協議会、自主防災組織やボランティア等の協力も得て、各戸を訪問することにより、<b>避難行動要支援者</b>の安否確認を行う。</p> <p>また、避難所の調査を実施し、<b>避難行動要支援者</b>の所在確認を行う。</p> <p>2 在宅の要配慮者に対しては、必要に応じ、福祉避難所等への誘導、社会福祉施設等への緊急入所等の対策を講ずる。</p>	<p>防災基本計画修正 (防災原子力安全課)</p>
438 ~439	<p>第37章 ボランティア受入計画</p> <p>第3節 一般ボランティアの受付及びコーディネーター</p> <p>第1 組織</p> <p>3 京都府災害ボランティアセンター現地対策本部 災害が広域にわたる場合、甚大な場合など市町村センターのみによっては、同センターの機能を果たすことが困難な場合には、<u>災害ボランティアセンター</u>は現地対策本部を設置し、市町村センターの活動を支援する。</p> <p>第2 機能、事業</p> <p>1 ボランティアコーディネーターの派遣 <u>災害ボランティアセンター</u>は、市町村センター、現地対策本部 (以下「市町村センター等」という。) 及び避難所等におけるボランティアコーディネーターの必要状況を把握し、<u>あらかじめ登録している</u>ボランティアコーディネーターの派遣調整を行う。</p> <p>3 情報収集・情報提供</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>災害ボランティアセンター</u>は、市町村センター等からボランティ</p>	<p>第37章 ボランティア受入計画</p> <p>第3節 一般ボランティアの受付及びコーディネーター</p> <p>第1 組織</p> <p>3 京都府災害ボランティアセンター現地対策本部 災害が広域にわたる場合、甚大な場合など市町村センターのみによっては、同センターの機能を果たすことが困難な場合には、<u>京都府災害ボランティアセンター</u>は現地対策本部を設置し、市町村センターの活動を支援する。</p> <p>第2 機能、事業</p> <p>1 ボランティアコーディネーター<b>等</b>の派遣 <u>京都府災害ボランティアセンター</u>は、<u>初動支援チーム(先遣隊)を派遣するとともに、</u>市町村センター、現地対策本部 (以下「市町村センター等」という。) 及び避難所等におけるボランティアコーディネーターの必要状況を把握し、ボランティアコーディネーターの派遣調整を行う。</p> <p>3 情報収集・情報提供</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>京都府災害ボランティアセンター</u>は、市町村センター等からボラ</p>	<p>文言修正 (健康福祉部)</p> <p>京都府災害ボランティアセンターに初動支援チーム(先遣隊)を編成予定(H26度~)(健康福祉部)</p>



	<p>ア活動に関する情報を収集し、報道機関の協力を得て、これらの情報を迅速に公表すること等により、受入の調整に努める。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 被災市町村等は、ボランティアによる安否確認活動や相談活動に資するため、必要に応じ<u>要援護者リスト</u>を現地対策本部等に提供するものとする。</p> <p>4 活動資材等の調整・提供</p> <p>(1) <u>災害ボランティアセンター</u>は、市町村センター等での活動資材等の必要状況を把握し、調整、提供を行う。</p>	<p>ンティア活動に関する情報を収集し、報道機関の協力を得て、これらの情報を迅速に公表すること等により、受入の調整に努める。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 被災市町村等は、ボランティアによる安否確認活動や相談活動に資するため、必要に応じ<u>要配慮者名簿</u>を現地対策本部等に提供するものとする。</p> <p>4 活動資材等の調整・提供</p> <p>(1) <u>京都府災害ボランティアセンター</u>は、市町村センター等での活動資材等の必要状況を把握し、調整、提供を行う。</p>	
<p>446 ～447</p>	<p><b>第4編 災害復旧計画</b></p> <p><b>第1章 生活確保対策計画</b></p> <p>第4節 融資計画</p> <p>第2 内容</p> <p>1 「<u>災害救助法</u>」による生業資金の貸与</p> <p>(1) 対象 <u>住家が全壊（焼）又は流失し災害のため生業の手段を失った世帯</u></p> <p>(2) 貸与世帯数 <u>市町村ごとに住家が全壊（焼）及び流失した世帯の2割5分以内</u></p> <p>(3) 貸与金額 <u>ア 生業費1件当たり30,000円</u> <u>イ 就職支度金1件当たり15,000円</u></p> <p>(4) 貸与条件 <u>ア 貸与期間2年以内</u> <u>イ 利子無利子</u></p> <p>(5) 貸与できる期間 <u>災害発生の日から1箇月以内</u> <u>（別途災害援護資金貸付制度及び生活福祉資金貸付制度が設けられているので、原則としてこの制度による資金の活用を図る。）</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 「<u>生活福祉資金（災害援護資金、住宅資金）</u>」の貸与 低所得世帯等に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進を図ることを目的とし、京都府社会福祉協議会が実施主体となり貸付を行う。 <u>なお、この貸付事業についての指導と財源補助については知事が行う。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 貸付金額 生活福祉資金<u>（災害援護資金）</u>1,500,000円以内</p>	<p><b>第4編 災害復旧・復興計画</b></p> <p><b>第1章 生活確保対策計画</b></p> <p>第4節 融資計画</p> <p>第2 内容</p> <p>(1 <del>削除</del>)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 「<u>生活福祉資金</u>」の貸与 低所得世帯等に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進を図ることを目的とし、京都府社会福祉協議会が実施主体となり貸付を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 貸付金額 生活福祉資金<u>（福祉資金福祉費・災害援護）</u></p>	<p>大規模災害からの復興に関する法律制定に伴い復興計画新設のため(防災原子力安全課)</p> <p>当該規定は現在運用されていない(健康福祉部)</p> <p>財源補助は国も負担しているため不明確(健康福祉部)</p> <p>生活福祉資金運営方針による</p>

	<p><u>生活福祉資金（住宅資金）2,500,000円以内</u></p> <p>（被害の程度により両資金を重複して利用できる。）</p> <p>(3) 貸付条件  ア 償還期間7年以内  イ 据置期間<u>6</u>箇月以内（状況に応じて2年以内）  ウ（略）</p> <p><u>(4) 申請期間</u>  <u>被災日の属する月の翌月1日から起算して6月以内。</u></p> <p><u>4</u>（略）</p>	<p>1,500,000円以内  <u>4,000,000円以内（住宅改修のとき）</u></p> <p>（被害の程度により両資金を重複して利用できる。）</p> <p>(3) 貸付条件  ア 償還期間7年以内 <u>（住宅改修のときは14年以内）</u>  イ 据置期間<u>3</u>箇月以内（状況に応じて2年以内）  ウ（略）</p> <p><u>((4) 削除)</u></p> <p><u>3</u>（略）</p>	<p>（健康福祉部）</p> <p>現在、申請期間は定めていない（健康福祉部）</p>
448	<p>第6節 被災者生活再建支援金支給計画</p> <p>「被災者生活再建支援法」に基づく被災者生活再建支援金の支給</p> <p>(1) 対象災害  暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合  ア～オ（略）</p> <p>(2)～(3)（略）</p> <p>(4) 実施主体  府（ただし、支給に関する義務は、被災者生活再建支援法人に指定された（財）都道府県会館に委託）</p>	<p>第6節 被災者生活再建支援金支給計画</p> <p>「被災者生活再建支援法」に基づく被災者生活再建支援金の支給</p> <p>(1) 対象災害  暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合  ア～オ（略）</p> <p><u>カ ア若しくはイの市区町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5以上の世帯の住宅が全壊した市区町村（人口10万人未満に限る。）及び2以上の世帯の住宅が全壊した市区町村（人口5万人未満に限る。）に係る自然災害</u></p> <p>(2)～(3)（略）</p> <p>(4) 実施主体  府（ただし、支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人に指定された（<u>公財</u>）都道府県会館に委託）</p>	<p>「被災者生活再建支援法」の改正に伴う追加（防災原子力安全課）</p> <p>公益財団法人へ移行したことに伴う変更（防災原子力安全課）</p>
449 ～450	<p>第7節 金融措置計画</p> <p>第2 内容</p> <p>1 近畿財務局京都財務事務所の措置</p> <p>(1)ア 対象金融機関等  (ア)～(エ)（略）  <u>(項目追加)</u>  イ 金融上の措置の要請事項  (ア)～(エ)（略）  <u>(項目追加)</u></p>	<p>第7節 金融措置計画</p> <p>第2 内容</p> <p>1 近畿財務局京都財務事務所の措置</p> <p>(1)ア 対象金融機関等  (ア)～(エ)（略）  <u>(オ) 電子債権記録機関</u>  イ 金融上の措置の要請事項  (ア)～(エ)（略）  <u>(オ) 電子債権記録機関</u>  <u>a 災害時における電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等の措置について配慮すること</u>  <u>b 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること</u>  <u>c 上記にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うこと</u></p>	<p>財務局防災マニュアル改正(H25.11月)のため（京都財務事務所）</p>

<p>451 第8節 郵便事業計画 第2 内容 1 災害時における郵便物の送達の確保 災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、郵便物の送達を確保するため、「防災業務計画（平成19年10月）」により必要な措置を講ずる。</p>	<p><u>d 営業停止等の措置を講じた営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること</u></p> <p>第8節 郵便事業計画 第2 内容 1 災害時における郵便物の送達の確保 災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、郵便物の送達を確保するため、「防災業務計画」により必要な措置を講ずる。</p>	<p>防災業務計画は適宜改正されるため（防災原子力安全課）</p>
<p>451 第9節 市町村地域防災計画で定める事項 <u>被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給が迅速かつ的確に行われるよう、以下の事項を定めるものとする。</u> 第1 <u>り災証明書の発行</u> <u>市町村は、住家の被害状況の調査の結果に基づき、早期に被災者にり災証明を交付する。</u></p> <p>(節新設)</p>	<p>第9節 <u>り災証明書の交付</u> <u>1 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付するものとする。</u> <u>また、平常時から住家被害の調査に従事する担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等の計画的な促進等、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</u> <u>2 府は、市町村に対し、住家被害の調査に従事する担当者のための研修会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。</u></p>	<p>防災基本計画修正（防災原子力安全課）</p>
<p>第6章 中小企業復興計画 第2節 計画の内容 464 第1 近畿経済産業局の役割 1 資金需要の把握 2 <u>政府系金融機関等の貸付手続、条件等の配慮</u> 3 <u>金融の特別措置についての周知徹底</u> 第3 京都経済全体の事業継続計画の検討</p>	<p>第10節 <u>被災者台帳の作成</u> <u>1 市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</u> <u>2 府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。</u></p> <p>第6章 中小企業復興計画 第2節 計画の内容 第1 近畿経済産業局の役割 1 <u>被害状況及び事業再建に必要な資金需要等の的確な把握</u> 2 <u>被害状況に応じた必要資金の円滑な融通</u> 3 <u>激甚災害法に基づく金融特例措置等</u> 第3 京都経済全体の事業継続計画の検討</p>	<p>防災基本計画修正（防災原子力安全課）</p> <p>局内防災関係規程見直しによる（近畿経済産業局）</p>

京都経済全体の事業継続計画の検討を進める。

(章新設)

第2編第23章企業等防災対策促進計画に定めるところにより、京都BCPの普及を進める。

### 第13章 災害復興対策計画

#### 第1節 計画の方針

##### 第1 基本方針

大規模な災害からの被災地の復興については、府民の意向を尊重し、府及び市町村が主体的に取り組み、国がそれらを支援する等適切な役割分担の下、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、被災者の生活の再建、経済の復興等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復興を図るものとする。

##### 第2 基本方向の決定等

1 地域の復興に当たっては、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復興の基本方向を定めるものとする。

2 復興の基本方向を定めるに当たっては、地域が一体となって復興を進めるため、地域の合意形成が必要不可欠であることから、専門的知見を有する有識者に意見を求めるとともに、市町村・住民・事業者等から幅広く意見を聴くこととし、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進に努めるものとする。

また、関西広域連合との調整を図るものとする。

3 災害復興対策の推進のため、必要に応じ、国、関西広域連合、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。

#### 第2節 復興方針の策定等

##### 第1 復興方針の策定

著しく異常かつ激甚な非常災害であって国により緊急災害対策本部が設置された場合、府は、大規模災害を受けた地域において、被害の状況、被災地域の特性等を踏まえ、長期的かつ計画的に復興が図られるよう、復興基本方針に即して「大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)」第9条に基づく復興方針を定め、遅滞なく公表するとともに、関係市町村長に通知し、かつ、内閣総理大臣に報告する。

また、復興方針の策定後も、復興計画を始めとする市町村の取組等を踏まえて、適時変更等を検討するものとする。

##### 第2 復興方針の内容

基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

1 大規模災害からの復興の目標に関する事項

大規模災害からの復興に関する法律制定（防災原子力安全課）

		<p><u>2 大規模災害からの復興のために府が実施すべき施策に関する方針</u></p> <p><u>3 府における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項</u></p> <p><u>4 その他大規模災害からの復興に関し必要な事項</u></p> <p><u>第3 復興計画の作成等</u></p> <p><u>被災地域を区域とする市町村が「大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)」第10条に基づく復興計画を定める場合には、当該市町村の希望に応じて共同して定めるものとする。</u></p> <p><u>また、当該市町村からの要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。</u></p> <p><u>第4 復興に向けた体制整備等</u></p> <p><u>府は、復興方針の迅速・的確な策定と、遂行のための体制整備を行うものとする。</u></p> <p><u>第3節 市町村地域防災計画で定める事項</u></p> <p><u>著しく異常かつ激甚な非常災害であって国により緊急災害対策本部が設置された場合、被災地の迅速かつ円滑な復興を図るため、次の事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>第1 復興対策本部の設置</u></p> <p><u>第2 「大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)」第10条に基づく復興計画の策定</u></p> <p><u>復興計画の作成について、次の事項を定める。</u></p> <p><u>1 国の復興基本方針及び府の復興方針に即すること</u></p> <p><u>2 府と共同して作成することができること</u></p> <p><u>3 公聴会の開催その他の住民の意見を反映するために必要な措置を講じること</u></p> <p><u>4 復興協議会を組織できること</u></p> <p><u>第3 都市計画の決定又は変更の代行要請</u></p> <p><u>第4 災害復旧事業等に係る工事の代行要請</u></p> <p><u>第5 職員派遣の要請</u></p>	
共通	<p>株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ</p> <p>社団法人京都府医師会</p> <p>社団法人京都府バス協会</p> <p>社団法人京都府トラック協会</p> <p>社団法人京都府エルピーガス協会</p> <p>社団法人京都府看護協会</p> <p>社団法人京都府薬剤師会</p>	<p>株式会社 <u>NTT</u> ドコモ</p> <p><u>一般社団法人</u> 京都府医師会</p> <p><u>一般社団法人</u> 京都府バス協会</p> <p><u>一般社団法人</u> 京都府トラック協会</p> <p><u>一般社団法人</u> 京都府 <u>LP</u> ガス協会</p> <p><u>公益社団法人</u> 京都府看護協会</p> <p><u>一般社団法人</u> 京都府薬剤師会</p>	<p>会社名変更</p> <p>団体名変更</p>

社団法人京都府歯科医師会  
大野ダム管理事務所

一般社団法人京都府歯科医師会  
大野ダム総合管理事務所

名称変更

区分	京都府地域防災計画 震災対策計画編
----	-------------------

頁	現 行
1	<p><b>第1編 総則</b></p> <p><b>第1章 計画の方針</b></p> <p>第2節 計画の理念</p> <p>この計画に基づく防災対策は、次のような理念のもとに推進する。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害に対しては、防災施設・設備整備（ハード）と情報・教育・訓練（ソフト）の両面から総合防災システムの整備を図り、<u>被害を最小限にとどめるよう努める。</u></p> <p><u>3～6</u> (略)</p> <p><b>第2章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p>第1 京都府</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 避難の勧告又は指示</p> <p>(11)～(24) (略)</p> <p>第2 市町村</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10)～(12)</u> (略)</p> <p><u>(13)～(22)</u> (略)</p>

修 正 案	修 正 理 由
<p><b>第1編 総則</b></p> <p><b>第1章 計画の方針</b></p> <p>第2節 計画の理念</p> <p>この計画に基づく防災対策は、次のような理念のもとに推進する。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害に対しては、<u>被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、</u>防災施設・設備整備（ハード）と情報・教育・訓練（ソフト）の両面から総合防災システムの整備を図り、<u>さまざまな対策を組み合わせ、災害時の社会経済活動への影響を最小化にとどめるよう努める。</u></p> <p><u>3 災害対策は、各関係機関がそれぞれ果たすべき役割を的確に実施し、相互に密接な連携を図るとともに、府民、事業者等と一体となって最善の対策をとるよう努める。</u></p> <p><u>4～7</u> (略)</p> <p><u>8 南海トラフ巨大地震等の超広域災害が発生した場合、災害応急対策は優先順位を付けるとともに、被害が比較的少ない場合は、自力で災害対応を行いつつ、被害の甚大な地域への支援を行うよう努める。</u></p> <p><b>第2章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p>第1 京都府</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等に係る助言</p> <p>(11)～(24) (略)</p> <p>第2 市町村</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定</u></p> <p><u>(11)～(13)</u> (略)</p> <p><u>(14) 避難所における良好な生活環境の確保</u></p> <p><u>(15)～(24)</u> (略)</p> <p><u>(25) 被災者の援護を図るための措置</u></p>	<p>防災基本計画修正（防災原子力安全課）</p> <p>南海トラフ地震防災対策推進基本計画策定（防災原子力安全課）</p> <p>防災基本計画修正（防災原子力安全課）</p>

	<u>(23)</u> (略)	<u>(26)</u> (略)	
	第3節 指定地方行政機関	第3節 指定地方行政機関	
5	6 近畿経済産業局 <u>(1) 災害時における物資の供給及び物価の安定</u> <u>(2) 被災商工業、鉱業の事業者に対する融資のあっせん</u> <u>(3) 電気・ガス事業に関する復旧支援対策</u>	6 近畿経済産業局 <u>(1) 災害対策用物資の調達に関する情報の収集及び伝達</u> <u>(2) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達</u> <u>(3) 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援</u> <u>(4) 電力・ガスの供給の確保及び復旧支援</u>	局内防災関係規程見直しによる (近畿経済産業局)
5~6	11 大阪管区気象台 (1) (略) (2) 津波予報の発表及び通知 (3)~(4) (略)	11 大阪管区気象台 (1) (略) (2) 津波予報等の発表及び通知 (3)~(4) (略)	津波予報以外にも津波警報・注意報も発表している (京都地方気象台)
6	13 近畿総合通信局 (1) <u>電波の統制管理</u> (2) <u>災害時における電気通信の確保及び非常無線通信の運用管理</u> (3) (略)	13 近畿総合通信局 (1) <u>電波及び有線電気通信の監理</u> (2) <u>非常時における重要通信の確保</u> (3) (略)	文言の適正化 (近畿総合通信局)
6~7	第5 指定公共機関 1~3 (略) (項目追加) <u>4 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 (略)</u> (項目追加) <u>5~14 (略)</u> (項目追加) (項目追加) (項目追加) (項目追加) <u>15~16</u> <u>17 郵便事業株式会社 (京都支店)</u> (1)~(4) (略) <u>18 郵便局株式会社 (京都中央郵便局)</u> (1) 郵便局の窓口業務の維持	第5 指定公共機関 1~3 (略) <u>4 ソフトバンクモバイル株式会社</u> (1)~(5) (同上) <u>5 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 (略)</u> <u>6 ソフトバンクテレコム株式会社</u> (1)~(5) (同上) <u>7~16 (略)</u> <u>17 福山通運株式会社</u> (1) (同上) <u>18 佐川急便株式会社</u> (1) (同上) <u>19 ヤマト運輸株式会社</u> (1) (同上) <u>20 西濃運輸株式会社</u> (1) (同上) <u>21~22 (略)</u> <u>23 日本郵便株式会社 (京都中央郵便局)</u> (1)~(4) (略) <u>(5) 郵便局の窓口業務の維持</u>	指定公共機関追加 (H25.10月)
			修正もれ(防災原子力安全課)



<p>15～21</p> <p>24～25</p> <p>27</p>	<p><b>第3章 京都府の地勢の概要</b>  第3節 京都府域における地震活動  第1 既往被害地震  &lt;表&gt;京都府域における主な地震記録  (略)</p> <p>第4節 京都府の社会的環境</p> <p><b>第4章 震災の想定</b>  第1節 京都府内における直下型地震による震度予測  第1 地震の発生場所及び地震の規模の想定  (略)  京都府に影響を及ぼす可能性のある海溝部で発生する巨大地震に関しては、<u>東南海・南海地震</u>（同時発生が考えられているが、内陸直下型地震に比べればその震度や被害は小さなものに止まるものと考えられる。  (略)  こうした状況のもと、本計画においては、国等の調査データや京都府の活断層調査の成果や専門家の科学的な知見を踏まえ、府内に影響を及ぼすことが予想される下表の<u>2.3</u>の地震（東南海・南海地震を含む）について震度を予測する。</p>	<p><b>第3章 京都府の地勢の概要</b>  第3節 京都府域における地震活動  第1 既往被害地震  &lt;表&gt;京都府域における主な地震記録  (H25.4.13淡路島付近を震源とする地震に係る記事を追加)</p> <p>第4節 京都府の社会的環境  (直近国勢調査等によりデータ修正)</p> <p><b>第4章 震災の想定</b>  第1節 京都府内における直下型地震による震度予測  第1 地震の発生場所及び地震の規模の想定  (略)  京都府に影響を及ぼす可能性のある海溝部で発生する巨大地震に関しては、<u>南海トラフ地震</u>が考えられているが、内陸直下型地震に比べればその震度や被害は小さなものに止まるものと考えられる。  (略)  こうした状況のもと、本計画においては、国等の調査データや京都府の活断層調査の成果や専門家の科学的な知見を踏まえ、府内に影響を及ぼすことが予想される下表の<u>2.4</u>の地震（<u>南海トラフ地震</u>、東南海・南海地震を含む）について震度を予測する。  <u>なお、南海トラフ地震の被害想定については、第5編 京都府南海トラフ地震防災対策推進計画に記載する。</u></p> <p><u>(表に「24南海トラフ地震」を追加)</u></p>	<p>時点修正</p> <p>「南海トラフ巨大地震の被害想定について」公表（防災原子力安全課）</p>
<p>49</p>	<p><b>第2編 災害予防計画</b></p> <p><b>第1章 建造物・公共施設等安全確保計画</b>  第3節 電気・ガス施設防災計画  第1 電気施設防災計画（関西電力株式会社）  2 計画の内容  (1) 水力発電設備  ア ダム設計基準による設計  イ 耐震強度等は次のとおりとする。  ○屋外用変圧器  ブッシング： 水平加速度5m/S2、共振正弦3波  変圧器本体： 静的水平加速度5m/S2  ○屋外用機器</p>	<p><b>第2編 災害予防計画</b></p> <p><b>第1章 建造物・公共施設等安全確保計画</b>  第3節 電気・ガス施設防災計画  第1 電気施設防災計画（関西電力株式会社）  2 計画の内容  (1) 水力発電設備  ア ダム設計基準による設計  イ <u>JEAG5003 変電所等における電気設備の耐震設計指針等による設計</u></p>	<p>社内基準名に変更（関西電力(株)）</p>

	<p>水平加速度 3m/S 2、共振正弦 3波 ウ 建物は建築基準法による。</p> <p>(2) 変電設備 水力発電設備に準ずる。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 通信設備 マイクロ回線用反射板、空中線、鉄塔の巡視点検の維持継続、通信機器に対する倒壊防止対策の維持継続</p> <p>(6) (略)</p>	<p>ウ 建物は建築基準法による。</p> <p>(2) 変電設備 <u>ア ダム設計基準による設計</u> <u>イ JEAG5003 変電所等における電気設備の耐震設計指針等による設計</u></p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 通信設備 マイクロ回線用反射板、空中線、鉄塔の耐震設計基準による設計と巡視点検による維持管理、通信機器の倒壊防止対策の実施管理</p> <p>(6) (略)</p>	
49	<p>第2 ガス施設災害予防計画 (大阪ガス株式会社)</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 防災体制 保安規程に基づき、「災害対策規程」及び「ガス漏洩及び導管事故等処理要領」等により、当社及び関係工事会社等に対し、保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。</p>	<p>第2 ガス施設災害予防計画 (大阪ガス株式会社)</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 防災体制 防災業務計画により、当社及び関係工事会社等に対し、保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。</p>	<p>基準明記 (関西電力(株))</p> <p>諸規程まとめて防災業務計画呼称に変更 (大阪ガス(株))</p>
51～52	<p>第4節 上下水道施設防災計画</p> <p>第2 下水道施設防災計画</p> <p>1 計画の方針 (略) 府は、下水道管理者が行う地震対策に関し、必要な指導・助言その他の支援を行うとともに、下水道管理者等間の連携に関する調整を行う。</p>	<p>第4節 上下水道施設防災計画</p> <p>第2 下水道施設防災計画</p> <p>1 計画の方針 (略) 府は、下水道管理者が行う地震対策に関し、必要な指導・助言その他の支援を行うとともに、下水道管理者等間の連携に関する調整を行う。</p>	<p>脱字</p>
	<p>第6節 都市公園施設防災計画</p> <p>第1 現況 府立都市公園は、現在11箇所、404.7ヘクタールある。(略) &lt;表&gt;京都府立都市公園 (平成23年4月1日現在)</p> <p>：</p> <p>鴨川公園ー京都市ー<u>34.3</u>ha</p> <p>：</p> <p>丹後海と星の見える丘公園 (追加)</p> <p>関西文化学術研究都市記念公園 丹波自然運動公園ー京丹波町ー<u>53.1</u>ha <u>(仮称) 木津川右岸運動公園ー城陽市ー (未供用)</u></p> <p>合計 <u>404.8</u>ha</p>	<p>第6節 都市公園施設防災計画</p> <p>第1 現況 府立都市公園は、現在12箇所、417.1ヘクタールある。(略) &lt;表&gt;京都府立都市公園 (平成26年4月1日現在)</p> <p>：</p> <p>鴨川公園ー京都市ー<u>35.7</u>ha</p> <p>：</p> <p>丹後海と星の見える丘公園 <u>木津川運動公園ー城陽市ー10.9</u>ha 関西文化学術研究都市記念公園 丹波自然運動公園ー京丹波町ー<u>53.2</u>ha (削除)</p> <p>合計 <u>417.1</u>ha</p>	<p>木津川運動公園H26.3月供用開始 (建設交通部)</p>

55～56	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 府立都市公園の防災機能整備 各府立都市公園の特性に応じた震災時の役割を検討の上、必要に応じ次の整備を順次行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(略)</li> <li>・避難生活や応急活動に利用可能な、非常用の電源、通信、照明、水供給設備、耐震性貯水槽等の整備</li> </ul> <p>特に、山城総合運動公園、丹波自然運動公園及び(仮称)木津川右岸運動公園については、<u>広域・大規模災害時の自衛隊、警察、消防等の応援隊の集結や応援物資等の集配機能などの役割を担う広域防災活動拠点となることから、その役割に応じた施設整備を行う。</u></p>	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 府立都市公園の防災機能整備 各府立都市公園の特性に応じた震災時の役割を検討の上、必要に応じ次の整備を順次行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(略)</li> <li>・避難生活や応急活動に利用可能な、非常用の電源、通信、照明、水供給設備、耐震性貯水槽等の整備</li> </ul> <p>特に、山城総合運動公園、丹波自然運動公園及び<u>木津川運動公園</u>については防災活動拠点となることから、その役割に応じた施設整備を行う。</p>	木津川運動公園H26.3月供用開始(建設交通部)
57	<p>第7節 通信放送施設防災計画 (西日本電信電話株式会社、KDD I 株式会社(関西総支社)、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、日本放送協会京都放送局)</p>	<p>第7節 通信放送施設防災計画 (西日本電信電話株式会社、KDD I 株式会社(関西総支社)、株式会社NTTドコモ関西支社、<u>ソフトバンクモバイル株式会社</u>、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、<u>ソフトバンクテレコム株式会社</u>、日本放送協会京都放送局)</p>	指定公共機関追加(H25.10)追加による(防災原子力安全課)
60	<p>第8節 鉄道施設防災計画</p> <p>第6 近畿日本鉄道株式会社の計画</p> <p><u>災害警備体制の確立</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>気象観測機器、地震計の整備</u></li> <li>2 <u>災害時の連絡体制、配備体制の確立</u></li> <li>3 <u>各施設の警備計画、要注意箇所の警備方法、列車運転規制計画(東海地震警戒宣言発令時における運転規制を含む)等の周知徹底</u></li> <li>4 <u>災害応急対策用資機材の備蓄及び調達計画の確立</u></li> <li>5 <u>防災訓練の実施</u></li> </ol>	<p>第8節 鉄道施設防災計画</p> <p>第6 近畿日本鉄道株式会社の計画</p> <p><u>1 鉄道土木施設の防災対策</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>橋梁、トンネル、法面等の土木構造物を適切に検査し、必要に応じ補修または改良工事を実施する。</u></li> <li>(2) <u>駅舎、待合室等の建築物を適切に点検し、必要に応じ維持、修繕を実施する。</u></li> <li>(3) <u>災害発生のおそれがある場合は、警戒を実施する。</u></li> </ol> <p><u>2 鉄道電気施設の防災対策</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>電路、変電、電機、信号、通信等の鉄道電気施設を適切に検査し、必要に応じ補修または改良工事を実施する。</u></li> <li>(2) <u>災害に備え気象観測機器を整備し、また災害が発生した場合の通信手段の確保に努める。</u></li> <li>(3) <u>災害発生のおそれがある場合は、警戒を実施する。</u></li> </ol> <p><u>3 行政との連携</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>自動車等の踏切事故、橋桁衝突事故、線路内転落事故を防止するため、道路管理者との協議を行う。</u></li> <li>(2) <u>線路周辺の環境変化に伴う防災強化について行政との連携を密にする。</u></li> <li>(3) <u>万一災害が発生した場合、行政と連携して迅速な復旧に努め、地域の足を確保する。</u></li> </ol>	方針・内容・行政との連携に構成変更、具体記載(近鉄(株))

66	<p>第10節 河川・海岸施設防災計画 第1 河川施設防災計画</p>	<p>第10節 河川・海岸施設防災計画 第1 河川施設防災計画</p>	
	<p>1 現況 府内を流れる一級及び二級河川は<u>393</u>河川で、河川延長にして、<u>2,045.3</u>kmあり、このうち、知事が管理する河川は<u>375</u>河川、延長<u>1,850.5</u>kmである。(略)</p>	<p>1 現況 府内を流れる一級及び二級河川は<u>394</u>河川で、河川延長にして、<u>2,046.1</u>kmあり、このうち、知事が管理する河川は<u>377</u>河川、延長<u>1,851.4</u>kmである。(略)</p>	<p>時点修正 (建設交通部)</p>
66	<p>第2 海岸施設防災計画 1 現況</p>	<p>第2 海岸施設防災計画 1 現況</p>	
	<p>府内の海岸の総延長は、315.2kmであり、このうち<u>107.1</u>kmを海岸保全区域に指定しており、その所管別延長は、表2.1.4のとおりである。 &lt;表&gt;表2.1.4保全区域所管別海岸諸元 (略)</p>	<p>府内の海岸の総延長は、315.2kmであり、このうち<u>107.2</u>kmを海岸保全区域に指定しており、その所管別延長は、表2.1.4のとおりである。 &lt;表&gt;表2.1.4保全区域所管別海岸諸元 (時点修正)</p>	<p>H25年度版海岸統計に基づく 時点修正 (建設交通部)</p>
67	<p>第11節 砂防及び治山施設防災計画 第1 砂防施設防災計画</p>	<p>第11節 砂防及び治山施設防災計画 第1 砂防施設防災計画</p>	
	<p>1 現況 (略) また、砂防指定地は、府内に<u>1,421</u>箇所 (表2.1.5) あり、適切な管理に努めている。</p>	<p>1 現況 (略) また、砂防指定地は、府内に<u>1,431</u>箇所 (表2.1.5) あり、適切な管理に努めている。</p>	<p>時点修正 (建設交通部)</p>
69	<p>&lt;表&gt;表2.1.5土砂災害危険箇所等一覧表 (その2) (平成24年11月1日現在)</p>	<p>&lt;表&gt;表2.1.5土砂災害危険箇所等一覧表 (その2) (平成26年2月1日現在 に差替え)</p>	<p>時点修正 (建設交通部)</p>
70	<p>第12節 地すべり・急傾斜地防災計画 第2 急傾斜地防災計画</p>	<p>第12節 地すべり・急傾斜地防災計画 第2 急傾斜地防災計画</p>	
	<p>1 現況 (略) このうち<u>308</u>箇所を急傾斜地崩壊危険区域として指定している。</p>	<p>1 現況 (略) このうち<u>310</u>箇所を急傾斜地崩壊危険区域として指定している。</p>	<p>時点修正 (建設交通部)</p>
71	<p>&lt;表&gt;表2.1.6 地すべり防止区域一覧表 (平成24年11月1日現在)</p>	<p>&lt;表&gt;表2.1.6地すべり防止区域一覧表 (平成26年2月1日現在)</p>	<p>時点修正。箇所変更なし (建設交通部)</p>
72~80	<p>&lt;表&gt;表2.1.7急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧 (平成24年11月1日現在)</p>	<p>&lt;表&gt;表2.1.7急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧 (平成26年2月1日現在 に差替え)</p>	<p>時点修正 (建設交通部)</p>
82	<p>第14節 ダム等防災計画 第1 現況</p>	<p>第14節 ダム等防災計画 第1 現況</p>	
	<p>府内の主要なダムは、大野ダム (由良川)、天ヶ瀬ダム (淀川)、高山ダム (名張川)、和知ダム (由良川)、喜撰山ダム (寒谷川) 及び<u>日吉ダム (桂川)</u> であり、建設目的は洪水調節、上水道、農業、発電等である。</p>	<p>府内の主要なダムは、大野ダム (由良川)、天ヶ瀬ダム (淀川)、高山ダム (名張川)、和知ダム (由良川)、喜撰山ダム (寒谷川)、<u>日吉ダム (桂川) 及び畑川ダム (由良川)</u> であり、建設目的は洪水調節、上水道、農業、発電等である。</p>	<p>畑川ダム供用開始 (建設交通部)</p>

82～83	<p>第3 計画の内容</p> <p>2 農業用ため池</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地震時における緊急連絡体制の確立と対策  (略) なお、ため池管理者に対して徹底する緊急安全点検は、震度4以上の地震が観測された地域にあっては堤高が15m以上のため池、震度5弱以上の地震が観測された地域にあっては<u>全てのため池</u>とする。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>第3 計画の内容</p> <p>2 農業用ため池</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地震時における緊急連絡体制の確立と対策  (略) なお、ため池管理者に対して徹底する緊急安全点検は、震度4以上の地震が観測された地域にあっては堤高が15m以上のため池、震度5弱以上の地震が観測された地域にあっては<u>堤高が10m以上、又は貯水量10万m<sup>3</sup>以上、若しくは人的被害を及ぼすおそれのある</u>ため池とする。</p> <p>(3) (略)</p>	表現の修正（農林水産部）
82	<p>&lt;図&gt;表2.1.8(3)ダム諸元一覧  日吉ダム  (項目追加)</p>	<p>&lt;図&gt;表2.1.8(3)ダム諸元一覧  日吉ダム  <u>畑川ダム</u> (略)</p>	畑川ダム供用開始（建設交通部）
87	<p>&lt;図&gt;図2.1.2(1) ダム放流通報の連絡系統：大野ダム  京都中部広域消防組合</p>	<p>&lt;図&gt;図2.1.2(1) ダム放流通報の連絡系統：大野ダム  京都中部広域消防組合 <u>消防本部</u></p>	名称統一（京都中部消防）
88	<p>&lt;図&gt;図2.1.2(2) ダム放流通報の連絡系統：天ヶ瀬ダム  (略)</p>	<p>&lt;図&gt;図2.1.2(2) ダム放流通報の連絡系統：天ヶ瀬ダム  (実態に合わせて修正)</p>	実態に合わせて修正(宇治市)
89	<p>&lt;図&gt;図2.1.2(3) ダム放流通報の連絡系統：高山ダム  相楽中部消防組合消防組合→相楽中部消防署・<u>相楽東部消防署</u></p>	<p>&lt;図&gt;図2.1.2(3) ダム放流通報の連絡系統：高山ダム  相楽中部消防組合消防組合→相楽中部消防署</p>	組織改正による廃止（相楽中部消防）
90	<p>&lt;図&gt;図2.1.2(4) ダム放流通報の連絡系統：和知ダム  京都中部広域消防組合</p>	<p>&lt;図&gt;図2.1.2(4) ダム放流通報の連絡系統：和知ダム  京都中部広域消防組合 <u>消防本部</u></p>	名称統一（京都中部消防）
91	<p>&lt;図&gt;図2.1.2(5) ダム放流通報の連絡系統：布目ダム  相楽中部消防本部</p>	<p>&lt;図&gt;図2.1.2(5) ダム放流通報の連絡系統：布目ダム  相楽中部 <u>消防組合</u> 消防本部</p>	名称変更（相楽中部消防）
92	<p>&lt;図&gt;図2.1.2(6) ダム放流通報の連絡系統：日吉ダム  京都中部広域消防組合  (図追加)</p>	<p>&lt;図&gt;図2.1.2(6) ダム放流通報の連絡系統：日吉ダム  京都中部広域消防組合 <u>消防本部</u>  <u>&lt;図&gt;図2.1.2(7)ダム放流通報の連絡系統：畑川ダム</u>  (略)</p>	名称統一（京都中部消防）
98	<p>第18節 地震防災緊急事業五箇年計画  (略) 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成13年度に策定した第2次地震防災緊急事業五箇年計画に引き続き、次の方</p>	<p>第18節 地震防災緊急事業五箇年計画  (略) 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成18年度に策定した第3次地震防災緊急事業五箇年計画に引き続き、次の方</p>	時点修正

	<p>針に沿って作成した第3次五箇年計画（平成18年度～）及び長期的な整備目標を設定して策定した「京都府戦略的地震防災対策指針」に基づき計画的に推進する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 計画の初年度は平成18年度とする</p>	<p>針に沿って作成した第4次五箇年計画（平成23年度～平成27年度）及び長期的な整備目標を設定して策定した「京都府戦略的地震防災対策指針」に基づき計画的に推進する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 計画の初年度は平成23年度とする</p>	
99	<p><b>第2章 情報連絡通信網の整備計画（各機関）</b></p> <p>第1節 情報連絡通信網の整備</p> <p>第1 整備計画の方針</p> <p>(略)</p>	<p><b>第2章 情報連絡通信網の整備計画（各機関）</b></p> <p>第1節 情報連絡通信網の整備</p> <p>第1 整備計画の方針</p> <p>(略)</p> <p><u>なお、非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所へ設置等を図る。</u></p>	<p>防災基本計画修正（防災原子力安全課）</p>
100	<p>第9 庁内システムの業務継続性の確保</p> <p>2 自治体クラウドの推進</p> <p><u>「戦略的情報化政策研究会」において、自治体クラウドを活用した業務継続性の確保を検討</u></p>	<p>第9 庁内システムの業務継続性の確保</p> <p>2 自治体クラウドの推進</p> <p>自治体クラウドを活用した業務継続性の確保に努める。</p>	<p>H23研究会終了（政策企画部）</p>
102	<p><b>第3章 地震及び津波に関する情報等の伝達計画</b></p> <p>第1節 地震及び津波に関する情報の伝達計画</p> <p>第1 京都地方气象台</p> <p>1 地震及び津波に関する情報の種類</p>	<p><b>第3章 地震及び津波に関する情報等の伝達計画</b></p> <p>第1節 地震及び津波に関する情報の伝達計画</p> <p>第1 京都地方气象台</p> <p>1 地震及び津波に関する情報の種類</p>	

地震情報の種類	発表基準	発表内容
(略)		
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その <u>地点名</u> を発表。
(略)		
その他の情報	(略)	(略)
津波情報の種類		発表内容
(略)		
津波に関するその他の情報		津波に関するその他必要な事項を発表

地震情報の種類	発表基準	発表内容
(略)		
震源に関する情報	・震度3以上 ( <u>大津波警報</u> 、津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・ <u>大津波警報</u> 、津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その <u>市町村名</u> を発表。
(略)		
その他の情報	(略)	(略)
<u>推計震度分布図</u>	・震度5弱以上	<u>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表</u>
津波情報の種類		発表内容
(略)		
<u>沖合の津波観測に関する情報</u>		<u>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測地から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表</u>

表現の適正化、情報種類の追加(京都地方気象台)

- 103 3 情報の伝達  
 (1) 地震及び津波に関する情報は、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表される情報に頭書きを付加して伝達する。ただし、「遠地地震の震源・震度に関する情報」及びその他の情報は「そのまま」伝達する。(略)  
 (2) (略)

105 <図>図2.3.1地震及び津波に関する情報伝達経路図  
 大阪管区気象台→京都地方気象台・舞鶴海洋気象台

- 114 第2節 津波予報等の伝達計画  
 (略) 気象庁では、この提言に沿って津波警報・注意報、津波情報の伝達内容等を見直し、平成25年3月7日から、改善した津波警報等の運用を開始することとしている。

115 <図>図2.3.3津波警報等伝達経路図  
 大阪管区気象台→京都地方気象台・舞鶴海洋気象台

- 3 情報の伝達  
 (1) 地震及び津波に関する情報は、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表される情報に頭書きを付加して伝達する。ただし、「遠地に関する情報」及びその他の情報は「そのまま」伝達する。(略)  
 (2) (略)

<図>図2.3.1地震及び津波に関する情報伝達経路図  
 大阪管区気象台→京都地方気象台

- 第2節 津波予報等の伝達計画  
 (略) 気象庁では、この提言に沿って津波警報・注意報、津波情報の伝達内容等を見直し、平成25年3月7日から、改善した津波警報等の運用を開始している。

<図>図2.3.3津波警報等伝達経路図  
 大阪管区気象台→京都地方気象台

表現の適正化(京都地方気象台)

組織改正による(京都地方気象台)

制度開始済。表現の適正化(京都地方気象台)

組織改正による(京都地方気象台)

	<p>第4章 医療助産計画 第2節 計画の内容 125 第3 基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院</p> <p>1～2 (略) (項目追加)</p> <p>126 &lt;表&gt; (資料) 災害拠点病院等 京都府立与謝の海病院 公立山城病院</p> <p>(資料の追加)</p> <p>126 第4 (略) (項目追加)</p> <p>第5～第11 (略)</p>	<p>第4章 医療助産計画 第2節 計画の内容 第3 基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院及び京都府災害拠点病院等 <u>連絡協議会</u></p> <p>1～2 (略)</p> <p><u>3 京都府災害拠点病院等連絡協議会</u> 府は、京都府災害拠点病院等連絡協議会を設置し、次に掲げる事項について、検討・協議する。</p> <p><u>(1) 府内の災害医療体制の整備・活動方策に関すること</u> <u>(2) 災害拠点病院等関係機関相互間の連携体制に関すること</u> <u>(3) 各二次医療圏における災害医療体制の構築・充実に関すること</u> <u>(4) 災害医療の研修、訓練に関すること</u> <u>(5) 災害医療関係情報の収集・提供に関すること</u> <u>(6) その他、災害医療体制に関すること</u></p> <p>&lt;表&gt; (資料) 災害拠点病院等 <u>京都府立医科大学附属北部医療センター</u> <u>京都山城総合医療センター</u></p> <p>○<u>京都府災害拠点病院等連絡協議会構成機関</u> <u>京都第一赤十字病院、京都府立医科大学附属病院、京都大学医学部附属病院、京都市立病院、国立病院機構京都医療センター、済生会京都府病院、第二岡本総合病院、京都山城総合医療センター、公立南丹病院、市立福知山市民病院、京都府立医科大学附属北部医療センター、京都府医師会、京都私立病院協会、京都府病院協会、日本赤十字社京都府支部、京都市保健福祉局、京都府乙訓保健所、京都府山城北保健所、京都府山城南保健所、京都府南丹保健所、京都府中丹西保健所、京都府中丹東保健所、京都府丹後保健所、京都府健康福祉部</u></p> <p>第4 (略)</p> <p><u>第5 災害医療コーディネーターの委嘱</u> <u>1 府は、災害の発生時において、必要な医療を迅速かつ的確に提供できる体制を構築するため、災害医療に精通し、かつ京都府の医療の現状を熟知している者を、災害医療コーディネーターに委嘱する。</u> <u>2 府は、委嘱された者から、原則として災害対策本部において活動する本部災害医療コーディネーターを指名し、また二次医療圏毎に災害拠点病院、保健所等で活動する地域災害医療コーディネーターを指名する。</u></p> <p>第6～第12 (略)</p>	<p>H25.11月協議会設置 (健康福祉部)</p> <p>名称変更 (健康福祉部)</p> <p>H25年度コーディネータ設置 (健康福祉部)</p>
--	---	--	---



127	(項目追加)	<p><u>第13 広域医療搬送拠点の整備</u></p> <p><u>府は、大規模災害時に被災地では対応困難な重症患者等を被災地外の医療施設に搬送する拠点となる広域医療搬送拠点（SCU：Staging CareUnit）を定め、次のような機能を確保できるよう整備する。</u></p> <p><u>〔広域医療搬送拠点の機能〕</u></p> <p><u>①重症患者等を収容する臨時医療施設機能 ②ヘリポート機能 ③広域医療搬送拠点調整本部機能 ④広域医療搬送拠点活動維持・継続のための機能</u></p>	H26度中に整備予定（健康福祉部）
134 ～136	<p><b>第6章 避難に関する計画</b></p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>大地震が発生した場合、建築物・構造物の倒壊や火災、崖崩れ等の発生が予想される。特に地震に伴って発生した火災が延焼する場合、その被害は広範囲にわたる恐れがある。</p> <p>このため、市町村等は、大火災になったり、津波に襲われる恐れがある場合に備えて、あらかじめ<u>広域避難場所等の選定</u>、避難計画の策定を行い、府民の安全の確保に努める。</p> <p>第2節 避難の周知徹底</p> <p>第1 事前措置</p> <p>市町村長、水防管理者等関係機関は、避難のため立ち退きの万全を図るため、火災・<u>河川・地すべり・なだれ</u>等の危険の予想される地域内の住民に避難場所、避難経路等についてあらかじめ徹底させておく。</p> <p>また、市町村長等は、避難誘導標識等を整備し、観光客等地理不案内な者に対しても避難場所がわかるよう配慮する。</p> <p>第2 避難指示等の<u>信号</u></p> <p>市町村等は、地震災害により危険区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるための<u>警鐘、サイレン</u>等による周知方法をあらかじめ周知しておく。</p> <p>第3節 <u>避難場所及び避難経路の選定と確保</u></p>	<p><b>第6章 避難に関する計画</b></p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>大地震が発生した場合、建築物・構造物の倒壊や火災、崖崩れ等の発生が予想される。特に地震に伴って発生した火災が延焼する場合、その被害は広範囲にわたる恐れがある。</p> <p>このため、市町村等は、大火災になったり、津波に襲われる恐れがある場合に備えて、あらかじめ<u>府民一人ひとりが避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供するとともに、指定緊急避難場所及び指定避難所の指導等</u>、避難計画の策定を行い、府民の安全の確保に努める。</p> <p>第2節 避難の周知徹底</p> <p>第1 事前措置</p> <p>市町村長、水防管理者等関係機関は、避難のため立ち退きの万全を図るため、火災・<u>浸水・崖崩れ・高潮・津波</u>等の危険の予想される地域内の住民に、<u>避難勧告等の意味、適切な避難行動のあり方や、指定緊急避難場所、避難経路等</u>についてあらかじめ徹底させておく。</p> <p>また、市町村長等は、避難誘導標識等を整備し、観光客等地理不案内な者に対しても避難場所がわかるよう配慮する。</p> <p>第2 避難指示等の<u>周知</u></p> <p>市町村等は、地震災害により危険区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるための<u>伝達手段</u>をあらかじめ周知しておく。</p> <p>第3節 <u>指定緊急避難場所の指定等</u>及び避難経路の選定</p> <p><u>第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定</u></p> <p><u>1 指定緊急避難場所については、市町村は、想定される災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペー</u></p>	防災基本計画修正（防災原子力安全課）

### 第1 避難場所の選定と確保

地震に伴う延焼火災が発生した場合、府民の生命及び身体の安全を確保するため、市町村長は次の基準により、あらかじめ広域避難場所を選定しておく。

1～5 (略)

### 第2 避難場所区分けの実施

広域避難場所を選定した市町村は、次の事項を勘案して避難場所の区分けを実施し、住民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。

1～3 (略)

### 第3 避難道路の選定と確保

市町村職員、警察官、消防職員、道路管理者等避難措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為や障害物を除去し、避難道路の通行確保に努める。

広域避難場所を指定した市町村は、市街地の状況に応じて、次の基準により避難道路を選定し、これを確保する。

(1)～(5) (略)

(6) 避難誘導を円滑に行うため、避難場所周辺に避難場所標識及び避難誘導の標識を設置すること。

## 第4節 避難の実施に必要な施設・設備等の整備

### 第1 施設・設備・物資の備蓄

避難所において、災害時要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、必要な物資の備蓄に努める。

スについては、必要に応じ、大震火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

2 指定避難所については、市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は兼ねることができる。

3 市町村は、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

### 第2 広域避難場所の選定

地震に伴う延焼火災が発生し、地域全体が危険になった場合、府民の生命及び身体の安全を確保するため、市町村長は次の基準により、あらかじめ広域避難場所を選定しておくことができる。

1～5 (略)

### 第3 避難場所区分けの実施

指定緊急避難場所の指定等をした市町村は、次の事項を勘案して避難場所の区分けを実施し、住民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。

1～3 (略)

### 第4 避難道路の選定と確保

市町村職員、警察官、消防職員、道路管理者等避難措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為や障害物を除去し、避難道路の通行確保に努める。

指定緊急避難場所の指定等をした市町村は、市街地の状況に応じて、次の基準により避難道路を選定し、これを確保する。

(1)～(5) (略)

(6) 避難誘導を円滑に行うため、避難場所周辺に避難場所標識及び避難誘導の標識を設置するよう努めること。

## 第4節 避難の実施に必要な施設・設備等の整備

### 第1 施設・設備・物資の備蓄

避難所において、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、必要な物資の備蓄に努める。

(節新設)

## 第6節 市町村等の避難計画

### 第1 市町村の計画

避難計画は、住民の身体生命に対し特に影響を及ぼす重要な計画であるので十分検討し、以下の事項を具体的に定める。

1～3 (略)

4 避難場所開設に伴う被災者救護措置に関する事項

5 避難場所の管理に関する事項

6 広域避難場所等の整備に関する事項

7 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

(1) 平常時における広報

ア 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行

イ 住民に対する巡回指導

ウ 防災訓練等

エ ハザードマップ（防災マップ）の利活用

(2) 災害時における広報

## 第6節 広域一時滞在

### 第1 市町村

1 市町村は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。

2 市町村は、指定避難所が広域一時滞在の用に供する避難所にもなることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。

3 市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、府その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

### 第2 府

1 府は、市町村から、府有施設（指定管理施設を含む。）を広域一時滞在の用にも供する避難所として指定したい旨の申し出があったときは、協力するよう努める。

2 府は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、関西広域連合、関係府県その他関係機関と連携し、他の都道府県との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

## 第7節 市町村等の避難計画

### 第1 市町村の計画

避難計画は、住民の身体生命に対し特に影響を及ぼす重要な計画であるので十分検討し、以下の事項を具体的に定める。

1～3 (略)

4 避難所開設に伴う被災者救護措置に関する事項

5 避難所の管理に関する事項

6 避難所の整備に関する事項

7 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

(1) 平常時における広報

ア 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行

イ ホームページ

ウ 住民に対する巡回指導

エ 防災訓練等

オ ハザードマップ（防災マップ）の利活用

(2) 災害時における広報

ア テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能や事前登録によるメール機能を含む。）による周知

	<p>ア 広報車による周知  イ 避難誘導員による現地広報  ウ 住民組織を通じた広報  8～10 (略)</p> <p>第7節 (略)</p>		
132	<p>第5章 火災防止に関する計画  &lt;図&gt;図2.5.1(3) 防災機関へのヘリ等の支援要請するときの連絡系統  府防災・原子力安全課→要請先各機関</p>	<p>イ ホームページによる周知  ウ 広報無線、消防無線による周知  エ 広報車による周知  オ 避難誘導員による現地広報  カ 住民組織を通じた広報  8～10 (略)</p> <p>第8節 (略)</p> <p>第5章 火災防止に関する計画  &lt;図&gt;図2.5.1(3) 防災機関へのヘリ等の支援要請するときの連絡系統  要請先に「<u>陸上自衛隊第4施設団</u>」を追加(府南部における災害であることを注記)</p>	<p>府山城中部・南部地域は第4施設団担当区域(陸自第4施設団)</p>
139 ～140	<p>第7章 津波災害予防計画  第2節 計画の内容  第3 防災知識の普及、防災教育  1 府、沿岸市町は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対して普及・啓発を図るものとする。  津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難が基本となることを踏まえ、<u>津波警報等や避難指示等の意味・内容の説明などの啓発活動。</u>  津波に関する知識の普及啓発(強い地震(震度4程度以上)を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間(1分間以上)ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること、<u>徒歩避難原則、津波地震や遠地地震の発生可能性、3日分の食料等の備蓄など家庭での予防・安全策等</u>)</p> <p>浸水域、避難場所等の位置をまちの至る所に示すなどの<u>取り組み</u></p> <p>2 津波浸水予測図の活用  津波浸水予測図は、京都府に津波予報が発表された場合において、各市町における個々の湾や海岸が浸水するか否か、浸水する場合ほど</p>	<p>第7章 津波災害予防計画  第2節 計画の内容  第3 防災知識の普及、防災教育  1 府、沿岸市町は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対して普及・啓発を図るものとする。  津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難が基本となることを踏まえ、<u>津波警報等や避難指示等の意味・内容の説明などの啓発活動を行う。</u>  津波に関する知識の普及啓発に<u>当たっては、次の事項について周知するものとする。</u>  (1) 強い地震(震度4程度以上)を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間(1分間以上)ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること  (2) <u>避難に当たっては、徒歩によることを原則とすること</u>  (3) <u>第一波より後続波の方が大きくなる可能性や長時間継続する可能性があること</u>  (4) <u>強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波地震や遠地地震の発生可能性があること</u>  <u>また、浸水域、避難場所等の位置をまちの至る所に示すなどの取組により、防災意識の向上にも資するものとする。</u></p> <p>2 津波浸水想定図の活用  津波浸水想定図は、京都府に津波予報が発表された場合において、各市町における個々の湾や海岸が浸水するか否か、浸水する場合ほどの程度浸水するか浸水想定区域を表示したものである。  府、沿岸市町は津波浸水想定図を活用する等、地域の実情に応じた</p>	<p>記載の修正(防災原子力安全課)</p>

の程度浸水するか浸水予測区域を表示したものである。

府、沿岸市町は津波浸水予測図を活用する等、地域の実情に応じた津波対策を検討する。

沿岸市町は、津波浸水予測図の掲示等により、沿岸住民や観光地の外来者に対して津波危険予測区域の周知を行う。

### 3 津波に係る防災教育

津波に関する防災教育の実施、総合的な教育プログラムの開発、リス  
スクコミュニケーション。

災害時における児童生徒等の安全を確保するため、教職員の津波に関する知識の習得等に努め、教育施設等で児童生徒等の発達段階や地域の実情を考慮して防災教育を実施。

## 140 第5 住民等の避難誘導體制

### 1～2 (略)

3 津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。府及び市町村は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努めるものとする。ただし、津波到達時間、避難所までの距離、災害時要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市町村は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に当たっては、都道府県警察と十分調整を図るものとする。

4 府、市町村は、消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員など防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。また、高齢者や障害者などの災害時要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、災害時要配慮者の関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図るものとする。

## 140 第8 津波に強いまちづくり

### 1 津波に強いまちの形成

#### (1)～(3) (略)

(4) 行政関連施設、災害時要配慮者施設等の浸水危険性の低い場所への整備、やむを得ず浸水地域に立地する場合の建物耐浪化や非常用発電機の設置場所の工夫等による防災拠点化

## 第8章 交通対策及び輸送計画

### 第1節 交通規制対策

#### 142 第3 緊急交通路候補路線の整備

津波対策を検討する。

沿岸市町は、津波浸水想定図の掲示等により、沿岸住民や観光地の外来者に対して津波危険想定区域の周知を行う。

### 3 津波に係る防災教育

災害時における児童生徒等の安全を確保するため、教職員の津波に関する知識の習得等に努め、教育施設等で児童生徒等の発達段階や地域の実情を考慮して防災教育を実施する。

## 第5 住民等の避難誘導體制

### 1～2 (略)

3 津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。府及び市町村は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努めるものとする。ただし、津波到達時間、避難所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市町村は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に当たっては、都道府県警察と十分調整を図るものとする。

4 府、市町村は、消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員など防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。また、高齢者や障害者などの要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、要配慮者の関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図るものとする。

## 第8 津波に強いまちづくり

### 1 津波に強いまちの形成

#### (1)～(3) (略)

(4) 行政関連施設、要配慮者施設等の浸水危険性の低い場所への整備、やむを得ず浸水地域に立地する場合の建物耐浪化や非常用発電機の設置場所の工夫等による防災拠点化

## 第8章 交通対策及び輸送計画

### 第1節 交通規制対策

#### 第3 緊急交通路候補路線の整備

142 143	<p>1 警察本部の対策 緊急交通路候補路線について、平素から自動起動型信号機電源付加装置、交通情報板、交通監視カメラ等の交通安全施設の整備及び保守管理を行う。</p> <p>第2節 緊急通行車両 第1 確認を行う車両 3 被害者の救難、救助その他保護に関する事項 第2 緊急通行車両の事前届出制度（略） (項目追加)</p>	<p>1 警察本部の対策 緊急交通路候補路線について、平素からリチウムイオンバッテリー登載信号機等、交通情報板、交通監視カメラ等の交通安全施設の整備及び保守管理を行う。</p> <p>第2節 緊急通行車両等 第1 確認を行う車両 3 被災者の救難、救助その他保護に関する事項 第2 緊急通行車両の事前届出制度（略） 第3 規制除外車両の事前届出に係る手続の教示 規制除外車両についての問い合わせを受けた場合、京都府警察本部の定める規制除外車両事前届書で、車両の使用本拠地を管轄する警察署へ届け出るよう教示する。 なお、規制除外車両の取扱いについては、被災地の復興状況に応じて対象が拡大していく可能性があることから、詳細については必要の都度、警察署に問い合わせるよう教示する。</p>	<p>用語修正（警察本部）</p> <p>関係法令等改正（府警本部）</p> <p>関係法令との整合（府警本部）</p> <p>関係法令等改正による追加（警察本部）</p>
144	<p>&lt;表&gt;表2.8.1緊急交通路候補路線一覧表 ○有料道路 綾部宮津道路：宮津天橋立IC～綾部JCT 丹波綾部道路：綾部安国寺IC～綾部JCT 京都丹波道路：沓掛IC～丹波IC 京奈和自動車道：城陽IC～木津IC (追加) ○一般国道 (追加) ○京都市道 (追加)</p>	<p>&lt;表&gt;表2.8.1緊急交通路候補路線一覧表 ○有料道路 京都縦貫自動車道：宮津天橋立IC～京丹波わちIC 丹波IC～大山崎ICT 宮津与謝道路：与謝天野橋立IC～宮津天橋立IC 京奈自動車道：城陽IC～木津IC 阪神高速京都線：山科出入口～巨椋池IC ○一般国道 国道426号：兵庫県境～国道9号 ○京都市道 御池通：川端通～堀川通</p>	<p>候補路線の変更・追加（警察本部）</p>
146	<p>第9章 災害応急対策物資確保計画 第1節 計画の方針 地震発生時には社会生活が混乱し、被災地においては日常生活が困難となる場合があるので、救援・救護に必要な衣・食・住に関する種々の物資を迅速に確保するための計画を定める。 必要物資の確保は、原則として調達によることとし、流通在庫方式で調達が困難なもの及び災害発生当初、緊急に必要なものは備蓄によることとする。 なお、非常時の食料は、農村部での自家保有米の活用を含め、住民自身が備蓄に努めることを基本としつつ、市町村及び府が負担して備蓄するものとする。</p>	<p>第9章 災害応急対策物資確保計画 第1節 計画の方針 地震発生時には社会生活が混乱し、被災地においては日常生活が困難となる場合があるので、救援・救護に必要な衣・食・住に関する種々の物資を迅速に確保するための計画を定める。 必要物資の確保は、原則として調達によることとし、災害発生当初、緊急に必要なもの及び他地域からの支援又は流通在庫方式で調達が困難なものは備蓄によるものとする。 なお、非常時の食料は、農村部での自家保有米の活用を含め、住民自身が備蓄に努めることを基本としつつ、市町村及び府が負担して備蓄するものとする。</p>	<p>備蓄の基本的な考え方を取りまとめ（防災原子力安全課）</p>

	<p>また、関西広域連合の広域の備蓄計画との整合を図り、適宜見直しを行うものとする。(観光客及び帰宅困難者については、第19章観光客保護・帰宅困難者対策計画参照)</p>		
146	<p>第2節 食料及び生活必需品の確保計画 第1 物資の備蓄 食料及び生活必需品の確保計画は、一般編第2編第19章の定めるところによる。</p>	<p>また、関西広域連合の広域の備蓄計画との整合を図り、適宜見直しを行うものとする。<u>(事業所等の従業員については第15章企業等防災対策促進計画、</u>観光客及び帰宅困難者については第19章観光客保護・帰宅困難者対策計画参照)</p> <p>第2節 食料及び生活必需品の確保計画 第1 <u>生活物資の備蓄</u> 食料及び生活必需品の確保計画は、一般編第2編第19章の定めるところによる。</p>	
147	<p>&lt;表&gt;表2.9.1(2)炊飯センター   多彩食品：(電話番号)</p> <p>&lt;図&gt;図2.9.3 生活必需物品の調達系統 (1)災害救助法により府が調達及び給貸与する場合   入札課 (電話番号)</p>	<p>&lt;表&gt;表2.9.1(2)炊飯センター   多彩食品：(番号修正)</p> <p>&lt;図&gt;図2.9.3 生活必需物品の調達系統 (1)災害救助法により府が調達及び給貸与する場合   入札課 (番号修正)</p>	<p>電話番号修正</p>
149	<p>(3)国又は他府県に物資あつ旋を要請する場合   被災市町村長 → 広域振興局 → 府消費生活安全センター   → <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">近畿経済産業局産業部産業課</span> → 業者   <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">他府県生活物資相当課</span></p>	<p>(3)国又は他府県に物資あつ旋を要請する場合   被災市町村長 → 広域振興局 → 府消費生活安全センター   → <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">近畿経済産業局産業部産業課</span> → <u>経済産業省本省</u> → 業者   <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">他府県生活物資相当課</span></p>	<p>省内防災系計画で物資調達を本省、情報連絡を地方局とする役割分担が明確化されたことによる (近畿経済産業局)</p>
150	<p>&lt;図&gt;図2.9.4 自衛隊、警察等の支援又は協力による炊出し連絡系統   陸上自衛隊第4施設団 当直司令室 (内線番号)</p>	<p>&lt;図&gt;図2.9.4 自衛隊、警察等の支援又は協力による炊出し連絡系統   陸上自衛隊第4施設団 当直司令室 (番号修正)</p>	<p>番号整合 (陸自第4施設団)</p>
152	<p>第10章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画 第2節 計画の内容</p>	<p>第10章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画 第2節 計画の内容</p>	<p>防災基本計画修正 (防災原子力安全課)</p>
153	<p>第2 要配慮者に係る支援体制の整備 2 市町村における支援体制の整備   市町村は、保健福祉部局をはじめ関係部局の連携のもとに、支援体制を整備するものとし、災害時の職員体制や業務分担について定める。</p>	<p>第2 要配慮者に係る支援体制の整備 2 市町村における支援体制の整備   市町村は、保健福祉部局をはじめ関係部局の連携のもとに、支援体制を整備するものとし、災害時の職員体制や業務分担について定める。 <u>特に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)については、避難行動要支援者名簿を作成し、情報の把握に努める。</u></p>	
	<p>第3 要配慮者避難支援プランの作成   市町村は、要配慮者に関する情報をあらかじめ把握し、要配慮者名簿を作成・管理・共有するとともに、一人ひとりの要配慮者に対して</p>	<p>第3 <u>避難行動要支援者対策</u> 1 <u>地域防災計画等における規定</u>   市町村は、避難行動要支援者の避難支援に係る全体的な考え方を整</p>	

複数の避難支援者を定める等、避難支援プランの策定に努める。  
府は、市町村に対し情報提供を行うなど、必要な協力・支援を行う。

#### 第4 要配慮者の安全確保のために

- 1 市町村は、発災時に要配慮者が迅速、適切に行動できるように、避難誘導、搬送・介護に係るマニュアル（点字版を含む。）の作成、配布に努め、避難誘導時における要配慮者に対する特段の安全確保に努める。
- 2 市町村は、社会福祉協議会等の関係機関や地域の自主防災組織等と連携し、発災時の要配慮者の安否確認及び情報伝達に係るシステムの構築に努める。

#### 第5 要配慮者の生活確保のために

- 3 市町村は、避難所のユニバーサルデザイン化や要配慮者の避難スペース及び介助に必要な人員の確保、または社会福祉施設や宿泊施設との協定締結等により福祉避難所を事前指定する等、要配慮者の避難生活の支援に努める。

理し、重要事項については市町村防災計画に定めるとともに、細目的な部分も含め、下位計画として全体計画を定めるものとする。（平成25年8月内閣府（防災担当）「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」参照）

#### 2 避難行動要支援者名簿の作成

市町村は、市町村防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

#### 3 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認

市町村は、市町村防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

また、避難支援等に携わる関係者として市町村防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等について一層努める。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じる。

#### 第4 要配慮者の安全確保

- 1 市町村は、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、発災時に迅速、適切に行動できるよう、避難誘導、搬送・介護に係るマニュアル（点字版を含む。）の作成、配布に努め、避難誘導時における安全確保に努める。
- 2 市町村は、社会福祉協議会等の関係機関や地域の自主防災組織等と連携し、発災時の安否確認及び情報伝達に係るシステムの構築に努める。

#### 第5 要配慮者の生活確保

- 3 市町村は、避難所において要配慮者のニーズに適切に対応できるように、平常時から防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、要配慮者に関する情報を把握し、要配慮者名簿の作成に努める。また、避難所をユニバーサルデザインにするための取組や要配慮者の避難スペース、要配慮者のニーズに対応できる福祉避難コーナーの設置及び要配慮者に適切に対応できる人材の確保、または社会福祉施設や宿泊施設との協定締結等により福祉避難所を事前指定する等、要配慮者の避難生活の支援に努める。

福祉避難コーナーガイドライン(H25度)を反映（健康福祉部）



155	<p><b>第12章 文化財災害予防計画</b>  <b>第1節 現状</b>  <b>第1 建造物</b>  (略) 国指定建造物は府内に614棟あるが、国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられている577棟のうち、未設置のものは23棟である。また、自火報設備、消火設備、避雷針等を備えた総合的な防災設備が完備されているものは約半数である。  一方、府指定・登録文化財建造物は440棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の300棟のうち約75%に設置されているが、登録建造物では約半数である。また、総合的な防災設備については、設置され始めたところである。(略)</p>	<p><b>第12章 文化財災害予防計画</b>  <b>第1節 現状</b>  <b>第1 建造物</b>  (略) 国指定建造物は府内に623棟あるが、国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられている577棟のうち、未設置のものは23棟である。また、自火報設備、消火設備、避雷針等を備えた総合的な防災設備が完備されているものは約半数である。  一方、府指定・登録文化財建造物は446棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の305棟のうち約75%に設置されているが、登録建造物では約半数である。また、総合的な防災設備については、設置され始めたところである。(略)</p>	<p>時点修正（教育庁）</p>
161	<p><b>第14章 府民の防災活動の促進</b>  <b>第1節 防災知識と地震時の心得の普及</b>  <b>第3 一般住民に対する防災知識の普及</b>  2 普及の内容  (1)～(2) (略)  (3) 地震発生時の心得  ア 場所別、状況別  イ 出火防止及び初期消火  ウ 避難の心得  エ 「災害用伝言ダイヤル171」、「災害用伝言板サービス」など安否情報伝達手段の確保  オ 帰宅困難者支援ステーションの活用  (項目追加)</p> <p>(4)～(5) 略  (項目追加)</p>	<p><b>第14章 府民の防災活動の促進</b>  <b>第1節 防災知識と地震時の心得の普及</b>  <b>第3 一般住民に対する防災知識の普及</b>  2 普及の内容  (1)～(2) (略)  (3) 地震発生時の心得  ア 場所別、状況別  イ 出火防止及び初期消火  ウ 避難の心得  エ 「災害用伝言ダイヤル171」、「災害用伝言板サービス」など安否情報伝達手段の確保  オ 帰宅困難者支援ステーションの活用  カ <u>自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加</u>  キ <u>自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力</u>  ク <u>災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買い占めの自粛等の協力要請があった場合の協力</u>  (4)～(5) 略  (6) <u>地震保険、火災保険の加入の必要性</u></p>	<p>防災基本計画修正（防災原子力安全課）</p>
163 ～164	<p><b>第2節 自主防災組織の整備と指導</b>  <b>第3 事業所等における取組</b>  <u>大地震が発生した場合、中高層建築物、地下街、学校、劇場、病院等多数の者が出入りし、又は利用する施設、危険物等を製造保管する施設、多人数が従事する工場、事業所においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害発生が予想されるのでこれらの被害の防止と軽減を図るため、施設の管理者は、自衛消防組織等を編成し、あらかじめ消防計画、災害時行動マニュアル等を</u></p>	<p><b>第2節 自主防災組織の整備と指導</b>  (第3 削除)</p>	<p>第15章 企業等防災対策促進計画(新設)に移管（防災原子力安全課）</p>

作成するとともに、防災訓練を定期的に行う。

そのため京都府は、総合防災訓練への参加の呼びかけや啓発事業の実施、情報提供等を行うものとする。

#### 1 対象施設

(1) 中高層建築物、地下街、劇場、百貨店、学校、旅館、病院等多数の者が利用又は出入りする施設

(2) 危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物等を製造、保管及び取り扱う施設

(3) 多人数が従事する工場、事務所等で、自主的に防災組織を設け災害防止にあたるのが効果的であると認められる施設

(4) 複合用途施設

利用（入居）事業所が共同である施設

(5) 自衛消防組織等の取組が事業者や地域の防災に貢献するものと考えられる施設

#### 2 組織活動要領

(1) 対象施設を管理する権原を有する者は、事業所の規模、形態により、自衛消防組織等を置き、消防計画等作成する。

##### ア 役員

(ア) 統括管理者及びその任務

(イ) 班長及びその任務

##### イ 会議

(ア) 総会

(イ) 役員会

(ウ) 班長会等

(2) 消防計画等

災害を予防し、又は災害による被害を軽減するため、効果的な活動ができるよう、あらかじめ消防計画、災害時行動マニュアル等を定めておくものとし、この計画には次の事項を記載する。

なお、既に消防計画が作成されている事業所においては、同計画と災害時行動マニュアル等との整合を図るものとする。

ア 事業所の従業員にそれぞれ任務を分担させること。

イ 自主的に防災訓練ができるようその時期、内容等について、あらかじめ計画をたて、かつ市町村、消防機関等が行う訓練にも積極的に参加すること。

ウ 消防機関、本部、各事業所ごとの体系的な連絡方法、情報交換等を行うこと。

エ 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備に関すること。

オ 負傷者の救出、搬送方法、救護班に関すること。

カ 避難場所、避難経路、避難の伝達方法、避難時の非常持出し等に

関すること。

キ 地域住民との協力に関すること。

ク その他防災に関すること。

### 3 事業継続計画

企業は、被災しても重要事業を中断させず、中断しても可能な限り短期間で再開させ、中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るため、「事業継続計画」を策定・運用し、継続的に改善するよう努めるとともに防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。

なお、「事業継続計画」の策定に当たっては、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献、地域との共生に配慮する。

さらに、京都経済全体の事業継続計画の検討を進める。

(項目追加)

(章新設)

### 第3 地区防災計画の作成

市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行う。

市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

## 第15章 企業等防災対策促進計画（各機関）

### 第1節 計画の方針

災害の多いわが国では、府や市町村はもちろん、企業、住民が協力して災害に強い京都府を作ることは、被害軽減につながり、社会秩序の維持と府民福祉の確保に大きく寄与するものである。企業等は災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう努めるとともに、自ら防災組織を結成するなどして、地域と連携した防災の取り組みを実施し、地域防災力の向上に寄与する。

防災基本計画修正（防災原子力安全課）

## 第2節 計画の内容

### 第1 企業等における防災対策

#### 1 事業所等における防災活動の推進

事業所等は、直接の防災関係機関ではないが、災害時に果たすことができる役割（従業員及び顧客の安全、事業継続の維持、地域住民との連携）を十分に認識し、各事業所等において防災体制の整備、防災訓練の実施、災害時行動マニュアルの作成、事業継続計画の策定などの防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、災害時応援協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

そのため府は、総合防災訓練への参加の呼びかけや啓発事業の実施、情報提供・収集等を行うものとする。

#### 2 事業所等における自主防災体制の整備

大地震が発生した場合、中高層建築物、地下街、学校、劇場、病院等多数の者が出入りし、又は利用する施設、危険物等を製造保管する施設、多人数が従事する工場、事業所においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害発生が予想されるのでこれらの被害の防止と軽減を図るため、施設の管理者は、自衛消防組織等を編成し、あらかじめ消防計画、災害時行動マニュアル等を作成するとともに、防災訓練を定期的に行う。

##### (1) 対象施設

ア 中高層建築物、地下街、劇場、百貨店、学校、旅館、病院等多数の者が利用又は出入りする施設

イ 危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物等を製造、保管及び取り扱う施設

ウ 多人数が従事する工場、事務所等で、自主的に防災組織を設け災害防止にあたる効果がであると認められる施設

エ 複合用途施設

利用（入居）事業所が共同である施設

オ 自衛消防組織等の取組が事業者や地域の防災に貢献するものと考えられる施設

##### (2) 組織活動要領

対象施設を管理する権原を有する者は、事業所の規模、形態により、自衛消防組織等を置き、消防計画等を作成する。

ア 役員

(7) 統括管理者及びその任務

(4) 班長及びその任務

イ 会議

(7) 総会

(4) 役員会

(7) 班長会等

(3) 消防計画等

災害を予防し、又は災害による被害を軽減するため、効果的な活動ができるよう、あらかじめ消防計画、災害時行動マニュアル等を定めておくものとし、この計画には次の事項を記載する。なお、既に消防計画が作成されている事業所においては、同計画と災害時行動マニュアル等との整合を図るものとする。

ア 事業所の職員にそれぞれ任務を分担させること

イ 自主的に防災訓練ができるようその時期、内容等について、あらかじめ計画をたて、かつ市町村、消防機関等が行う訓練にも積極的に参加すること

ウ 消防機関、本部、各事業所ごとの体系的な連絡方法、情報交換等を行うこと

エ 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備に関すること

オ 負傷者の救出、搬送の方法、救護班に関すること

カ 避難場所、避難経路、避難の伝達方法、避難時の非常持出し等に関すること

キ 地域住民との協力に関すること

ク その他防災に関すること

3 事業所等における備蓄

事業所等は、重要業務の継続や早急な復旧を図るとともに、発災直後における一斉帰宅の抑制を図るため、従業員等に必要な食料、飲料水、毛布等の防寒用具等の備蓄に努める。

また、中高層建築物、地下街、劇場、百貨店、学校、旅館、病院等多数の者が利用又は出入りする施設においては、来訪者で帰宅困難になる者のために必要となる物資等の備蓄を検討する。

4 災害時の企業等の事業継続

(1) 事業継続の必要性

経済の国際化が進み企業活動の停止が世界的に影響を及ぼしかねない状況下では、企業等も、災害時に事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行う必要がある。

また、被災地の雇用や供給者から消費者までの流過程における企業等のつながりを確保する上でも「災害に強い企業」が望まれる。

(2) 事業継続計画の策定

企業等は、被災しても重要事業を中断させず、中断しても可能な限り短期間で再開させ、中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るため、

「事業継続計画」を策定・運用し、継続的に改善するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

なお、「事業継続計画」の策定にあたっては、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献、地域との共生に配慮するとともに、「事業継続計画策定・運用促進方策に関する検討会」（内閣府）が示した「事業継続ガイドライン」、「京都BCP検討会議」（京都府防災会議）が示した「事業継続計画モデルプラン（入門編）」等を参考として、計画策定に努めるものとする。

### (3) 事業継続計画の普及啓発

府及び市町村は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画策定支援及び事業継続マネジメント構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる条件整備に取り組むものとする。また、国や関係団体等と連携し、事業継続計画策定に関するセミナーの開催等を行い、企業等の事業継続計画の普及啓発に努める。

## 第2 京都BCPの普及

### 1 京都BCPの趣旨

京都BCPは、大規模広域災害等の危機事象発生時において、企業等が早期に立ち直ることが、地域社会全体の活力の維持・向上につながるという観点から、事業継続計画（BCP）の考え方を「京都」全体に適用し、地域全体で連携した対応により「京都の活力」を維持・向上させる新たな防災の取組であり、企業等のBCP策定支援と連携型BCPの取組を車の両輪として、地域全体で連携した対応により「京都」の活力を守るための取組を実施し、地域の総合的な防災力の向上に寄与することを目指す。

### 2 京都BCP行動指針

府は、京都BCPの取組を促進するため、関係団体等がとるべき行動の指針（京都BCP行動指針）を作成するものとし、関係団体等と連携して、その周知を図るとともに、京都BCPの取組を推進する組織の立上げを進める。

また、企業等や関係団体等に対して、BCP策定企業の実態調査の実施、セミナー・意見交換会の実施、情報共有体制の確立、経済団体や金融関係機関との連携強化、地域内の協力協定の見直しなど、京都BCPの取組の普及啓発に努める。

166 第15章 ボランティアの登録・支援等計画  
 第2節 計画の内容  
 第2 一般ボランティア(特に資格、技術を必要としない業務に従事するボランティア)  
 1 受入体制の整備  
 (1)～(2) (略)

第16章 行政機能維持対策計画

167 第2節 防災中枢機能等の確保、充実  
 市町村及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

167 第3節 各種データの整備保全  
 府、市町村は、災害復旧・復興への備え復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な整備保全について整備しておくものとする。

第17章 広域応援体制の整備

168 第2節 計画の内容  
 第5 広域緊急援助隊の編成  
 府警察本部は、大規模災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、広域的な災害警備活動にあたる広域緊急援助隊を編成し、広域応援体制の整備を図ることとする。

169 <表>緊急消防援助隊登録申請一覧 (平成24年4月1日登録)

第16章 ボランティアの登録・支援等計画  
 第2節 計画の内容  
 第2 一般ボランティア(特に資格、技術を必要としない業務に従事するボランティア)  
 1 受入体制の整備  
 (1)～(2) (略)  
(3) 府及び市町村は、京都府社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会と協力し、府内市町村すべてに常設災害ボランティアセンターの設置を進めるものとする。

第17章 行政機能維持対策計画

第2節 防災中枢機能等の確保、充実  
 市町村及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備や国等への通信機器の貸与要請等非常用通信手段の確保を図るものとする。  
また、災害対応に当たる要員の活動支援その他の用途に充てるため、第19章資材機材等整備計画に定める食料及び生活必需品の備蓄の活用を含め、食料、飲料水及び毛布等の防寒用具を確保するよう努める。

第3節 各種データの整備保全  
 府、市町村は、災害復旧・復興への備え及び復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な保全について整備しておくものとする。

第18章 広域応援体制の整備

第2節 計画の内容  
 第5 広域緊急援助隊の編成  
 府警察本部は、大規模災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、広域的な災害警備活動にあたる警察災害援助隊を編成し、広域応援体制の整備を図るものとする。

<表>緊急消防援助隊登録申請一覧 (直近版に差替)

章番号繰り下げ

常設災害ボランティアセンターを全市町村設置(～H27度)(健康福祉部)

章番号繰り下げ

総務省で機器の無償貸与体制を整えているため。(近畿総合通信局)

脱字、一般編と整合(防災原子力安全課)

章番号繰り下げ

広域緊急援助隊関係規程改正(警察本部)

時点修正

170 ~171	<p><b>第18章 震災に関する調査研究</b></p> <p>第4節 避難の安全確保に関する調査研究</p> <p><u>避難場所</u>は、大震災に際して常に安全性が確保されなければならない、<u>現在指定している避難場所</u>はそれ自体に本来の使用目的があり、時代とともにそれらは変化をしたり、あるいは周辺の状況の変化に影響を受け、安全性について低下したりする場合があります。したがって、避難場所及び避難経路の選定については、一定期間毎に安全性について調査確認する。</p> <p>(1) <u>指定避難場所</u>の確保を図り、かつ、その避難場所としての機能の向上を図るための整備に関する調査</p> <p>(2) <u>指定避難場所</u>とそこに至る避難道路の安全化を目指す災害防止帯設定のための基礎調査</p> <p>(3)~(4) (略)</p>
172	<p><b>第19章 観光客保護・帰宅困難者対策計画</b></p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>府は、大規模広域災害が発生し、鉄道やバスの交通機関の運行が停止した際に、観光客及び帰宅困難者を支援するため、平常時から関西広域連合や市町村などの行政機関、輸送機関や観光協会等と連携を図り、災害時に適切かつ迅速な対応がとれるよう体制整備を図る。</p>
174	<p><b>第20章 広域防災活動拠点計画</b></p> <p>第2節 広域防災活動拠点とする施設</p> <p>&lt;表&gt;広域防災活動拠点施設 (略)</p>
177 178 179	<p><b>第3編 災害応急対策計画</b></p> <p>第1章 災害応急対策の活動体制（各機関）</p> <p>第2節 防災関係機関の初動体制</p> <p>&lt;表&gt;表3.1.1 災害応急対策活動に係る計画、規程等</p> <p>京都府警察本部：○<u>大震災警備計画</u></p> <p>近畿総合通信局：(空欄)</p> <p>自衛隊大久保駐屯部隊：○<u>大久保駐屯地災害派遣計画</u></p>

<p><b>第19章 震災に関する調査研究</b></p> <p>第4節 避難の安全確保に関する調査研究</p> <p><u>指定緊急避難場所</u>は、大震災に際して常に安全性が確保されなければならない、<u>指定した避難場所</u>はそれ自体に本来の使用目的があり、時代とともにそれらは変化をしたり、あるいは周辺の状況の変化に影響を受け、安全性について低下したりする場合があります。したがって、避難場所及び避難経路の選定については、一定期間毎に安全性について調査確認する。</p> <p>(1) 避難場所の確保を図り、かつ、その避難場所としての機能の向上を図るための整備に関する調査</p> <p>(2) 避難場所とそこに至る避難道路の安全化を目指す災害防止帯設定のための基礎調査</p> <p>(3)~(4) (略)</p>												
<p><b>第20章 観光客保護・帰宅困難者対策計画</b></p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>府は、大規模広域災害が発生し、鉄道やバスの交通機関の運行が停止した際に、観光客及び帰宅困難者を支援するため、平常時から関西広域連合や市町村などの行政機関、輸送機関や観光協会等と連携を図り、災害時に適切かつ迅速な対応がとれるよう体制整備を図る。</p> <p><u>必要に応じて、帰宅支援拠点の確保等を行うとともに、帰宅支援拠点の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した帰宅支援拠点の運営に努めるものとする。</u></p>												
<p><b>第21章 広域防災活動拠点計画</b></p> <p>第2節 広域防災活動拠点とする施設</p> <p>&lt;表&gt;広域防災活動拠点施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>名称</th> <th>住所</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>京都市</td> <td>京都御苑</td> <td>京都市上京区京都御苑</td> <td>65ha</td> </tr> </tbody> </table>	地域	名称	住所	面積	(略)	(略)	(略)	(略)	京都市	京都御苑	京都市上京区京都御苑	65ha
地域	名称	住所	面積									
(略)	(略)	(略)	(略)									
京都市	京都御苑	京都市上京区京都御苑	65ha									
<p><b>第3編 災害応急対策計画</b></p> <p>第1章 災害応急対策の活動体制（各機関）</p> <p>第2節 防災関係機関の初動体制</p> <p>&lt;表&gt;表3.1.1 災害応急対策活動に係る計画、規程等</p> <p>京都府警察本部：○<u>危機事象警備計画</u></p> <p>近畿総合通信局：○<u>近畿総合通信局防災等業務実施規程</u> ○<u>近畿総合通信局災害・緊急事態対応マニュアル</u></p> <p>自衛隊大久保駐屯部隊：○<u>第4施設団災害派遣計画</u></p>												

章番号繰り下げ
章番号繰り下げ 拠点追加(防災原子力安全課)
警備計画改正(警察本部) 局規程類を記載(近畿総合通信局) 修正(陸自第4施設団)



181	<p>大阪ガス株式会社（京滋導管部）：○<u>保安規程</u>、災害その他非常の場合の措置</p> <p>第3節 府の活動体制 第2 活動体制 4 災害対策支部 (1)～(2) (略) (3) 災害対策支部の組織及び編成は、各地域の実情に応じ、対策支部長があらかじめ定めるものとする。</p> <p>(4) 災害対策支部の活動に必要な事項は、別に対策支部活動計画により定めるものとする。</p>	<p>大阪ガス株式会社（京滋導管部）：○<u>防災業務計画</u>、災害その他非常の場合の措置</p> <p>第3節 府の活動体制 第2 活動体制 4 災害対策支部 (1)～(2) (略) (3) 災害対策支部の組織及び編成は、各地域の実情に応じ、対策支部長があらかじめ定めるものとする。<u>その際、初動期における被害状況の迅速な把握を行い得るものであるとともに、連絡調整を行う職員の派遣など、市町村との連携強化を図るものとなるよう配慮するものとする。</u></p> <p>(4) 災害対策支部の活動に必要な事項は、別に対策支部活動計画により定めるものとする。<u>その際、迅速かつ適切な住民対応を図るため、被災地域への訪問、被害への相談対応、市町村が行う住民支援活動のバックアップなどが行われるよう配慮するものとする。</u></p>	<p>諸規程まとめて防災業務計画呼称に変更（大阪ガス(株)）</p> <p>災害対策支部の機能充実（防災原子力安全課）</p>
183	<p>&lt;図&gt;図3.1.1 京都府災害対策本部組織図 (略)</p>	<p>&lt;図&gt;図3.1.1 京都府災害対策本部組織図 <u>組織変更等による修正（政策企画部，商工労働観光部）</u></p>	
184 ～189	<p>&lt;表&gt;表3.1.2 災害対策本部の事務分掌 (略)</p>	<p>&lt;表&gt;表3.1.2 災害対策本部の事務分掌 <u>組織変更等による修正（政策企画部，府民生活部，商工労働観光部，健康福祉部，警察本部）</u></p>	
192	<p>第4 動員計画 1～5 (略) (項目追加)</p>	<p>第4 動員計画 1～5 (略) <u>6 府職員以外の協力</u> <u>(1) 府退職者等協力制度</u> <u>大規模災害時における災害応急対策のため、府の退職者並びに京都府の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例に定める団体及び府大学法人に勤務する者のうち、府からの事前の要請に応じ、府の指揮下で災害応急対策に従事することをあらかじめ承諾した者により予備的な体制を確保する。</u> <u>(2) 活動の実施</u> <u>全動員により対応する場合であって、さらに体制を拡充する必要があるときは、府退職者等協力制度に登録された者を、その都度、意向を確認した上で動員し、災害対策本部各班及び支部業務の人的サポート、居住地周辺における現地情報の報告、市町村業務の支援、専門知識を活かした業務支援その他必要な災害応急対策に従事させることができる。</u></p>	<p>災害対策本部動員体制の拡充（防災原子力安全課）</p>

	<p><u>6～8</u> (略)</p> <p>第8節 広域応援協力計画 第4 広域的応援体制</p> <p>2 関西広域連合構成府県及び連携県の区域（以下「圏域」という。）内で震度5強以上の地震が観測された場合、津波警報若しくは大津波警報が発表された場合又はその他必要と判断される場合は、情報収集のため、防災・原子力安全課及び消防安全課6名による体制とする。 (略)</p> <p>3 府警察本部は大規模災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、広域的な災害警備活動にあたる<u>広域緊急援助隊</u>を編成し、広域応援体制の整備を図る。</p> <p>196 第5 職員の派遣 (項目名追加) 他府県又は市町村から職員の派遣の要請又はあっ旋要求があったときは、所掌事務の遂行に支障がない限り適任と認める職員の派遣について協力するものとする。 (項目追加)</p> <p>200 第2章 通信情報連絡活動計画 第2節 災害規模の早期把握のための活動 第2 早期の被害状況の収集 早期に被害状況を把握するため、震度情報ネットワークシステムにより府内各地の震度を把握し、被害地域を推定するとともに、必要に応じヘリコプター等からの画像を災害対策本部に伝送し、又は災害現場において災害対策支部が撮影した被害状況写真を携帯電話及び防災</p>	<p><u>7～9</u> (略)</p> <p>第8節 広域応援協力計画 第4 広域的応援体制</p> <p>2 関西広域連合構成府県及び連携県の区域（以下「圏域」という。）内で震度5強以上の地震が観測された場合、大津波警報が発表された場合又はその他必要と判断される場合は、情報収集のため、防災・原子力安全課及び消防安全課6名による体制とする。 (略)</p> <p>3 府警察本部は大規模災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、広域的な災害警備活動にあたる<u>警察災害派遣隊</u>を編成し、広域応援体制の整備を図る。</p> <p>第5 府職員の応援 1 府職員の派遣についての協力 <u>府内市町村、他の都道府県、関西広域連合等</u>から職員の派遣の要請又はあっ旋要求があったときは、所掌事務の遂行に支障がない限り適任と認める職員の派遣について協力するものとする。 2 京都府職員災害応援隊の派遣 (1) 概要 <u>大規模な災害等の発生時に、府内市町村又は他の都道府県等が行う災害応急・復旧活動の支援を円滑に進めるために、府職員の迅速な応援派遣を行い、現地の状況に応じた的確な初動活動を行う要員を確保するため、あらかじめ応援出動可能な府職員を登録し、必要な訓練・研修を施した上であらかじめ京都府職員災害応援隊を組織する。</u> (2) 応援の実施 <u>府内市町村、他の都道府県、関西広域連合等の長からの要請があった場合又は特に必要と認めた場合に知事が派遣決定し、概ね1週間以内の期間で、府内市町村又は他の都道府県等の行う被災者の救出、障害物の除去、屋根のシート張りその他必要な災害応急・復旧応援活動及び現地における情報収集活動を行う。</u></p> <p>第2章 通信情報連絡活動計画 第2節 災害規模の早期把握のための活動 第2 早期の被害状況の収集 早期に被害状況を把握するため、震度情報ネットワークシステムにより府内各地の震度を把握し、被害地域を推定するとともに、必要に応じヘリコプター等からの画像を災害対策本部に伝送し、又は災害現場において災害対策支部が撮影した被害状況写真を携帯電話等を通じ</p>	<p>番号繰り下げ</p> <p>広域緊急援助隊関係規程改正 (警察本部)</p> <p>応援体制の強化（防災原子力安全課）</p> <p>防災行政無線での写真伝送はないため(防災原子力安全課)</p>
--	--	---	---

	<p>行政無線を通じて災害対策本部に伝送し、情報収集するものとする。</p> <p>201 &lt;図&gt;図3.2.1被災市町村長からの災害情報等の伝達系統          大山崎町 <u>総務室</u>          福知山市 危機管理室 (直 <u>電話番号</u>)</p> <p>第3節 災害情報、被害状況等の収集伝達          第3 責務          1 市町村          (1)～(2) (略)          (3) 報告の方法          報告は、<u>最終報告を除き、原則として電話 (ファクシミリ)、京都府防災情報システム等をもって行うこととし、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次報告する。</u></p> <p><u>通信設備利用に際しては、次の事項に留意すること。</u></p> <p>ア 電話による場合  <u>「非常電話」、「緊急電話」</u>を利用するものとし、場合によっては「定時通話」により一定間隔によって報告を行う。</p> <p><u>イ 電報による場合</u>  <u>「非常電報」、「緊急電報」</u>を利用する。</p> <p><u>ウ 防災行政無線による場合</u>          次の通信優先順位により防災行政無線を利用する。          なお、この他無線の取扱いについては、別に定める取扱要綱による。          (ア) 緊急要請  <u>(イ) 予警報の伝達</u>          (ウ) 災害対策本部指令及び指示          (エ) 応急対策報告          (オ) 被害状況報告          (カ) その他災害に関する連絡</p> <p><u>エ 西日本旅客鉄道株式会社の通信設備の利用</u>          警報の伝達及び応急措置の実施に必要な連絡等緊急を要するもので、かつ一般の公衆電話が途絶した場合は最寄りのJR駅の通信設備を利用する。</p> <p><u>オ</u> (略)</p>		
<p>203          ~204</p>	<p>行政無線を通じて災害対策本部に伝送し、情報収集するものとする。</p> <p>201 &lt;図&gt;図3.2.1被災市町村長からの災害情報等の伝達系統          大山崎町 <u>総務課</u>          福知山市 危機管理室 (直 <u>番号修正</u>)</p> <p>第3節 災害情報、被害状況等の収集伝達          第3 責務          1 市町村          (1)～(2) (略)          (3) 報告の方法          報告は、原則として京都府防災情報システム等をもって行うこととし、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次報告する。</p> <p><u>なお、京都府防災情報システム等により報告を行った場合は、様式1～3により報告したものと見なす。</u>  <u>また、京都府防災情報システム以外の通信設備を利用する際には、次の事項に留意すること。</u></p> <p>ア 電話による場合  <u>「災害時優先電話」</u>を利用するものとし、場合によっては<u>衛星携帯電話</u>を利用する。<u>必要に応じて</u>「定時通話」により一定間隔によって報告を行う。</p> <p><u>イ 防災行政無線による場合</u>          次の通信優先順位により防災行政無線を利用する。          なお、この他無線の取扱いについては、別に定める取扱要綱による。          (ア) 緊急要請          (イ) 災害対策本部指令及び指示          (ウ) 応急対策報告          (エ) 被害状況報告          (オ) その他災害に関する連絡</p> <p><u>ウ 西日本旅客鉄道株式会社の通信設備等の利用</u>          警報の伝達及び応急措置の実施に必要な連絡等緊急を要するもので、かつ一般の公衆電話が途絶した場合は最寄りのJR駅、<u>警察署及び消防署</u>の通信設備を利用する。</p> <p><u>エ</u> (略)</p>	<p>て災害対策本部に伝送し、情報収集するものとする。</p> <p>201 &lt;図&gt;図3.2.1被災市町村長からの災害情報等の伝達系統          大山崎町 <u>総務課</u>          福知山市 危機管理室 (直 <u>番号修正</u>)</p> <p>第3節 災害情報、被害状況等の収集伝達          第3 責務          1 市町村          (1)～(2) (略)          (3) 報告の方法          報告は、原則として京都府防災情報システム等をもって行うこととし、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次報告する。</p> <p><u>なお、京都府防災情報システム等により報告を行った場合は、様式1～3により報告したものと見なす。</u>  <u>また、京都府防災情報システム以外の通信設備を利用する際には、次の事項に留意すること。</u></p> <p>ア 電話による場合  <u>「災害時優先電話」</u>を利用するものとし、場合によっては<u>衛星携帯電話</u>を利用する。<u>必要に応じて</u>「定時通話」により一定間隔によって報告を行う。</p> <p><u>イ 防災行政無線による場合</u>          次の通信優先順位により防災行政無線を利用する。          なお、この他無線の取扱いについては、別に定める取扱要綱による。          (ア) 緊急要請          (イ) 災害対策本部指令及び指示          (ウ) 応急対策報告          (エ) 被害状況報告          (オ) その他災害に関する連絡</p> <p><u>ウ 西日本旅客鉄道株式会社の通信設備等の利用</u>          警報の伝達及び応急措置の実施に必要な連絡等緊急を要するもので、かつ一般の公衆電話が途絶した場合は最寄りのJR駅、<u>警察署及び消防署</u>の通信設備を利用する。</p> <p><u>エ</u> (略)</p>	<p>組織変更による (大山崎町)          電話番号変更 (福知山市)</p> <p>被害状況等の報告は原則防災情報システムで行うため (防災原子力安全課)</p> <p>市町村も災害時優先電話指定あり (防災原子力安全課)</p> <p>電報報告はなし (防災原子力安全課)</p> <p>予警報伝達はなし (防災原子力安全課)</p> <p>警察, 消防施設も利用 (防災原子力安全課)</p>

210	<p>2 府</p> <p>(1) 情報の収集</p> <p>ア 被害報告の集計</p> <p>支部は、管内区域内の市町村の被害状況を取りまとめて本部に報告し、本部は、各支部の報告を取りまとめて、これを報告する。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>2 府</p> <p>(1) 情報の収集</p> <p>ア 被害報告の集計</p> <p>支部は、管内区域内の市町村の被害状況を取りまとめて本部に報告し、本部は、各支部の報告を取りまとめて、これを報告する。 <u>(京都府防災情報システム等により被害報告を集計する場合を除く。)</u></p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>防災情報システムによる報告は直接本部に入るため（防災原子力安全課）</p>
211	<p>&lt;表&gt;表3.2.5関係機関と本部各部の分担</p> <p>関係機関：大阪管区气象台（京都地方气象台）<u>（舞鶴海洋气象台）</u></p>	<p>&lt;表&gt;表3.2.5関係機関と本部各部の分担</p> <p>関係機関：大阪管区气象台（京都地方气象台）</p>	<p>組織改正による（京都地方气象台）</p>
212	<p>第4節 通信手段の確保</p> <p>第1 災害時の通信連絡</p> <p>(略) また、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての電話がつながりにくい状況（ふくそう）になっている場合には、西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は「災害用伝言ダイヤル171」ならびに「災害用ブロードバンド伝言板（web171）」を提供し、株式会社<u>エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西</u>及び<u>KDDI株式会社</u>（関西総支社）は「災害用伝言板サービス」を提供する。(略)</p>	<p>第4節 通信手段の確保</p> <p>第1 災害時の通信連絡</p> <p>(略) また、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての電話がつながりにくい状況（ふくそう）になっている場合には、西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は「災害用伝言ダイヤル171」ならびに「災害用ブロードバンド伝言板（web171）」を提供し、株式会社<u>NTTドコモ関西</u>、<u>KDDI株式会社</u>（関西総支社）<u>及びソフトバンクモバイル株式会社</u>は「災害用伝言板サービス」を提供する。(略)</p>	<p>指定公共機関追加(H25.10)追加による(防災原子力安全課)</p>
217	<p>第6節 広報広聴活動計画</p> <p>第2 広報活動</p> <p>3 災害の広報にあたって必要があるときは、他の関係機関に対し情報の提供を求め、相互に資料の交換を行う。</p>	<p>第6節 広報広聴活動計画</p> <p>第2 広報活動</p> <p>3 災害の広報にあたって必要があるときは、他の関係機関に対し情報の提供を求めるとともに、<u>公共情報コモンズを利用した被害の状況や応急復旧等に関する情報の提供を行うなど</u>、相互に資料の交換を行う。</p>	<p>関係機関への情報提供として公共情報コモンズの活用が有効（近畿総合通信局）</p>
217	<p>第3 広聴活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>災害に関して、被災者、住民、近隣府県等からの各種の問い合わせに対しては、防災各機関において、それぞれ担当者を明らかにして対応する。</u></p>	<p>第3 広聴活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>各機関は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行うものとする。</u></p> <p>3 <u>府及び市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、府及び市町村は、安否情報</u></p>	<p>防災基本計画に合わせた記載に修正（防災原子力安全課）</p> <p>防災基本計画修正（防災原子力安全課）</p>

219  
～220

### 第3章 津波災害応急対策計画

#### 第2節 計画の内容

##### 第1 沿岸市町

1～2 (略)

3 津波警報が発表された場合、沿岸市町長は、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう勧告・指示するものとする。

4 予想津波到達時間も考慮した水門等の閉鎖や災害時要配慮者の避難支援を行う。

5 (略)

図3.3.1 津波時の勧告・指示の連絡系統

避難地

##### 第2 府

府は「震度4程度以上」の地震、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに、潮位の変化等の情報収集活動を開始する。

また、府に津波注意報、又は津波警報が発表されたときは、市町村、関係機関等へ連絡し、第3編第1章「府の活動体制」に定めるところにより、災害応急対策に当たる。

##### 第3 府警察本部

府警察は「震度4程度以上」の地震、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、沿岸の警戒警備にあたるものとする。

また、津波注意報、若しくは津波警報が発表されたときは速やかに沿岸市町に予報内容を伝達するとともに、救出者等の救助救出及び避難誘導、災害応急対策の実施に伴う交通規制、被災地域の警戒警備等必要な措置を実施する。

### 第4章 自衛隊災害派遣計画

#### 第5節 災害派遣要請手続

##### 第4 災害派遣要請等のあて先

225

の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、府警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

### 第3章 津波災害応急対策計画

#### 第2節 計画の内容

##### 第1 沿岸市町

1～2 (略)

3 津波警報 又は大津波警報 が発表された場合、沿岸市町長は、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう勧告・指示するものとする。

4 予想津波到達時間も考慮した水門等の閉鎖や要配慮者の避難支援を行う。

5 (略)

図3.3.1 津波時の勧告・指示の連絡系統

避難場所

##### 第2 府

府は「震度4程度以上」の地震、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに、潮位の変化等の情報収集活動を開始する。

また、府に津波注意報、津波警報 又は大津波警報 が発表されたときは、市町村、関係機関等へ連絡し、第3編第1章「府の活動体制」に定めるところにより、災害応急対策に当たる。

##### 第3 府警察本部

府警察は「震度4程度以上」の地震、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、沿岸の警戒警備にあたるものとする。

また、津波注意報、津波警報 又は大津波警報 が発表されたときは速やかに沿岸市町に予報内容を伝達するとともに、救出者等の救助救出及び避難誘導、災害応急対策の実施に伴う交通規制、被災地域の警戒警備等必要な措置を実施する。

### 第4章 自衛隊災害派遣計画

#### 第5節 災害派遣要請手続

##### 第4 災害派遣要請等のあて先

修正漏れ

防災基本計画修正（防災原子力安全課）

修正漏れ

	<p>1 知事が要請する場合（第1の場合）  (2) 陸上自衛隊第4施設団長  連絡先（内線番号）</p> <p>2 市町村長が直接自衛隊に通知する場合（第2の場合）  (2) 陸上自衛隊第4施設団長  連絡先（内線番号）</p>		
233 ～235	<p><b>第6章 医療助産計画</b>  第3節 計画の方法及び内容  第1～第3（略）  （項目追加）</p> <p>第4～第6（略）  （項目追加）</p> <p>第7～第10（略）</p>	<p><b>第6章 医療助産計画</b>  第3節 計画の方法及び内容  第1～第3（略）  <u>第4 災害医療コーディネーターの活動要請</u>  災害医療コーディネーターは、府から要請があった場合、又は自ら必要と判断したときは、府災害対策本部や市町村等に対する災害医療体制の確保についての助言、被災地外への患者搬送及び受入医療機関の確保のための調整、被災地内外から派遣される医療救護班等の配置の調整、関係機関に対する医療の復旧のために必要な調査、その他災害時における医療提供体制の確保に関すること等を行うものとする。</p> <p>第5～第7（略）  <u>第8 広域医療搬送拠点の設置</u>  府は、自ら必要と認める場合又は災害医療コーディネーター等から要請があった場合は、緊急災害医療チーム等の協力を得て、あらかじめ定めた広域医療搬送拠点の中から、被災地の状況、交通状況等を考慮して、当該災害に係る広域医療搬送拠点を設置する。</p> <p>第9～第12（略）</p>	<p>番号修正（陸自第4施設団）</p> <p>番号修正（陸自第4施設団）</p> <p>H25年度コーディネータ設置（健康福祉部）</p> <p>H26度中に整備予定（健康福祉部）</p>
235	<図>図3.6.1 市町村から府に救護班の応援要請をする場合の連絡系統 <u>府立与謝の海病院</u>	<図>図3.6.1 市町村から府に救護班の応援要請をする場合の連絡系統 <u>京都府立医科大学附属北部医療センター</u>	名称変更（健康福祉部）
236	<図>図3.6.3空輸のための応援要請をする場合の連絡系統 陸上自衛隊第4施設団（内線番号）	<図>図3.6.3空輸のための応援要請をする場合の連絡系統 陸上自衛隊第4施設団（番号修正）（府南部における災害であることを注記）	番号修正（陸自第4施設団）
246	<p><b>第9章 輸送計画</b>  &lt;図&gt;図3.9.1輸送計画の連絡系統  3 ヘリコプターによる空輸を要請する場合  陸上自衛隊第4施設団（内線番号）</p>	<p><b>第9章 輸送計画</b>  &lt;図&gt;図3.9.1輸送計画の連絡系統  3 ヘリコプターによる空輸を要請する場合  陸上自衛隊第4施設団（番号修正）（府南部における災害であることを注記）</p>	番号修正（陸自第4施設団）
247	<p>第5節 緊急通行車両の取扱い  第1 権限の委任</p>	<p>第5節 緊急通行車両等の取扱い  第1 権限の委任</p>	関係法令等改正（警察本部）

災害対策基本法施行令第33条第1項に規定する緊急通行車両の確認は、交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び警察署長（以下この節において「交通規制課長等」という。）において行う。

## 第2 確認に関する手続

### 1 確認の申請

交通規制課長等は、車両の使用者等から、緊急通行車両の確認申請があった場合は、緊急通行車両確認申請書及び輸送協定書等の当該車両を使用して行う事務又は業務内容を疎明する書類を提出させるものとする。

### 3 事前届出車両の確認

緊急通行車両の事前届出制度により、あらかじめ届出済証の交付を受けている車両については、次の手続きにより確認を行う。

(1) (略)

(2) 確認申請においては、届出済証を提出させるとともに、緊急通行車両確認証明書に必要事項を記載させることにより手続きを行う。

253 <様式>別記第5号様式：緊急通行車両等事前届出書  
(略)

## 第7節 人員及び救助物資等の輸送

### 254 第1 人員輸送

被災者を避難させる必要が生じた場合は、原則として市町村が実施する。

## 第10章 交通規制に関する計画

### 第2節 交通規制対策

#### 第1 関係機関の対策

##### 255 1 府警察本部等の対策

(1) (略)

(2) 高速道路交通警察隊長及び被災地域に隣接し、又は近接する地域を管轄する警察署長（以下この項において「高速隊長等」という。）は、災害の発生を認知した場合は、法に基づく交通規制が実施され

災害対策基本法施行令第33条第1項に規定する緊急通行車両等の確認は、交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び警察署長（以下この節において「交通規制課長等」という。）において行う。

## 第2 確認に関する手続

### 1 確認の申請

交通規制課長等は、車両の使用者等から、緊急通行車両等の確認申請があった場合は、緊急通行車両確認申請書及び輸送協定書等の当該車両を使用して行う事務又は業務内容を疎明する書類を提出させるものとする。

### 3 事前届出車両の確認

緊急通行車両等の事前届出制度により、あらかじめ届出済証の交付を受けている車両については、次の手続きにより確認を行う。

(1) (略)

(2) 確認申請においては、届出済証を提出させるとともに、緊急通行車両等確認証明書に必要事項を記載させることにより手続きを行う。

<様式>別記第5号様式：緊急通行車両等事前届出書  
(略 様式変更)

## 第7節 人員及び救助物資等の輸送

### 第1 人員輸送

被災者を避難させる必要が生じた場合は、原則として市町村が実施する。

府は被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。

なお、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無く、要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要が認めるときに限り、当該運送を行うべきことを指示する。

## 第10章 交通規制に関する計画

### 第2節 交通規制対策

#### 第1 関係機関の対策

##### 1 府警察本部等の対策

(1) (略)

(2) 高速道路交通警察隊長及び被災地域に隣接し、又は近接する地域を管轄する警察署長（以下この項において「高速隊長等」という。）は、災害の発生を認知した場合は、法に基づく交通規制が実施され

様式変更（警察本部）

防災基本計画修正（防災原子力安全課）

警備計画修正による整合（警察本部）

	<p>るまでの間、被災地を中心とした概ね半径20km範囲の被災地に通じる道路に道路交通法に基づく交通規制（以下この項において「第1次交通規制」という。）を実施するとともに、当該道路の主要交差点等に必要の人員を配置して一般車両（法第76条第1項に規定する緊急通行車両以外の車両をいう。以下この節において同じ。）の被災地域内への流入抑制措置をとる。</p> <p>高速隊長等は、<u>第1次交通規制の実施後において、災害の規模、事態の推移を勘案して、さらに規制区域を拡大する必要があると認めた場合は、速やかに、被災地を中心として概ね40km範囲の被災地を通じる道路に道路交通法に基づく交通規制（第2次交通規制）を実施するとともに、当該道路の主要交差点等に人員を配置して一般車両の被災地域内への流入抑制措置をとる。</u></p> <p>(3)～(8) (略)</p>	<p>るまでの間、道路交通法に基づく交通規制を実施するとともに、当該道路の主要交差点等に必要の人員を配置して一般車両（法第76条第1項に規定する緊急通行車両以外の車両をいう。以下この節において同じ。）の被災地域内への流入抑制措置をとる。</p> <p>高速隊長等は、災害の規模、事態の推移を勘案して、さらに規制区域を拡大する必要があると認めた場合は、速やかに、道路交通法に基づく交通規制を実施するとともに、当該道路の主要交差点等に人員を配置して一般車両の被災地域内への流入抑制措置をとる。</p> <p>(3)～(8) (略)</p>	
256	<p>2 府建設交通部</p> <p>地震災害による道路の破損欠壊、その他の理由により道路交通が危険であると認められる場合、京都府管理道路については、土木事務所長が<u>通行の禁止及び規制を行う。</u>(略)</p>	<p>2 府建設交通部</p> <p>地震災害による道路の破損欠壊、その他の理由により道路交通が危険であると認められる場合、京都府管理道路については、土木事務所長が<u>道路の通行を禁止し、又は制限する。</u>(略)</p>	道路法との整合（警察本部）
257	<p>第2 交通処理</p> <p>2 交通量の少ない場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>できるだけ多くの照明具を用いて、必要な広報を積極的に行う。</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>第2 交通処理</p> <p>2 交通量の少ない場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>情報板等の資機材を活用し、必要な広報を積極的に行う。</u></p> <p>(3) (略)</p>	表現の適正化（警察本部）
257	<p>第4節 交通情報の収集及び提供</p> <p>第1 府警察本部の対策</p> <p>1 交通情報の収集</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 近畿管区警察局交通担当課（高速道路管理室を含む。）隣接府県警察本部交通規制担当課（交通管制担当課を含む。）一般国道、府道、京都市道、高速道路自動車道等の道路管理者、日本道路交通情報センター並びに各新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関と相互連絡を密にして情報の交換に努めること。</p> <p>(5) (略)</p>	<p>第4節 交通情報の収集及び提供</p> <p>第1 府警察本部の対策</p> <p>1 交通情報の収集</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 近畿管区警察局交通担当課（高速道路管理室を含む。）、隣接府県警察本部交通規制担当課（交通管制担当課を含む。）、一般国道、府道、京都市道、高速道路自動車道等の道路管理者、日本道路交通情報センター並びに各新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関と相互連絡を密にして情報の交換に努めること。</p> <p>(5) (略)</p>	文章構成適正化（警察本部）
280 ～288	<p>第11章 避難に関する計画</p> <p>(節新設)</p>	<p>第11章 避難に関する計画</p> <p><u>第1節 計画の方針</u></p> <p><u>災害発生時には、府民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。</u></p>	防災基本計画修正、女性視点での防災対策意見交換会の意見反映（防災原子力安全課）



## 第1節 避難の勧告又は指示

### 第2 避難の勧告又は指示

#### 1 市町村長の勧告又は指示

地震災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特に必要があるときは、危険区域の住民に対し、避難のための立退きを勧告し、急を要すると認めるときは避難のための立退きを指示する。また、必要なときは立退き先も指示する。

市町村長は、勧告又は指示をしたときは速やかに知事に報告する。報告を受けた知事は国及び関係市町村へ情報伝達する。

また、市町村長による避難の勧告・指示ができないとき又は市町村長から要請があったときには、警察官、海上保安官は必要と認める地域の住居者等に対して避難の指示をする。(略)

#### 3 警察官の指示（災対法第61条）

地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要性が認められる事態において市町村長が指示できないと認めるとき又は市町村長から要求があったときは、警察官は自ら立退きを指示する。この場合、警察官は直ちにその旨市町村長に通知する。

#### 4 海上保安官の指示（災対法第61条）

(1) 地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要性が認められる事態において市町村長が指示できないと認めるとき又は市町村長から要求があったときは、海上保安官は自ら立ち退きを指示する。

(2)～(3) (略)

#### 7 地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条）

災害に伴う地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命をうけた職員は必要と認める区域内の居住者に対し、避難の立退きを指示する。(略)

府民は、気象予警報に注意を払い、特に要配慮者及びその支援者は避難行動を早めに開始する必要がある。また、市町村から避難勧告が発令された場合、速やかにあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要がある。

このため、市町村は、府民が自ら避難行動の判断ができるよう、適切に避難準備情報等を発令し、周知を徹底することとする。

## 第2節 避難の勧告又は指示

### 第2 避難の勧告又は指示

#### 1 市町村長の勧告又は指示

地震・津波災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特に必要があるときは、危険区域の住民に対し、避難のための立退きを勧告し、急を要すると認めるときは避難のための立退きを指示する。また、必要なときは立退き先も指示する。

なお、府、指定行政機関、指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言する。

市町村長は、勧告又は指示をしたときは速やかに知事に報告する。報告を受けた知事は国及び関係市町村へ情報伝達する。

また、市町村長による避難の勧告・指示ができないとき又は市町村長から要請があったときには、警察官、海上保安官は必要と認める地域の住居者等に対して避難の指示をする。(略)

#### 3 警察官の指示（災対法第61条）

地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要性が認められる事態において市町村長が指示できないと認めるとき又は市町村長から要求があったときは、警察官は自ら避難を指示する。この場合、警察官は直ちにその旨市町村長に通知する。

#### 4 海上保安官の指示（災対法第61条）

(1) 地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要性が認められる事態において市町村長が指示できないと認めるとき又は市町村長から要求があったときは、海上保安官は自ら避難を指示する。

(2)～(3) (略)

#### 7 地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条）

災害に伴う地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命をうけた職員は必要と認める区域内の居住者に対し、避難を指示する。(略)

## 第2節 避難の周知徹底

### 第1 避難の勧告等の伝達方法

1 避難の勧告、指示をする者は、次の内容を明示して実施する。

(1) (略)

(項目追加)

(2)～(5) (略)

### 第3節 避難の誘導及び移送等

警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。

#### 第1 避難の順序

1 避難、立ち退きの誘導に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦及び病傷人等を優先して行う。

#### 第3 携帯品の制限

避難、立退きに当たっての携帯品は、必要最小限度（貴重品、食糧、飲料水、日用品等）に制限し、円滑な移動ができるよう指導する。

#### 第4節 (略)

### 第5節 避難所の開設等

#### 第1 避難所の開設

(略) なお、避難所の開設に当たっては、災害の状況に応じ、土砂災害や浸水被害の恐れのない場所を選定する。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。

また、避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難場所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

#### 第2 避難所の運営管理

1 (略)

2 避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。(略)

## 第3節 避難の周知徹底

### 第1 避難の勧告等の伝達方法

1 避難の勧告、指示をする者は、次の内容を明示して実施する。

(1) (略)

(2) 適切な避難行動のあり方（立ち退き避難又は屋内安全確保）

(3)～(6) (略)

### 第4節 避難の誘導及び移送等

避難行動は住民が自らの判断で行うことが原則であるが、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。

市町村は、災害時には避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、市町村防災計画に定める避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

#### 第1 避難の順序

1 避難、立退きの誘導に当たっては、避難行動要支援者及び病傷人等を優先して行う。

#### 第3 携帯品の制限等

避難、立退きに当たっての携帯品は、必要最小限度（貴重品、食糧、飲料水、日用品等）に制限し、円滑な移動ができるよう指導する。

ただし、要配慮者ごとに必要な携帯品については十分配慮する。

#### 第5節 (略)

### 第6節 避難所の開設等

#### 第1 避難所の開設

(略) なお、避難所の開設に当たっては、指定避難所のほか、災害の状況に応じ、土砂災害や浸水被害の恐れのない場所の施設を選定する。

さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

#### 第2 避難所の運営管理等

1 (略)

2 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。(略)

文言修正

女性視点での防災対策意見交換会の意見反映（防災原子力安全課）

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

- 3 避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

(項目追加)

#### 4 (略)

### 第6節 避難者健康対策

#### 第3 支援活動体制及び活動内容

- (1) (略)  
(2) 避難所の被災者への保健活動  
ア～ウ (略)

(項目追加)

- (3) 支援体制の企画・調整活動  
ア～ウ (略)

エ 職員の健康管理として、心身の疲労状況を把握し必要に応じて対処する。

オ (略)

### 第7節 広域避難収容

府、市町村は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて国の非常本部等を通じて、若しくは避難収容関係省庁〔警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁〕又は都道府県に広域避難収容に関する支援を要請する。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

さらに、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

- 3 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。また、男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定し、女性専用物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

4 府及び市町村は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

#### 5 (略)

### 第7節 避難者健康対策

#### 第3 支援活動体制及び活動内容

- (1) (略)  
(2) 避難所の被災者への保健活動  
ア～ウ (略)

エ 衛生管理、栄養管理を行い、感染症予防や疾病の発表、重症化の予防に努める。

- (3) 支援体制の企画・調整活動  
ア～ウ (略)

エ 支援者の健康管理として、心身の疲労状況を把握し必要に応じて対処する。

オ (略)

### 第8節 広域一時滞在

#### 第1 府内における広域一時滞在

##### 1 被災市町村

(1) 被災市町村は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、府内他市町村における広域一時滞在有の必要があると認めるときは、府に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、府内他市町村に被災

一般編と統一

ガイドの活用 (府民生活部)

防災基本計画修正 (防災原子力安全課)

計画内容精査 (健康福祉部)

関西広域連合通知 (防災原子力安全課)

住民の受入れについて協議することができる。

(2)被災市町村は、府に対し、広域一時滞在の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができる。

## 2 協議先市町村

(1) 協議を受けた市町村は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供する。

## 3 府

(1) 府は、被災市町村から、広域一時滞在の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在に関する事項について助言等を求められたときは、助言を行う等必要な協力をを行うよう努める。

## 第2 府外における広域一時滞在

### 1 被災市町村

(1) 被災市町村は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、府と協議の上、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、府に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入れについて協議するよう求めることができる。

### 2 府

(1) 府は、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、関西広域連合に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、広域一時滞在の協議先とすべき都道府県について調整を求めることができる。

(2) 府は、他の都道府県に被災住民の受入れについて協議しようとするときは、内閣総理大臣に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して協議する。

## 第3 他の都道府県から協議を受けた場合

### 1 府

(1) 府は、他の都道府県から被災住民の受入れについて協議を受けたときは、府内の被災状況を勘案の上、受入れが可能と考えられる市町村に協議する。

### 2 市町村

(1) 市町村は、府から1の協議を受けたときは、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供する。

## 第4 被災住民に対する情報提供と支援

1 被災市町村は、広域一時滞在を受け入れた市町村の協力を得て、

	<p>第8節 (略)</p> <p>第9節 駅、地下街における避難計画</p> <p>第1 発災時の応急体制の整備</p> <p>1 府の活動体制</p> <p>第3編第1章第2節第1「災害警戒本部の設置」に基づき、災害警戒に当たるとともに、災害の規模に応じて、同編同章第6節「災害対策本部の設置及び閉鎖」、緊急消防援助隊又は<u>広域緊急援助隊</u>の派遣要請、同計画編第31章「職員派遣要請計画」に基づく指定行政機関、指定地方行政機関又は他府県の職員の派遣要請を行うものとする。</p> <p>第12章 観光客保護・帰宅困難者対策計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>299 第2 交通情報の提供・一時収容施設等の提供</p> <p>2 帰宅支援拠点等の提供</p> <p>(1) 帰宅支援拠点は、市町村と連携し公共施設や民間事業所を問わず安全な施設を確保する。</p> <p>(2) 帰宅支援拠点の収容能力には限りがあるため、<u>災害時要援護者</u>(高齢者・乳幼児・障害者・妊産婦)の受入を優先する。</p> <p>291 第13章 食料、飲料水及び生活必需品等供給計画</p> <p>第1節 食料供給計画</p> <p>第1 計画の方針</p> <p>被災者等に対して速やかに食料供給ができるよう、調達・供給その他必要な事項を定める。</p> <p>被災地の実情を考慮するとともに、<u>災害時要配慮者</u>等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</p> <p>第2節 給水計画</p> <p>296 &lt;図&gt;図3.13.3給水の連絡系統</p> <p>府災害対策本部・公営企画課→各機関</p>	<p><u>広域一時滞在を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。</u></p> <p><u>2 広域一時滞在を受け入れた市町村は、被災市町村と連携し、受け入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。</u></p> <p>第9節 (略)</p> <p>第10節 駅、地下街における避難計画</p> <p>第1 発災時の応急体制の整備</p> <p>1 府の活動体制</p> <p>第3編第1章第2節第1「災害警戒本部の設置」に基づき、災害警戒に当たるとともに、災害の規模に応じて、同編同章第6節「災害対策本部の設置及び閉鎖」、緊急消防援助隊又は<u>警察災害派遣隊</u>の派遣要請、同計画編第31章「職員派遣要請計画」に基づく指定行政機関、指定地方行政機関又は他府県の職員の派遣要請を行うものとする。</p> <p>第12章 観光客保護・帰宅困難者対策計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第2 交通情報の提供・一時収容施設等の提供</p> <p>2 帰宅支援拠点等の提供</p> <p>(1) 帰宅支援拠点は、市町村と連携し公共施設や民間事業所を問わず安全な施設を確保する。<u>拠点の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努める。</u></p> <p>(2) 帰宅支援拠点の収容能力には限りがあるため、要援護者(高齢者・乳幼児・障害者・妊産婦)の受入を優先する。</p> <p>第13章 食料、飲料水及び生活必需品等供給計画</p> <p>第1節 食料供給計画</p> <p>第1 計画の方針</p> <p>被災者等に対して速やかに食料供給ができるよう、調達・供給その他必要な事項を定める。</p> <p>被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</p> <p>第2節 給水計画</p> <p>&lt;図&gt;図3.13.3給水の連絡系統</p> <p>府災害対策本部・公営企画課→各機関</p> <p>応援要請先に「<u>陸上自衛隊第4施設団</u>」を追加(府南部における災害であることを注記)</p>	<p>広域緊急援助隊関係規程改正(警察本部)</p> <p>防災基本計画修正(H26.1月)による(府民生活部)</p> <p>府山城中部・南部地域は第4施設団担当区域(陸自第4施設団)</p>
--	--	---	---

<p>297</p> <p>298</p> <p>299</p> <p>307</p> <p>313</p>	<p>第3節 生活必需品等供給計画</p> <p>第1 計画の方針</p> <p>被災者に対する被服、寝具その他生活必需品及び応急復旧資材の確保と供給を迅速、円滑に実施し、災害時に不安、混乱を生じないように調達の計画及び配分要領等を定める。</p> <p>被災地の実情を考慮するとともに、<u>災害時要配慮者等</u>のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</p> <p>第11 市町村地域防災計画で定める事項</p> <p>1 実施責任者</p> <p>救助法が適用された場合の物資輸送は知事が行い、被災者に対する支給は、<u>法第30条第2項の規定に基づき、知事の補助執行者として市町村長が行うことになるので、受領、配分の責任者を明確に定める。</u></p> <p>第14章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第2 災害発生時の<u>要配慮者</u>の安否確認等</p> <p>1 被害が予想される場合、市町村は府との連携のもとに、迅速に、社会福祉協議会、自主防災組織やボランティア等の協力も得て、<u>地域の要配慮者名簿に基づき各戸を訪問することにより、要配慮者の安否確認を行う。</u></p> <p>また、避難所の調査を実施し、<u>要配慮者の所在確認を行う。</u></p> <p>2 在宅の要配慮者に対しては、必要に応じ、福祉避難所への誘導、社会福祉施設等への緊急入所等の対策を講ずる。</p> <p>第16章 災害警備に関する計画</p> <p>第1節 警察の警備計画</p> <p>第2 災害警備活動の概要</p> <p>5 遺体の検視、<u>見分及びその身元確認</u>を行う。</p> <p>第17章 施設の応急対策に関する計画</p> <p>第2節 鉄道施設応急対策計画</p> <p>第6 近畿日本鉄道株式会社の計画</p> <p>1 災害対策基本方針</p> <p>災害が発生した場合には、お客様の救護を最優先に行い、他の機関と連携協力を密にし、被害の拡大防止、適切な情報開示、早期復旧に全力を挙げる。</p>	<p>第3節 生活必需品等供給計画</p> <p>第1 計画の方針</p> <p>被災者に対する被服、寝具その他生活必需品及び応急復旧資材の確保と供給を迅速、円滑に実施し、災害時に不安、混乱を生じないように調達の計画及び配分要領等を定める。</p> <p>被災地の実情を考慮するとともに、<u>要配慮者等</u>のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</p> <p>第11 市町村地域防災計画で定める事項</p> <p>1 実施責任者</p> <p>被災者に対する支給は、市町村長が行うことになるので、受領、配分の責任者を明確に定める。</p> <p>第14章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第2 災害発生時の<u>避難行動要支援者</u>の安否確認等</p> <p>1 被害が予想される場合、市町村は府との連携のもとに、<u>避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、市町村防災計画に定めた避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿を提供し、</u>迅速に、社会福祉協議会、自主防災組織やボランティア等の協力も得て、各戸を訪問することにより、<u>避難行動要支援者</u>の安否確認を行う。</p> <p>また、避難所の調査を実施し、<u>避難行動要支援者の所在確認を行う。</u></p> <p>2 在宅の要配慮者に対しては、必要に応じ、福祉避難所等への誘導、社会福祉施設等への緊急入所等の対策を講ずる。</p> <p>第16章 災害警備に関する計画</p> <p>第1節 警察の警備計画</p> <p>第2 災害警備活動の概要</p> <p>5 遺体の検視、<u>死体調査、身元確認</u>を行う。</p> <p>第17章 施設の応急対策に関する計画</p> <p>第2節 鉄道施設応急対策計画</p> <p>第6 近畿日本鉄道株式会社の計画</p> <p>1 災害対策基本方針</p> <p>災害が発生した場合には、<u>当社「安全方針」に規定するとおり、</u>お客様の救護を最優先に行い、他の機関と連携協力を密にし、被害の拡大防止、適切な情報開示、早期復旧に全力を挙げる。<u>また、大地震などの大規模自然災害などの異例事態が発生した場合、全社体制をとることにより死傷者の救護を迅速に行うとともに、早期の復旧及び事業</u></p>	<p>市町村集配地から避難所等への輸送等は市町村が行う。(健康福祉部)</p> <p>防災基本計画修正（防災原子力安全課）</p> <p>関係法令改正（警察本部）</p> <p>社内規定，体制と整合（近鉄（株））</p>
--	--	---	--

	<p>2 災害応急対策</p> <p>(1) 異例事態対策本部等の設置  <u>災害により非常事態が発生した場合、社内の「異例事態対応規定」・「災害救助規程」に基づき、必要により本社に異例事態対策本部または非常本部、輸送統括部に現地対策本部または非常支部、現地に復旧本部を設置して対処する。</u></p> <p>(2) 配備態勢及び動員数  <u>「異例事態対応規定」・「災害救助規程」により、災害の程度に応じた業務担当班を設置して、班員を動員する。</u></p> <p>(3) 通信連絡体制  <u>ア 鉄道電話、N T T加入電話及び携帯電話を活用し、所定の緊急通信連絡を行う。</u>  <u>イ 必要に応じて、携帯用無線機を所持した係員を急派し、本部との通信連絡にあたらせる。</u>  <u>ウ 必要に応じて、各地点に連絡用電話を架設し、可搬型電話機により通信連絡の確保にあたらせる。</u>  <u>エ 列車無線を活用して、連絡、情報の収集に努める。</u></p>		
317 ～318	<p>第3節 公共土木施設応急対策計画</p> <p>第3 道路及び橋梁</p> <p>① 第1次緊急輸送道路</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府庁と総合庁舎を連絡する道路</li> <li>・他府県からの広域輸送道路（高速道路、一般国道の指定区間等）</li> <li>・重要港湾舞鶴港を連絡する道路</li> </ul>	<p>再開を図る。</p> <p>2 災害応急対策</p> <p>(1) 異例事態対策本部等の設置  <u>被災の規模等</u>により非常事態が発生した場合、<u>当社</u>「異例事態対応規程」<u>等</u>に基づき、必要に<u>応じて</u>、本社に異例事態対策本部、輸送統括部に現地対策本部を設置して対処する。</p> <p>(2) 配備態勢及び動員数      当社「異例事態対応規程」<u>等</u>により、<u>本社内に対応を行う班</u>を設置して、班員を動員する。</p> <p>(3) 通信連絡体制  <u>ア 列車については列車無線を活用する。</u>  <u>イ 異例事態対策本部、現地対策本部、現地間の通信には鉄道電話、N T T加入電話、携帯電話、M C A無線等を活用する。</u></p>	<p>第3節 公共土木施設応急対策計画</p> <p>第3 道路及び橋梁</p> <p>① 第1次緊急輸送道路</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府庁と総合庁舎（<u>宇治、亀岡、舞鶴、峰山</u>）を連絡する道路</li> <li>・他府県からの広域輸送道路（高速道路、一般国道の指定区間等）</li> <li>・重要港湾舞鶴港を連絡する道路</li> </ul>
320	<p>&lt;表&gt;表3.17.2 緊急輸送道路一覧表</p> <p>1次—一般国道（指定区間外）</p> <p>482号：京丹後市<u>峰山町杉谷</u>～国道312号交点</p>	<p>&lt;表&gt;表3.17.2 緊急輸送道路一覧表</p> <p>1次—一般国道（指定区間外）</p> <p>482号：京丹後市<u>桜内交差点</u>～国道312号交点</p>	<p>他総合庁舎は含まれていない（山城北土木）</p> <p>時点修正（警察本部）</p>
325	<p>第5節 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画</p> <p>第2 電気施設（関西電力株式会社）</p> <p>5 復旧応援</p> <p>被害が大きく、京都支店もしくは<u>火力センター</u>のみの要員では早期復旧が困難な場合は、他支店・支社又は協力会社等の応援を要請する。（略）</p>	<p>第5節 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画</p> <p>第2 電気施設（関西電力株式会社）</p> <p>5 復旧応援</p> <p>被害が大きく、京都支店もしくは<u>火力事業本部</u>のみの要員では早期復旧が困難な場合は、他支店・支社又は協力会社等の応援を要請する。（略）</p>	<p>組織改正による（関西電力（株））</p>
325	<p>第3 ガス施設（大阪ガス株式会社）</p> <p>2 応急対策</p> <p>災害発生時には、「<u>災害対策規程</u>」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。</p>	<p>第3 ガス施設（大阪ガス株式会社）</p> <p>2 応急対策</p> <p>災害発生時には、「<u>防災業務計画</u>」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。</p>	<p>諸規程まとめて防災業務計画呼称に変更（大阪ガス（株））</p>

339 第19章 水防計画  
 第1節 水防組織  
 大地震発生時の水防組織は、府防災計画に定められた災害警戒本（支）部又は災害対策本（支）部の組織によるものとする。  
なお、災害警戒本（支）部又は災害対策本（支）部の設置前及び閉鎖後における水防活動は、建設交通部砂防課、その他関係各課及び各土木事務所等が随時必要な体制において行うものとする。

345 第21章 文教応急対策計画  
 第4節 教育に関する応急措置  
 第6 学校給食の対策  
 学校給食物資の確保及び応急的な給食の実施については、財団法人京都府学校給食会等と協議し、必要な措置を講じる。

347 第22章 ボランティア受入計画  
 第3節 一般ボランティアの受付及びコーディネート  
 3 京都府災害ボランティアセンター現地対策本部  
 災害が広域にわたる場合、甚大な場合など市町村センターのみによっては、同センターの機能を果たすことが困難な場合には、災害ボランティアセンターは現地対策本部を設置し、市町村センターの活動を支援する。

348 第2 機能、事業  
 1 ボランティアコーディネーターの派遣  
災害ボランティアセンターは、市町村センター、現地対策本部（以下「市町村センター等」という。）及び避難所等におけるボランティアコーディネーターの必要状況を把握し、あらかじめ登録しているボランティアコーディネーターの派遣調整を行う。

3 情報収集・情報提供  
 (1) (略)  
 (2) 災害ボランティアセンターは、市町村センター等からボランティア活動に関する情報を収集し、報道機関の協力を得て、これらの情報を迅速に公表すること等により、受入の調整に努める。  
 (3) (略)  
 (4) 被災市町村等は、ボランティアによる安否確認活動や相談活動に資するため、必要に応じ要援護者リストを現地対策本部等に提供するものとする。

4 活動資材等の調整・提供  
 (1) 災害ボランティアセンターは、市町村センター等での活動資材等

第19章 水防計画  
 第1節 水防組織  
 大地震発生時の水防組織は、府防災計画に定められた災害警戒本（支）部又は災害対策本（支）部の組織によるものとする。

第21章 文教応急対策計画  
 第4節 教育に関する応急措置  
 第6 学校給食の対策  
 学校給食物資の確保及び応急的な給食の実施については、公益財団法人京都府学校給食会等と協議し、必要な措置を講じる。

第22章 ボランティア受入計画  
 第3節 一般ボランティアの受付及びコーディネート  
 3 京都府災害ボランティアセンター現地対策本部  
 災害が広域にわたる場合、甚大な場合など市町村センターのみによっては、同センターの機能を果たすことが困難な場合には、京都府災害ボランティアセンターは現地対策本部を設置し、市町村センターの活動を支援する。

第2 機能、事業  
 1 ボランティアコーディネーター等の派遣  
京都府災害ボランティアセンターは、初動支援チーム(先遣隊)を派遣するとともに、市町村センター、現地対策本部（以下「市町村センター等」という。）及び避難所等におけるボランティアコーディネーターの必要状況を把握し、ボランティアコーディネーターの派遣調整を行う。

3 情報収集・情報提供  
 (1) (略)  
 (2) 京都府災害ボランティアセンターは、市町村センター等からボランティア活動に関する情報を収集し、報道機関の協力を得て、これらの情報を迅速に公表すること等により、受入の調整に努める。  
 (3) (略)  
 (4) 被災市町村等は、ボランティアによる安否確認活動や相談活動に資するため、必要に応じ要配慮者名簿を現地対策本部等に提供するものとする。

4 活動資材等の調整・提供  
 (1) 京都府災害ボランティアセンターは、市町村センター等での活動

災害警戒本部体制見直しにより削除（建設交通部）

公益財団法人移行（教育庁）

文言修正（健康福祉部）

京都府災害ボランティアセンターに初動支援チーム(先遣隊)を編成予定(H26度～)（健康福祉部）



<p>353</p> <p>354 ～357</p>	<p>の必要状況を把握し、調整、提供を行う。</p> <p>第24章 京都府災害支援対策本部等運用計画        &lt;図&gt;別表1 京都府災害支援対策本部組織図        (略)</p> <p>&lt;表&gt;別表2 京都府災害支援対策本部事務分掌        (略)</p>	<p>資材等の必要状況を把握し、調整、提供を行う。</p> <p>第24章 京都府災害支援対策本部等運用計画        &lt;図&gt;別表1 京都府災害支援対策本部組織図        組織変更等による修正 (政策企画部)</p> <p>&lt;表&gt;別表2 京都府災害支援対策本部事務分掌        組織変更等による修正 (政策企画部, 商工労働観光部, 健康福祉部,        警察本部)</p>	
<p>363</p> <p>363 ～365</p> <p>366</p>	<p><b>第4編 災害復旧計画</b></p> <p>第1章 民生安定のための緊急措置に関する計画        第1節 生活確保対策計画        第3 融資計画        1 <u>救助法による生業資金の貸与(別途災害援護資金貸付制度及び生活福祉資金貸付制度が設けられているので、原則としてのこの制度による資金の活用を図る。)</u>        2 (略)        3 生活福祉資金の緊急貸付        4 母子・寡婦福祉資金の緊急貸付</p> <p>第6 金融措置計画        1 近畿財務局京都財務事務所の措置        (1)ア 対象金融機関等        (ア)～(エ) (略)        (項目追加)        イ 金融上の措置の要請事項        (ア)～(エ) (略)        (項目追加)</p> <p>第7 <u>市町村地域防災計画で定める事項</u></p>	<p><b>第4編 災害復旧・復興計画</b></p> <p>第1章 民生安定のための緊急措置に関する計画        第1節 生活確保対策計画        第3 融資計画        (1 削除)</p> <p>1 (略)        2 「生活福祉資金」の貸付        3 「母子・寡婦福祉資金」の緊急貸付</p> <p>第6 金融措置計画        1 近畿財務局京都財務事務所の措置        (1)ア 対象金融機関等        (ア)～(エ) (略)        (オ) <u>電子債権記録機関</u>        イ 金融上の措置の要請事項        (ア)～(エ) (略)        (オ) <u>電子債権記録機関</u>        a <u>災害時における電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等の措置について配慮すること</u>        b <u>休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること</u>        c <u>上記にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うこと</u>        d <u>営業停止等の措置を講じた営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること</u></p> <p>第7 <u>り災証明書の交付</u></p>	<p>大規模災害からの復興に関する法律制定に伴い復興計画新設のため(防災原子力安全課)</p> <p>当該規定は現在運用されていない(健康福祉部)</p> <p>文言の修正(健康福祉部)</p> <p>財務局防災マニュアル改正(H25.11月)のため(京都財務事務所)</p> <p>防災基本計画修正(防災原子</p>

	<p>被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給が迅速かつ的確に行われるよう、以下の事項を定めるものとする。</p> <p><u>第1 災証明書の発行</u></p> <p><u>市町村は、住家の被害状況の調査の結果に基づき、早期に被災者に災証明を交付する。</u></p> <p>(項目追加)</p> <p>第3節 中小企業復興計画</p> <p>第2 近畿経済産業局の役割</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>資金需要の把握</li> <li><u>政府系金融機関等の貸付手続、条件等の配慮</u></li> <li><u>金融の特別措置についての周知徹底</u></li> </ol> <p>第3 京都経済全体の事業継続計画の検討</p> <p>京都経済全体の事業継続計画の検討を進める。</p> <p>第3章 租税の徴収猶予及び減免の措置並びに郵便関係補助</p> <p>第3節 郵便関係補助</p> <p>第1 災害時における郵便物の送達の確保</p> <p>災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、郵便物の送達を確保するため、「防災業務計画(平成19年10月)」により必要な措置を講ずる。</p> <p>(章新設)</p>	<p><u>1 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度を調査し、被災者に災証明書を交付するものとする。</u></p> <p><u>また、平常時から住家被害の調査に従事する担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等の計画的な促進、被害認定に関する国・府等が開催する研究会に参加する等、災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>2 府は、市町村に対し、住家被害の調査に従事する担当者ための研修会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。</u></p> <p><u>第8 被災者台帳の作成</u></p> <p><u>1 市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</u></p> <p><u>2 府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。</u></p> <p>第3節 中小企業復興計画</p> <p>第2 近畿経済産業局の役割</p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>被害状況及び事業再建に必要な資金需要等の的確な把握</u></li> <li><u>被害状況に応じた必要資金の円滑な融通</u></li> <li><u>激甚災害法に基づく金融特例措置等</u></li> </ol> <p>第3 京都経済全体の事業継続計画の検討</p> <p><u>第2編第15章企業等防災対策促進計画に定めるところにより、京都BCPの普及を進める。</u></p> <p>第3章 租税の徴収猶予及び減免の措置並びに郵便関係補助</p> <p>第3節 郵便関係補助</p> <p>第1 災害時における郵便物の送達の確保</p> <p>災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、郵便物の送達を確保するため、「防災業務計画」により必要な措置を講ずる。</p> <p><u>第4章 災害復興対策計画</u></p> <p><u>大規模な災害からの被災地の復興に係る対策については、「一般計画編</u></p>	<p>力安全課)</p> <p>防災基本計画修正(防災原子力安全課)</p> <p>局内防災関係規程見直しによる(近畿経済産業局)</p> <p>防災業務計画は適宜改正されるため(防災原子力安全課)</p> <p>大規模災害からの復興に関する法律制定に伴う体制整備</p>
368			
375			
376			

		<p><u>第4編第13章」に準拠する。</u></p>	(防災原子力安全課)
<p>377 ～381</p>	<p><b>第5編 京都府東南海・南海地震防災対策推進計画</b></p> <p><b>第1編 総則</b></p> <p>第1章 計画の方針</p> <p>1 東南海・南海地震について</p> <p>(1) 駿河湾から土佐湾までの南海トラフのプレート境界では、歴史的に見て、概ね100～150年の間隔で海溝型の巨大地震が発生している。このうち、駿河湾付近では、1854年の安政東海地震の後、約150年間にわたり巨大地震が発生しておらず、プレート境界での歪が臨界状態まで蓄積している可能性が高く、いつ巨大な地震（東海地震）が発生してもおかしくないと想定されている。</p> <p>一方、東海地震の震源域と連なる遠州灘西部から土佐湾までの南海トラフのプレート境界においては、1854年の安政東海地震と安政南海地震の後、1944年に昭和東南海地震、1946年に昭和南海地震が発生している。昭和東南海地震では東海地震の想定震源域が未破壊のまま残り、また、昭和南海地震はそれ以前に同地域で発生した地震に比べやや小さい規模とされている。巨大地震の発生間隔が約100～150年であることから考えると、今世紀前半(2035±10年とも言われている)にも当該地域で巨大な地震が発生する状況にあることが懸念されている。</p> <p><u>(2) 平成13年に東海地震の震源域の見直し等について検討を行った、中央防災会議「東海地震に関する専門調査会」の検討過程で、『東南海、南海地震は、現時点では直前予測は困難であるが、今世紀前半にもその発生のおそれがあり、甚大な津波被害等の発生のおそれがあること、被災範囲が広域にわたること等から、速やかに地震発生メカニズムや想定される被害等についての検討を行い、必要な防災対策を実施していくことが重要である』との強い指摘がなされた。</u></p> <p><u>(3) このような状況を踏まえ、平成13年6月の中央防災会議において、東南海・南海地震対策や、中部圏、近畿圏等における大都市震災対策について検討するため、「東南海、南海地震等に関する専門調査会」(以下、「専門調査会」という。)の設置が決定された。</u></p> <p><u>専門調査会では、東南海・南海地震等の過去の被害資料及び最近の学術的知見を踏まえ、地震の揺れや津波の高さの分布を想定し、これに基づく被害想定及び地震防災対策について検討が行われた。</u></p> <p><u>(4) また、平成14年7月には、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号。以下、「東南海・南海地震法」という。)が制定され、平成15年7月に施行された。東南海・南海地震法では、東南海・南海地震が発生した場合に著しい地</u></p>	<p><b>第5編 京都府南海トラフ地震防災対策推進計画</b></p> <p><b>第1章 総則</b></p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>1 <u>南海トラフ地震</u>について</p> <p>(1) 駿河湾から土佐湾までの南海トラフのプレート境界では、歴史的に見て、概ね100～150年の間隔で海溝型の巨大地震が発生している。このうち、駿河湾付近では、1854年の安政東海地震の後、約150年間にわたり巨大地震が発生しておらず、プレート境界での歪が臨界状態まで蓄積している可能性が高く、いつ巨大な地震（東海地震）が発生してもおかしくないと想定されている。</p> <p>一方、東海地震の震源域と連なる遠州灘西部から土佐湾までの南海トラフのプレート境界においては、1854年の安政東海地震と安政南海地震の後、1944年に昭和東南海地震、1946年に昭和南海地震が発生している。昭和東南海地震では東海地震の想定震源域が未破壊のまま残り、また、昭和南海地震はそれ以前に同地域で発生した地震に比べやや小さい規模とされている。巨大地震の発生間隔が約100～150年であることから考えると、今世紀前半(2035±10年とも言われている)にも当該地域で巨大な地震が発生する状況にあることが懸念されている。</p> <p><u>(2) 東北地方太平洋沖地震の発生を受け、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」中間報告で南海トラフの巨大地震である東海・東南海・南海地震について、新たに想定地震を設定していくためには、これまでの科学的知見の整理・分析が不可欠であるとの報告が出された。そのため、過去に南海トラフのプレート境界で発生した地震に係る科学的知見に基づく各種調査について防災の観点から幅広く整理・分析し、想定すべき最大クラスの対象地震の設定方針を検討することを目的として、理学・工学等の研究者から構成される「南海トラフの巨大地震モデル検討会」(以下、「モデル検討会」という。)が設置された。</u></p> <p><u>モデル検討会では、南海トラフ地震等の過去の被害資料及び最近の学術的知見を踏まえ、地震の揺れや津波の高さの分布について検討が行われた。</u></p> <p><u>【モデル検討会による震度想定】</u></p> <p><u>&lt;全域&gt;</u></p> <p><u>(図省略)</u></p> <p><u>&lt;京都府域&gt;</u></p> <p><u>(図省略)</u></p>	<p>東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の改正による(以下同様)</p>

震災が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を東南海・南海地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）として指定し、東南海・南海地震に関する防災対策を推進するとされている。

(5) 専門調査会は、東南海・南海地震法の施行も踏まえた防災対策について検討を行い、平成15年12月16日、検討結果を中央防災会議に報告した。中央防災会議は、同日、この報告を受けて、東南海・南海地震防災対策のマスタープランとして、「東南海・南海地震対策大綱」（以下「大綱」という。）を決定した。

**【専門調査会による震度想定】**

<全域>

(図省略)

<京都府域>

(図省略)

**【専門調査会による被害想定】**

東南海・南海地震が発生した場合、関東から九州までの広い範囲で甚大な被害の発生が想定される。

(被害想定表)

**【専門調査会による推進地域指定基準案】**

(表省略)

(6) 平成15年12月17日、中央防災会議の意見を受けた内閣総理大臣は、推進地域の指定を行った(平成15年12月17日内閣府告示第288号)。

京都府域においては、専門調査会により、一部地域で震度6弱以上の揺れが想定された京都市域が指定を受けた。

(7) 推進地域の指定を受けて、中央防災会議は、東南海・南海地震法第5条の規定に基づき、大綱に定められた方針により、東南海・南海地震の地震防災対策の推進に関する基本的方針や、指定行政機関、地方公共団体などが定める東南海・南海地震防災対策推進計画及び特定の民間事業者等が定める東南海・南海地震防災対策計画の基本となるべき事項等を定め、当該地域における地震防災体制の推進を図ることを目的として、平成16年3月31日、「東南海・南海地震防災対策推進基本計画」（以下「基本計画」という。）を定めた。

(8) なお、京都市では、平成15年10月30日、第3次地震被害想定を策定し、東南海・南海地震の被害想定について次のようにまとめているので参考までに掲載する。

(表省略)

(9) 平成19年5月30日開催の平成19年度京都府防災会議で、京都府地震被害想定調査委員会（委員長：入倉孝次郎 愛知工業大学客員教授）から、東南海・南海地震が発生した場合に京都府内の11市町の区域において震度6弱を予測する内容を含む府内の震度予測及び被害数量

(3) モデル検討会による震度分布・津波高の発表を受け、人的・物的被害や経済被害等の推計及び被害シナリオを検討するとともに、東日本大震災の教訓を踏まえた南海トラフ巨大地震対策の方向性等について検討するために、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の下に「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」が設置された。

**【南海トラフ巨大地震被害想定】**

(表省略)

(4) 平成25年11月に「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（以下、「南海トラフ地震法」という。）に改正された。南海トラフ地震法では南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を南海トラフ地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）として指定し、南海トラフ地震に関する防災対策を推進することとされている。

(5) 中央防災会議の意見を受けた内閣総理大臣は推進地域の指定を行った。(平成26年3月31日内閣府告示第21号)

京都府域においては、震度6弱以上の揺れが想定された以下の18市町村が指定を受けた。

京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町及び南山城村

が、京都府地震被害想定調査の中間結果として報告された。

【京都府地震被害想定調査委員会による震度分布及び液状化危険度分布】

(図省略)

(10) 京都府地震被害想定調査結果を踏まえ、京都府から国(内閣府)に対し、京都市以南の府内全市町村を推進地域とするよう要請を行い、国及び中央防災会議における検証の結果、京都市以外の一部地域にも震度6弱が予測されることについて、科学的見地からの妥当性が認められ、また、震度6弱が予測されない市町村についても、連携による防災体制の確保等の観点から推進地域とすることの必要性が認められ、平成20年4月1日、京都市以南の全市町村が推進地域として指定を受けた。

381 2 本計画の目的

本計画は、基本計画に基づき、東南海・南海地震法第6条の規定により、東南海・南海地震による災害から府民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備や防災訓練、広報及び教育、備えておくべき体制整備等について定めるとともに、推進地域に指定されていない地域における対策についても必要な事項を定め、防災関係機関等が一体となって東南海・南海地震防災対策の推進を図ることを目的として策定する。

381 3 計画の修正

本計画においては、京都府地震被害想定調査による被害想定を基に防災対策を定めるものとし、今後、府域全体の防災対策を講じる観点から、国、中央防災会議、京都市、隣接府県等の被害想定を参考にしながら、継続して検討を行い、必要に応じて本計画に見直しを加えるものとする。

381 4 本計画が対象とする地域

(1) 推進地域

京都府内における推進地域は次に掲げる市町村の区域である。

京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和東町、精華町及び南山城村

(2) その他の地域

推進地域以外の地域についても、本計画に準じて対策を推進するよう努めるものとする。

382 第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

2 本計画の目的

本計画は、基本計画に基づき、南海トラフ地震法第5条の規定により南海トラフ地震による災害から府民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備や防災訓練、関係機関との協力確保、広報及び教育、備えておくべき体制整備等について定めるとともに、推進地域に指定されていない地域における対策についても必要な事項を定め、防災関係機関等が一体となって南海トラフ地震防災対策の推進を図ることを目的として策定する。

3 計画の修正

本計画においては、中央防災会議による被害想定を基に、「地域防災の見直し部会」等の京都府防災会議専門部会で検討の上、防災対策を定めるものとし、今後、府域全体の防災対策を講じる観点から、国、中央防災会議、府、市町村、隣接府県等の被害想定を参考にしながら、継続して検討を行い、必要に応じて本計画に見直しを加えるものとする。

4 本計画が対象とする地域

(1) 推進地域

京都府内における推進地域は次に掲げる市町村の区域である。

京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和東町、精華町及び南山城村

(2) その他の地域

推進地域以外の地域についても、本計画に準じて対策を推進するよう努めるものとする。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

383 **第2編 災害予防計画**

東南海・南海地震に対応するためには、あらかじめ国、各都道府県及び推進地域内外の市町村その他防災関係機関が連携して、被害を最小限にとどめるための取組を推進する必要がある。しかしながら、これら公的な機関の取組だけでは、被害の軽減を図ることは限界があると言わざるを得ない。

東南海・南海地震においては、発災とともに極めて広域的に被害が発生し、京都府域における被害はより震源域に近い府県と比べ、比較的小さいと予想されていることから、近隣府県からの応援は期待できないことも想定されるため、行政による「公助」とともに、府民が自らを守る「自助」、近隣との地域コミュニティによる「共助」による防災対策が不可欠であり、府民、自主防災組織、NPO、事業所等の関係機関・団体等が、それぞれの立場において、日頃から災害に備え、関係機関及び団体等のすべてが一体となって、他からの支援なしで災害に対応できることを目標に防災力を向上させることが必要である。

本編では、これらの点を踏まえ、東南海・南海地震の発生に備え、

- ① 地域における防災力の向上
- ② 教育及び広報
- ③ 防災訓練
- ④ 災害に強いまちづくりの推進

について定め、被害を最小限にとどめようとするものである。

なお、災害予防対策を進めるに当たっては、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するとともに、消防団、自主防災組織の育成・強化に当たり女性の参画の促進に努めるものとする。

383 **第1章 地域における防災力の向上**

東南海・南海地震対策については、被害の軽減と社会的混乱の防止が図られるよう、防災関係機関並びに府民、自主防災組織、NPO及び事業所等が一体となって、地域における防災力を向上させるための防災対策の推進が必要である。

本節においては、これらの機関、団体等が取るべき防災対策を示すものである。

第1節 (略)

第2節 府民等のとるべき措置にかかる対策

府及び市町村は、府民、防災活動組織及び企業等と協力して、以下の措置が講じられるよう努めるものとする。

- 1 府民及び防災活動組織の対策
- ア～キ (略)

383  
～384

**第2章 地域における防災力の向上**

南海トラフ地震に対応するためには、あらかじめ国、各都道府県及び推進地域内外の市町村その他防災関係機関が連携して、被害を最小限にとどめるための取組を推進する必要がある。しかしながら、これら公的な機関の取組だけでは、被害の軽減を図ることは限界があると言わざるを得ない。

南海トラフ地震においては、発災とともに極めて広域的に被害が発生し、震源域により近い府県における被害は、京都府域と比べ相対的に大きいと予想されていることから、近隣府県からの応援は期待できないことも想定されるため、行政による「公助」とともに、府民が自らを守る「自助」、近隣との地域コミュニティによる「共助」による防災対策が不可欠であり、府民、自主防災組織、NPO、事業所等の関係機関・団体等が、それぞれの立場において、日頃から災害に備え、関係機関及び団体等のすべてが一体となって、他からの支援なしで災害に対応できることを目標に防災力を向上させることが必要である。

(削除)

なお、災害予防対策を進めるに当たっては、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するとともに、消防団、自主防災組織の育成・強化に当たり女性の参画の促進に努めるものとする。

第1節 (略)

第2節 府民等のとるべき措置にかかる対策

府及び市町村は、府民、防災活動組織及び企業等と協力して、以下の措置が講じられるよう努めるものとする。

- 1 府民及び防災活動組織の対策
- ア～キ (略)

- ク 地域内企業との連携
- 2 企業の対策
- ア～エ (略)

384 第2章 広報及び教育

東南海・南海地震による災害から、府民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関による災害対策の推進はもとより府民一人ひとりが日頃から地震災害について認識を深め、自分の身体、自分の財産はまず自分で守るということを意識し行動することが大切である。したがって、地震発生時における府民の適正な判断力の養成、府民の自発的な防災組織づくり、施設あるいは事業所の防災対策を推進する必要がある。

このため、府及び市町村は、府民、防災活動組織及び企業等と協力して、防災に関する各種の広報及び教育を推進するものとする。

385 第2節 教育・指導

1 防災関係機関における職員に対する教育

(1) 府は、府職員に対し、地震発生時における的確な応急対策の実施を図るため、次の事項について、必要な防災教育を実施するものとする。

なお、防災訓練の実施については、次章によるものとする。

ア 東南海・南海地震に関する知識

イ 緊急地震速報に関する知識

ウ 地震・津波及びそれに伴う原子力災害に関する一般的知識

エ 地震発生時においてとるべき行動

オ 職員が果たすべき役割

カ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

キ 今後地震対策として取り組む必要のある課題

(2) (略)

- ク 地域内企業やNPO等との連携
- 2 企業等の対策
- ア～エ (略)

オ 災害時における事業継続及び地域の活力を維持・向上させる取組の維持（京都BCP）

第3章 地震防災上必要な教育及び広報

南海トラフ地震による災害から、府民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関による災害対策の推進はもとより府民一人ひとりが日頃から地震災害について認識を深め、自分の身体、自分の財産はまず自分で守るということを意識し行動することが大切である。したがって、地震発生時における府民の適正な判断力の養成、府民の自発的な防災組織づくり、施設あるいは事業所の防災対策を推進する必要がある。

このため、府及び市町村は、府民、防災活動組織及び企業等と協力して、防災に関する各種の広報及び教育を推進するものとする。

第1節 教育・指導

1 防災関係機関における職員に対する教育

(1) 府は、府職員に対し、地震発生時における的確な応急対策の実施を図るため、次の事項について、必要な防災教育を実施するものとする。

なお、防災訓練の実施については、次章によるものとする。

ア 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

イ 地震及び津波に関する一般的知識

ウ 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

エ 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割

オ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

カ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

(2) (略)

2 一般住民に対する防災知識の普及

(1) 府及び市町村は、一般住民の防災意識の高揚を図るため、次により防災知識の普及徹底を図る。

なお、防災知識の普及に当たっては、従来、防災に関心の薄かった人々にも取組が広がるよう、正しい知識を分かりやすく提供できるよう、優良なコンテンツやメニューの充実に努めるものとする。

第1節と第2節を入替

## 2 児童生徒等に対する教育

府、市町村及び学校等においては、次の事項について、関係職員及び児童生徒等に対して防災教育を実施するとともに、保護者に対しても連絡の徹底を図る。

### (1) 教育（防災訓練の実施を含む）の内容

#### ア 東南海・南海地震に関する知識

イ 地震・津波及びそれに伴う原子力災害に関する一般的知識

ウ 地震発生時の緊急行動

エ～ケ（略）

### (2)～(3)（略）

## 3 自動車運転者等に対する指導

警察本部は、地震発生時に自動車運転者等が適正な行動がとれるよう、次の事項について指導を行う。

### (1) 指導の内容

#### ア 東南海・南海地震に関する知識

イ～カ（略）

### (2)（略）

## 384 第1節 広報

府及び市町村等は、府民等に対し、次により、必要な広報活動を実施する。

### 1 広報の内容

#### (1) 東南海・南海地震に関する情報

#### (2) 地震及び津波に関する一般的情報

#### ア 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

#### イ 地震及び津波に関する一般的な知識

#### ウ 南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

#### エ 正確な情報の入手方法

#### オ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

#### カ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

#### キ 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

#### ク 居住者等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

#### ケ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

## 3 児童生徒等に対する教育

府、市町村及び学校等においては、次の事項について、関係職員及び児童生徒等に対して防災教育を実施するとともに、保護者に対しても連絡の徹底を図る。

### (1) 教育（防災訓練の実施を含む）の内容

#### ア 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

#### イ 地震及び津波に関する一般的な知識

#### ウ 南海トラフ地震が発生した場合の緊急行動に関する知識

エ～ケ（略）

### (2)～(3)（略）

## 4 自動車運転者等に対する指導

警察本部は、地震発生時に自動車運転者等が適正な行動がとれるよう、次の事項について指導を行う。

### (1) 指導の内容

#### ア 南海トラフ地震に関する知識

イ～カ（略）

### (2)（略）

## 第2節 広報

府及び市町村等は、府民等に対し、次により必要な広報活動を実施する。

### 1 広報の内容

#### (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する情報



- (3) 日頃から備えておくべき事項（第1章に掲げる事項等）
- (4) 避難路及び避難地に関する情報
- (5) 避難生活に関する情報
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 地震発生時防災上取るべき行動、特に出火防止、余震に関する注意事項  
主な例を示すと次のとおりである。
  - ア 正確な情報入手の方法を教示するための広報
  - イ 道路交通の混乱防止のための広報
  - ウ 電話のふくそうによる混乱防止のための広報
  - エ その他の広報  
電気、ガス等の使用上の注意等

2～3（略）

386 第3章 防災訓練

東南海・南海地震等府域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を震災編第2編第13章の定めるところにより実施する。

なお、防災訓練の実施にあたっては、予想される東南海・南海地震の影響が広域にわたることに配慮し、府民、関係機関との連携を図ることを特に配慮するものとする。

386 第4章 災害に強い安全なまちづくりの推進

東南海・南海地震による災害から、府民の生命、身体及び財産を守るため、防災関係機関は、予想される地震動、液状化危険度などを考慮した公共施設等の耐震化や防災基盤の整備等を計画的に実施し、災害に強い安全なまちづくりを推進する。

第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等

1 整備方針

地震発生時における直接的被害を極力軽減することや災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、府及び市町村は、東南海・南海地震法第6条第1項第1号及び令第1条の規定による地震防災上緊急に整備すべき施設等について、年次計画を定めてその整備に努める。

これらの施設等の整備に当たっては、次に掲げる点に留意する。

(1)～(3)（略）

2（略）

- (2) 地震及び津波に関する一般的情報
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する情報
- (4) 正確な情報の入手方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する情報
- (7) 各地域における避難場所及び避難経路に関する情報
- (8) 居住者等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (9) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

2～3（略）

第4章 防災訓練

南海トラフ地震等府域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を震災編第2編第13章の定めるところにより実施する。

なお、防災訓練の実施にあたっては、予想される南海トラフ地震の影響が広域にわたることに配慮し、府民、関係機関との連携を図ることを特に配慮するものとする。

(削除)

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等

1 整備方針

地震発生時における直接的被害を極力軽減することや災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、府及び市町村は、南海トラフ地震法第5条第1項第1号及び令第1条の規定による地震防災上緊急に整備すべき施設等について、年次計画を定めてその整備に努める。

これらの施設等の整備に当たっては、次に掲げる点に留意する。

(1)～(3)（略）

2（略）

第6章 災害に強い安全なまちづくりの推進

南海トラフ地震による災害から、府民の生命、身体及び財産を守るため、防災関係機関は、予想される地震動、液状化危険度などを考慮

第6章に移管

387 第2節 住宅及び公共施設等の耐震化の推進

388 第3節 文化財保護対策の実施

文化財はひとたび失われると取り戻すことができない代替性のないものであって、文化財を永く将来に伝えていくためには、不慮の被災を防止することが不可欠である。

京都府内には、貴重な国民的財産である文化財が数多く存在しており、東南海、南海地震等大規模災害時においても失することのないよう、次の文化財保護対策を実施する。

1～2（略）

388 第4節 長周期地震動対策の推進

東南海・南海地震は、震源域が非常に大きな海溝型地震であり、その地震動は活断層による地震と比較して長周期成分を多く含み、また、地震動の継続時間も長いとされている。

このため、府は、東南海・南海地震で発生すると予想される長周期地震動の構造物に及ぼす影響について国や研究機関と連携を図りながら、防災対策を充実させる。

388 第5節 東南海地震、南海地震の時間差発生による災害の拡大防止

389 第3編 災害応急対策計画

第1章 広域防災体制の確立

東南海・南海地震においては、国及び他の都道府県と連携した対策が必要不可欠である。

このため、平成18年4月に国が策定した「東南海・南海地震応急対策活動要領」と整合を図りながら、以下の対策について検討するものとする。

また、災害発生直後は受援が困難となることも想定されるため、でき

した公共施設等の耐震化や防災基盤の整備等を計画的に実施し、災害に強い安全なまちづくりを推進する。

第1節 住宅及び公共施設等の耐震化の推進

第2節 文化財保護対策の実施

文化財はひとたび失われると取り戻すことができない代替性のないものであって、文化財を永く将来に伝えていくためには、不慮の被災を防止することが不可欠である。

京都府内には、貴重な国民的財産である文化財が数多く存在しており、南海トラフ地震等大規模災害時においても失することのないよう、次の文化財保護対策を実施する。

1～2（略）

第3節 長周期地震動対策の推進

南海トラフ地震は、震源域が非常に大きな海溝型地震であり、その地震動は活断層による地震と比較して長周期成分を多く含み、また、地震動の継続時間も長いとされている。

このため、府は、南海トラフ地震で発生すると予想される長周期地震動の構造物に及ぼす影響について国や研究機関と連携を図りながら、防災対策を充実させる。

第4節 東南海地震、南海地震の時間差発生による災害の拡大防止

第5節 帰宅困難者対策の推進

府及び市町村は、民間事業者等と協力して、公共交通機関の運行停止等により発生する帰宅困難者等の一斉徒歩帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を周知徹底する。また、観光客及び帰宅困難者を支援するため、一時滞在施設の確保、発災時に必要な情報提供、徒歩帰宅者等の円滑な帰宅への支援等の対策について検討を進める。

第7章 関係者との連携協力の確保

第1節 広域防災体制の確立

南海トラフ地震においては、国及び他の都道府県と連携した対策が必要不可欠である。

このため、平成26年3月に国が策定した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」と整合を図りながら、以下の対策について検討するものとする。

また、災害発生直後は受援が困難となることも想定されるため、でき

る限り、府内における防災関係機関等の自助努力により対応できる体制づくりを目指し、種々の対策を検討するものとする。

#### 1 被害予測に基づく資機材、人員等の確保及び物資の備蓄

- (1) 防災関係機関は、別途、被害想定等を基として、地震発生時において応急対策に必要な資機材等及び人員、食料・飲料水及び生活必需品等の備蓄数量等を勘案し、計画的な確保及び備蓄に努める。
- (2) (1)において、防災関係機関間又は防災関係機関と企業等が協定等を締結する場合においては、各機関相互の競合に十分留意するとともに、相互の連携協力を図る。

#### 2 他府県との連携

- (1) 東南海・南海地震が広域同時多発災害であることを踏まえ、「近畿2府7県危機発生時等の相互応援に関する基本協定」締結府県とより緊密に連携をとりつつ対策を推進する。
- (2) 東南海・南海地震は、東海から九州までの広い範囲が被災することが想定されていることから、被災圏域外の都道府県との連携について検討を進める。

#### 3 広域災害に対応する輸送体制の整備

- (1) (略)
- (2) 東南海・南海地震においては、太平洋側の広い範囲での災害が想定されており、災害応急対策においては、国全体の応急対策に寄与する観点も踏まえ、次の輸送ネットワークの確保に努める。  
ア 近接府県と連絡する幹線交通ネットワークの確保  
イ 日本海沿岸部から府南部地域への進入ルートの確保

(3) (略)

#### 4 (略)

### 389 第2章 防災体制に関する事項

東南海・南海地震の発生時においては、被害を防止又は軽減するため、震災編の定めるところにより、被害状況等の把握や対策要員及び資機材、必要物資等の確保、消火活動、救助・救急活動、医療活動、二次災害防止のための必要な措置、輸送活動、保健衛生活動、防疫活動等必要となる種々の対策を講じることとするが、東南海・南海地震のような広域同時多発災害に対し、特に留意すべき点を掲げる。

#### 1 災害対策本部等の設置及び要員参集体制

- (1) 地震発生時には、防災関係機関は、震災編第3編第1章又は第24章により、すみやかに災害応急対策にあたるための体制を整える。

る限り、府内における防災関係機関等の自助努力により対応できる体制づくりを目指し、種々の対策を検討するものとする。

#### 1 被害予測に基づく資機材、人員等の確保及び物資の備蓄

- (1) 府及び市町村は震災編第2編第9章に定めるところにより物資の備蓄に努める。
- (2) 防災関係機関は、別途、被害想定等を基として、地震発生時において応急対策に必要な資機材等及び人員等を勘案し、計画的な確保に努める。
- (3) (2)において、防災関係機関間又は防災関係機関と企業等が協定等を締結する場合においては、各機関相互の競合に十分留意するとともに、相互の連携協力を図る。

#### 2 他府県との連携

- (1) 南海トラフ地震が広域同時多発災害であることを踏まえ、関西広域連合や「近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定」締結府県等とより緊密に連携をとりつつ対策を推進する。また、応援・受援については、関西広域連合の関西防災・減災プランに基づき体制を確立する。
- (2) 南海トラフ地震は、東海から九州までの広い範囲が被災することが想定されていることから、被災圏域外の都道府県との連携について検討を進める。

#### 3 広域災害に対応する輸送体制の整備

- (1) (略)
- (2) 南海トラフ地震においては、太平洋側の広い範囲での災害が想定されており、災害応急対策においては、国全体の応急対策に寄与する観点も踏まえ、次の輸送ネットワークの確保に努める。  
ア 近接府県と連絡する幹線交通ネットワークの確保  
イ 日本海沿岸部から府南部地域への進入ルートの確保

(3) (略)

#### 4 (略)

### 第2節 防災体制に関する事項

南海トラフ地震の発生時においては、被害を防止又は軽減するため、震災編の定めるところにより、被害状況等の把握や対策要員及び資機材、必要物資等の確保、消火活動、救助・救急活動、医療活動、二次災害防止のための必要な措置、輸送活動、保健衛生活動、防疫活動等必要となる種々の対策を講じるものとするが、南海トラフ地震のような広域同時多発災害に対し、特に留意すべき点を掲げる。

#### 1 災害対策本部等の設置及び要員参集体制

- (1) 地震発生時には、防災関係機関は、震災編第3編第1章又は第24章により、すみやかに災害応急対策にあたるための体制を整える。

	<p>(2) 東南海・南海地震においては、広域にわたる交通網の寸断や時間差発生の危惧等活断層地震とは異なる特徴を持っているため、府は、府域で観測された震度が震度4以下であっても、「<u>近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本</u>」協定締結府県において震度6弱以上の揺れが観測されている場合には、被害の程度を勘案し、知事の決定より、災害警戒本部を設置する。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 地震発生時の応急対策</p> <p>東南海・南海地震が発生した場合における被害の防止・軽減のため、震災編により、種々の防災対策等を講じる。</p> <p>(1) 被害状況等の情報収集・伝達</p> <p>ア 被害状況等の情報収集・伝達については、震災編第3編第2章に定めるところによるものとする。</p> <p>イ 通信設備の被災により、情報伝達網が寸断された場合にあつては、非常通信経路を用いるものとする。</p> <p>ウ 防災関係機関は、その所管する公共施設等について緊急点検を行い、当該施設の被災状況等の把握及び復旧に努めるものとする。</p> <p>この場合において、特に防災活動の拠点となる施設や避難地に指定されている施設及び緊急輸送道路の被災状況把握及び復旧に配慮するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 応援の要請</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 広域緊急援助隊の応援要請</p> <p>警察本部長は災害応急対策のため必要があると認めるときは、管区警察局を通じて警察庁に対し、<u>広域緊急援助隊</u>の派遣要請を事前に連絡するとともに、派遣部隊の要請に関する公安委員会手続きを行うものとする。</p> <p>エ～オ (略)</p>	<p>(2) <u>南海トラフ地震</u>においては、広域にわたる交通網の寸断や時間差発生の危惧等活断層地震とは異なる特徴を持っているため、府は、府域で観測された震度が震度4以下であっても、「<u>近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本</u>」協定締結府県において震度6弱以上の揺れが観測されている場合には、被害の程度を勘案し、知事の決定より、災害警戒本部を設置する。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 地震発生時の応急対策</p> <p>南海トラフ地震が発生した場合における被害の防止・軽減のため、震災編により、種々の防災対策等を講じる。</p> <p>(1) 被害状況等の情報収集・伝達</p> <p>ア 被害状況等の情報収集・伝達については、震災編第3編第2章に定めるところによるものとする。</p> <p>イ 通信設備の被災により、情報伝達網が寸断された場合にあつては、非常通信経路を用いるものとする。</p> <p>ウ 防災関係機関は、その所管する公共施設等について緊急点検を行い、当該施設の被災状況等の把握及び復旧に努めるものとする。</p> <p>この場合において、特に防災活動の拠点となる施設や<u>避難所・避難場所</u>に指定されている施設及び緊急輸送道路の被災状況把握及び復旧に配慮するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 応援の要請</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ <u>警察災害派遣隊</u>の応援要請</p> <p>警察本部長は災害応急対策のため必要があると認めるときは、管区警察局を通じて警察庁に対し、<u>警察災害派遣隊</u>の派遣要請を事前に連絡するとともに、派遣部隊の要請に関する公安委員会手続きを行うものとする。</p> <p>エ～オ (略)</p>	
共通	<p>株式会社<u>エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u></p> <p>社団法人京都府医師会</p> <p>社団法人京都府バス協会</p> <p>社団法人京都府トラック協会</p> <p>社団法人京都府エルピーガス協会</p> <p>社団法人京都府薬剤師会</p> <p>社団法人京都府歯科医師会</p> <p>大野ダム管理事務所</p>	<p>株式会社<u>NTT</u>ドコモ</p> <p><u>一般社団法人</u>京都府医師会</p> <p><u>一般社団法人</u>京都府バス協会</p> <p><u>一般社団法人</u>京都府トラック協会</p> <p><u>一般社団法人</u>京都府LPガス協会</p> <p><u>一般社団法人</u>京都府薬剤師会</p> <p><u>一般社団法人</u>京都府歯科医師会</p> <p>大野ダム<u>総合</u>管理事務所</p>	<p>会社名変更</p> <p>名称変更</p>

区分	京都府地域防災計画 事故対策計画編
----	-------------------

頁	現 行
	<b>石油類流出事故対策計画編</b>
	第1編 総則
2	第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱
	2 京都府警察
	(6) 遺体の検視及び身元の確認
	第2編 予防計画
7	<表>関係機関通報連絡先（日本海沿岸部の関係機関）
8	(市町村・消防機関に追加)
	陸上自衛隊第7普通科連隊：FAX（内線番号）
	第3編 応急対策計画
21	第10章 ボランティア受入計画
	第1 ボランティア受入環境の整備
	2 このため、災害ボランティアが十分な活動を行えるよう、災害ボランティアの受入・派遣調整に当たる府・市町村社会福祉協議会は、油回収作業現場との連絡を密にし、回収作業場所、必要人員、作業実施に必要な持参品、健康上の留意事項等に係る十分な情報を収集し、ボランティア活動希望者に提供する。
	3 府及び市町村は、府・市町村社会福祉協議会に対し、必要な助言及び情報提供を行うとともに、ボランティア保険への加入促進の利便提供等ボランティア活動が円滑に実施できる環境整備に努めるものとする。
22	第2 ボランティアの受入上の留意事項
	1 ボランティアのコーディネート
	ボランティアを受け入れた市町村は、漁業協同組合等関係団体と連携し、防除作業の効率性を確保するため、回収作業の実施に必要な指示を行う職員を作業責任者として油回収作業現場に派遣するとともに、

修 正 案	修 正 理 由
<b>石油類流出事故対策計画編</b>	
第1編 総則	
第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
2 京都府警察	
(6) 遺体の検視、 <u>死体調査、身元確認等</u>	関係法令改正（警察本部）
第2編 予防計画	
<表>関係機関通報連絡先（日本海沿岸部の関係機関）	
<u>舞鶴市消防本部（直通電話番号・FAX・衛星通信系防災情報システム）</u>	記載もれ（舞鶴市）
陸上自衛隊第7普通科連隊：FAX（番号修正）	番号修正（陸自第7普通科連隊）
第3編 応急対策計画	
第10章 ボランティア受入計画	
第1 ボランティア受入環境の整備	
2 このため、災害ボランティアが十分な活動を行えるよう、災害ボランティアの受入・派遣調整に当たる <u>京都府災害ボランティアセンター及び市町村災害ボランティアセンター</u> は、油回収作業現場との連絡を密にし、回収作業場所、必要人員、作業実施に必要な持参品、健康上の留意事項等に係る十分な情報を収集し、ボランティア活動希望者に提供する。	一般編等との整合（健康福祉部）
3 府及び市町村は、 <u>京都府災害ボランティアセンター及び市町村災害ボランティアセンター</u> に対し、必要な助言及び情報提供を行うとともに、ボランティア保険への加入促進の利便提供等ボランティア活動が円滑に実施できる環境整備に努めるものとする。	
第2 ボランティアの受入上の留意事項	
1 ボランティアのコーディネート	
ボランティアを受け入れた市町村 <u>及び市町村災害ボランティアセンター</u> は、漁業協同組合等関係団体と連携し、防除作業の効率性を確保するため、回収作業の実施に必要な指示を行う職員を作業責任者として	一般編等との整合（健康福祉部）



50	<p>第1章 応急対策の活動体制</p> <p>第1節 府の活動体制</p> <p>&lt;表&gt;事故警戒体制及び事故対策本部の配備</p> <p><u>商工部</u></p>	<p>第1章 応急対策の活動体制</p> <p>第1節 府の活動体制</p> <p>&lt;表&gt;事故警戒体制及び事故対策本部の配備</p> <p><u>商工労働観光部</u></p>	修正もれ（商工労働観光部）
57	<p><b>鉄道災害対策計画編</b></p> <p>第1編 総則</p> <p>第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>2 京都府警察</p> <p>(7) 遺体の検視及び<u>身元の確認</u></p>	<p><b>鉄道災害対策計画編</b></p> <p>第1編 総則</p> <p>第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>2 京都府警察</p> <p>(7) 遺体の検視、<u>死体調査、身元確認等</u></p>	関係法令改正（警察本部）
62	<p>第3編 応急対策計画</p> <p>第1章 応急対策の活動体制</p> <p>第1節 府の活動体制</p> <p>&lt;表&gt;事故警戒体制及び事故対策本部の配備</p> <p><u>商工部</u></p>	<p>第3編 応急対策計画</p> <p>第1章 応急対策の活動体制</p> <p>第1節 府の活動体制</p> <p>&lt;表&gt;事故警戒体制及び事故対策本部の配備</p> <p><u>商工労働観光部</u></p>	修正もれ（商工労働観光部）
69	<p><b>道路災害対策計画編</b></p> <p>第1編 総則</p> <p>第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>2 京都府警察</p> <p>(7) 遺体の検視及び<u>身元の確認</u></p>	<p><b>道路災害対策計画編</b></p> <p>第1編 総則</p> <p>第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>2 京都府警察</p> <p>(7) 遺体の検視、<u>死体調査、身元確認等</u></p>	関係法令改正（警察本部）
79	<p>第3編 応急対策計画</p> <p>第6章 交通及び輸送対策</p> <p>第2 緊急輸送対策</p> <p>(略) なお、その手続きについては、一般編第3編第19章「輸送計画」に定めるところによる。</p>	<p>第3編 応急対策計画</p> <p>第6章 交通及び輸送対策</p> <p>第2 緊急輸送対策</p> <p>(略) なお、その手続きについては、一般編第3編第20章「輸送計画」に定めるところによる。</p>	修正もれ
81	<p><b>危険物等災害対策計画編</b></p> <p>第1編 総則</p> <p>第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>2 京都府警察</p> <p>(6) 遺体の検視及び<u>身元の確認</u></p>	<p><b>危険物等災害対策計画編</b></p> <p>第1編 総則</p> <p>第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>2 京都府警察</p> <p>(6) 遺体の検視、<u>死体調査、身元確認等</u></p>	関係法令改正（警察本部）
	<p><b>林野火災対策計画編</b></p>	<p><b>林野火災対策計画編</b></p>	

98	<p>第1編 総則</p> <p>第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>2 京都府警察</p> <p>(5) 遺体の検視及び身元の確認</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>2 京都府警察</p> <p>(5) 遺体の検視、<u>死体調査、身元確認等</u></p>	関係法令改正（警察本部）
111	<p><b>広域停電事故対策計画編</b></p> <p>第1編 総則</p> <p>第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>4 関西電力株式会社（京都支店又は<u>火力センター</u>）</p>	<p><b>広域停電事故対策計画編</b></p> <p>第1編 総則</p> <p>第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>4 関西電力株式会社（京都支店又は<u>火力事業本部</u>）</p>	組織改正による（関西電力（株））
114	<p>第2編 予防計画</p> <p>&lt;図&gt;情報連絡系統図</p> <p>※ 関西電力（株）高浜発電所の事故に伴う情報連絡系統図は、京都府地域防災計画原子力発電所防災計画編によるものとする。</p>	<p>第2編 予防計画</p> <p>&lt;図&gt;情報連絡系統図</p> <p>※ 関西電力（株）高浜発電所・<u>大飯発電所</u>の事故に伴う情報連絡系統図は、京都府地域防災計画原子力発電所防災対策<u>計画</u>編によるものとする。</p>	原子力編に大飯発電所の連絡系統図があるため（関西電力（株））
115	<p>第3編 応急対策計画</p> <p>第1章 応急対策の活動体制</p> <p>第1節 府の活動体制</p> <p>第2 活動体制</p> <p>&lt;表&gt;事故警戒体制及び事故対策本部の配備</p> <p><u>企画政策課</u></p>	<p>第3編 応急対策計画</p> <p>第1章 応急対策の活動体制</p> <p>第1節 府の活動体制</p> <p>第2 活動体制</p> <p>&lt;表&gt;事故警戒体制及び事故対策本部の配備</p> <p><u>戦略企画課</u></p>	組織変更（政策企画部）
共通	<u>社団法人</u> 京都府医師会	<u>一般社団法人</u> 京都府医師会	団体名変更